

# 目 次

## ○第1号（12月1日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	3
開会・開議	4
町長挨拶	4
諸般の報告	4
日程第 1 会議録署名議員の指名	4
日程第 2 会期の決定	5
日程第 3 議案第53号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例	5
日程第 4 議案第54号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部を改正する条例	10
日程第 5 議案第55号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関す る条例の一部を改正する条例	12
日程第 6 議案第66号 吉岡町課設置条例等の一部を改正する条例	14
日程第 7 議案第56号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	15
日程第 8 議案第57号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例	16
日程第 9 議案第58号 吉岡町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を 改正する条例	17
日程第10 議案第59号 令和4年度 相馬原飛行場等周辺水道設置助成事業 上ノ原浄水場改修工事変更請負契約の締結について	18
日程第11 議案第60号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）	24
日程第12 議案第61号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予 算（第2号）	26
日程第13 議案第62号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算	

	(第2号) .....	28
日程第14	議案第63号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正 予算(第2号) .....	29
日程第15	議案第64号 令和5年度吉岡町水道事業会計補正予算(第2号) .....	30
日程第16	議案第65号 令和5年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第2号) .....	31
日程第17	請願第2号 国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設へ の支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員 増を求める請願 .....	33
散 会	.....	34

### ○第2号(12月4日)

議事日程 第2号	.....	35
本日の会議に付した事件	.....	35
出席議員	.....	36
欠席議員	.....	36
説明のため出席した者	.....	36
事務局職員出席者	.....	36
開 議	.....	37
日程第1 一般質問	.....	37
◇富岡大志君	.....	37
◇宮内正晴君	.....	57
◇富岡栄一君	.....	70
◇藤多ゆかり君	.....	78
◇大井俊一君	.....	82
◇小林静弥君	.....	93
散 会	.....	111

### ○第3号(12月5日)

議事日程 第3号	.....	113
本日の会議に付した事件	.....	113
出席議員	.....	114
欠席議員	.....	114
説明のため出席した者	.....	114

事務局職員出席者	114
開 議	115
日程第 1 一般質問	115
◇山崎守人君	115
◇飯島 衛君	123
◇坂田一広君	140
◇小池春雄君	158
◇飯塚憲治君	176
散 会	193

#### ○第4号（12月11日）

議事日程 第4号	195
本日の会議に付した事件	196
出席議員	199
欠席議員	199
説明のため出席した者	199
事務局職員出席者	199
開 議	200
日程第 1 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生・予算決算 各常任委員長報告）	200
日程第 2 議案第53号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	204
日程第 3 議案第54号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例例	204
日程第 4 議案第55号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	205
日程第 5 議案第66号 吉岡町課設置条例等の一部を改正する条例	205
日程第 6 議案第56号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	207
日程第 7 議案第57号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	208
日程第 8 議案第58号 吉岡町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例	208

日程第 9	議案第 59 号	令和 4 年度 相馬原飛行場等周辺水道設置助成事業 上ノ原浄水場改修工事変更請負契約の締結について……………	209
日程第 10	議案第 60 号	令和 5 年度吉岡町一般会計補正予算（第 4 号）……………	209
日程第 11	議案第 61 号	令和 5 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予 算（第 2 号）……………	210
日程第 12	議案第 62 号	令和 5 年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 （第 2 号）……………	210
日程第 13	議案第 63 号	令和 5 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正 予算（第 2 号）……………	210
日程第 14	議案第 64 号	令和 5 年度吉岡町水道事業会計補正予算（第 2 号）……………	211
日程第 15	議案第 65 号	令和 5 年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第 2 号）……………	211
日程第 16	請願の付託案件審査報告（文教厚生常任委員長報告）……………		212
日程第 17	請願第 2 号	国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設へ の支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員 増を求める請願……………	212
日程の追加……………			213
追加日程第 1	発委第 1 号	国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設へ の支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員 増を求める意見書……………	213
日程第 18	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………		217
日程第 19	総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………		217
日程第 20	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………		217
日程第 21	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………		217
日程第 22	予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………		217
日程の追加……………			218
追加日程 2 第 1	議案第 67 号	令和 5 年度吉岡町一般会計補正予算（第 5 号）……………	218
追加日程 2 第 2	委員会議案審査報告（予算決算常任委員長報告）……………		220
追加日程 2 第 3	議案第 67 号	令和 5 年度吉岡町一般会計補正予算（第 5 号）……………	220
町長挨拶……………			221
閉 会……………			222

# 令和5年第4回吉岡町議会定例会会議録第1号

令和5年12月1日（金曜日）

## 議事日程 第1号

令和5年12月1日（金曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第53号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 4 議案第54号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 5 議案第55号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 6 議案第66号 吉岡町課設置条例等の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 7 議案第56号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 8 議案第57号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 9 議案第58号 吉岡町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第10 議案第59号 令和4年度 相馬原飛行場等周辺水道設置助成事業 上ノ原浄水場改修工事変更請負契約の締結について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第11 議案第60号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）  
(提案・質疑・付託)
- 日程第12 議案第61号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
(提案・質疑・付託)
- 日程第13 議案第62号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

(提案・質疑・付託)

日程第14 議案第63号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

(提案・質疑・付託)

日程第15 議案第64号 令和5年度吉岡町水道事業会計補正予算(第2号)

(提案・質疑・付託)

日程第16 議案第65号 令和5年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第2号)

(提案・質疑・付託)

日程第17 請願第2号 国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める請願

(趣旨説明・付託)

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（14人）

1番	山崎守人君	2番	春山和久君
3番	藤多ゆかり君	4番	大井俊一君
5番	秋山光浩君	6番	宮内正晴君
7番	小林静弥君	8番	富岡栄一君
9番	飯塚憲治君	10番	富岡大志君
11番	坂田一広君	12番	飯島衛君
13番	小池春雄君	14番	廣嶋隆君

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町長	柴崎徳一郎君	副町長	高田栄二君
教育長	山口和良君	総務課長	小林康弘君
企画財政課長	米沢弘幸君	住民課長	一倉哲也君
健康子育て課長	中島繁君	介護福祉課長	永井勇一郎君
産業観光課長	岸一憲君	建設課長	笹沢邦男君
税務会計課長	中澤礼子君	上下水道課長	大澤正弘君
教育委員会事務局長	高橋淳巳君		

---

## 事務局職員出席者

事務局長 福島良一 主任 岸美穂

## 開会・開議

午前9時30分開会・開議

議長（廣嶋 隆君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、令和5年第4回吉岡町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

---

## 町長挨拶

議長（廣嶋 隆君） 町長より発言の申入れがありましたので、これを許可します。

柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長（柴崎徳一郎君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

令和5年第4回吉岡町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

本日、12月定例議会が議員各位出席の下、開会できますことに、心から感謝と御礼を申し上げます。また、議員各位におかれましては、日頃の議員活動はもとより、この秋には行政視察や各種研修等にも精力的に取り組んでいただきましたことに、敬意を表します。

さて、本定例会では、議案14件を上程させていただきました。何とぞ慎重審議いただき、いずれも原案のとおり可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日は大変お世話になります。

---

## 諸般の報告

議長（廣嶋 隆君） 次に、諸般の報告をいたします。

お手元に配付してある書面のとおりです。これをもって諸般の報告といたします。

議事日程（第1号）により会議を進めます。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（廣嶋 隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、吉岡町議会会議規則第119条の規定により、議長において、7番小林静弥議員、8番富岡栄一議員を指名します。

---

## 日程第2 会期の決定

議長（廣嶋 隆君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期については、議会運営委員会に付託してありますので、小池委員長より委員長報告を求めます。小池委員長。

〔議会運営委員会委員長 小池春雄君登壇〕

議会運営委員長（小池春雄君） 報告いたします。

令和5年11月24日金曜日、午前9時半から全員協議会室において、委員全員、議長、副議長、執行側からは町長、副町長、教育長、関係課長の出席の下、議会運営委員会を開催し、令和5年第4回定例会の会期及び日程について協議を行いました。

本定例会の会期は、本日12月1日金曜日から12月11日月曜日までの11日間と決定をいたしました。

一般質問は12月4日、5日の2日間と決まりました。

なお、会期日程の詳細につきましては、お手元に配付をしたとおりであります。

以上、報告します。

議長（廣嶋 隆君） 委員長報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの委員長報告のとおり、会期を12月1日から12月11日までの11日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

小池委員長、自席にお戻りください。

よって、会期は12月1日から11日までの11日間と決定しました。

なお、日程はお手元に配付したとおりであります。

---

## 日程第3 議案第53号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第3、議案第53号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第53号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、令和5年人事院勧告に鑑み、一般職の給料月額、期末手当及び勤勉手当並びに特別職の期末手当を引き上げるとともに、在宅勤務等手当を新設し、並びにフレックス

タイム制のさらなる柔軟化を図るため、所要の改正を行うものであります。

その他、詳細につきましては、総務課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

まず、令和5年の給与勧告の概要ですが、月例給については、民間給与との格差3,869円を埋めるため、初任給をはじめ、若年層に重点を置き給料月額を引き上げる引上げ勧告となっております。

初任給につきましては、高卒が1万2,000円、大卒が1万1,000円の引上げとなり、大卒、高卒の初任給が共に1万円を超えて引き上げられるのは、平成2年以来33年ぶりであり、官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準となっております。

特別給につきましては、民間の支給割合4.49月分との均衡を図るため、現行の4.4か月分を0.10か月引上げ、4.5か月分としようとしております。また、勤務時間に関する勧告では、フレックスタイム制等の活用による働き方の推進は、職員のワーク・ライフ・バランスの実現だけでなく、公務能率の向上にも資するものであることから、現在、育児・介護を行う職員にのみ認められている、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定できるフレックスタイム制を一般の職員にも拡大することとされております。

本条例案は、当該勧告等に鑑みて、一般職の給料月額、期末手当及び勤勉手当並びに特別職の期末手当を引き上げるとともに、在宅勤務等手当を新設し、並びにフレックスタイム制のさらなる柔軟化を図るため、所要の改正を行うものであります。

それでは、吉岡町職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条による改正）をご覧ください。

第22条第2項の改正は、定年前再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員及び特定任期付職員を除く一般職の職員について、令和5年度の期末手当の支給率を改正するもので、特定幹部職員にあつては、6月分を100分の100、12月分の支給率を100分の105とし、年間支給率を100分の205とするとともに、特定幹部職員以外の職員にあつては、6月分を100分の120、12月分を100分の125とし、年間支給率を100分の245とするものとなります。

第22条第3項の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の令和5年度の期末手当の支給率を改正するもので、特定幹部職員にあつては、6月分を100分の57.5、12月分

を100分の60とし、年間支給率を100分の117.5とするとともに、特定幹部職員以外の職員にあつては、6月分を100分の67.5、12月分を100分の70とし、年間支給率を100分の137.5とするものとなります。

2ページをご覧ください。

第23条第2項第1号の改正は、定年前再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員及び特定任期付職員を除く一般職の職員について、令和5年度の勤勉手当の支給率を改正するもので、特定幹部職員にあつては、6月分を100分の120、12月分の支給率を100分の125とし、年間支給率を100分の245とするとともに、特定幹部職員以外の職員にあつては、6月分を100分の100、12月分を100分の105とし、年間支給率を100分の205とするものとなります。

第23条第2項第2号の改正は、定年前再任用短時間職員の令和5年度の勤勉手当の支給率を改正するもので、特定幹部職員にあつては、6月分を100分の57.5、12月分を100分の60とし、年間支給率を100分の117.5とするとともに、特定幹部職員以外の職員にあつては、6月分を100分の47.5、12月分を100分の50とし、年間支給率を100分の97.5とするものです。

2ページ下段から8ページまでの別表第1の改正は、給料表の改正を行うもので、3ページにあります高卒初任給である1級5号にあつては、15万4,600円を1万2,000円引き上げ16万6,600円とするほか、4ページになります大卒初任給である1級25号にあつては、18万5,200円を1万1,000円引き上げ19万6,200円としております。

平均改定率は、全体では1.1%であり、内訳としては、1級が5.2%、2級が2.8%、3級が1%、4級が0.4%、5級以上が0.3%となっております。

次に、吉岡町職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条による改正）をご覧ください。

第2条第1項の改正は、在宅勤務等手当を新設するものであります。

第7条第4項の改正は、フレックスタイム制度のさらなる柔軟化のために、第3条において、勤務時間条例を改正することに伴う技術的改正となります。

2ページをご覧ください。

まず、少し飛ばしまして、2ページ下段の第13条の3の新設は、在宅勤務等手当を新設するものであります。

第1項は、支給対象職員を規定するもので、住居その他これに準ずる場所で、規則で定める期間以上継続して月10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員が対象となります。

第2項は、手当の額を規定するもので、月額3,000円となります。

第3項は、規則への委任規定を設けるものであります。

少し戻っていただきまして、2ページ上段の第13条第2項第2号の改正は、在宅勤務等手当の新設に伴い、在宅勤務等手当を支給される職員については、通勤回数に応じて通勤手当を減額する規定を新設するものであります。

3ページから4ページの第15条第4項、第16条、第20条の2第1項の改正は、フレックスタイム制度のさらなる柔軟化のために、第3条において勤務時間条例を改正することに伴う技術的改正となります。

5ページをご覧ください。

第22条第2項の改正は、定年前再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員及び特定任期付職員を除く一般職の職員について、令和6年度以降の6月分及び12月分の期末手当の支給率を改正するもので、特定幹部職員にあつては、6月分及び12月分の支給率をそれぞれ100分の102.5とし、年間の支給率を100分の205とするとともに、特定幹部職員以外の職員にあつては、6月分及び12月分の支給率をそれぞれ100分の122.5とし、年間支給率を100分の245とするものであります。

第22条第3項の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の令和6年度以降の6月分及び12月分の期末手当の支給率を改正するもので、特定幹部職員にあつては、6月分及び12月分の支給率をそれぞれ100分の58.75とし、年間支給率を100分の117.5とするとともに、特定幹部職員以外の職員にあつては、6月分及び12月分の支給率をそれぞれ100分の68.75とし、年間支給率を100分の137.5とするものであります。

6ページをご覧ください。

第23条第2項第1号の改正は、定年前再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員及び特定任期付職員を除く一般職の職員について、令和6年度以降の6月分及び12月分の勤勉手当の支給率を改正するもので、特定幹部職員にあつては、6月分及び12月分の支給率をそれぞれ100分の122.5とし、年間支給率を100分の245とするとともに、特定幹部職員以外の職員にあつては、6月分及び12月分の支給率をそれぞれ100分の102.5とし、年間支給率を100分の205とするものであります。

第23条第2項第2号の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の令和6年度以降の6月分及び12月分の勤勉手当の支給率を改正するもので、特定幹部職員にあつては、6月分及び12月分の支給率をそれぞれ100分の58.75とし、年間支給率を100分の117.5とするとともに、特定幹部職員以外の職員にあつては、6月分及び12月分の支給率をそれぞれ100分の48.75とし、年間支給率を100分の97.5とするものであります。

次に、吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表（第3条による改正）をご覧ください。

第3条第1項の改正は、同条第3項の改正に伴う技術的改正です。

第3条第3項の改正及び2ページの第3条第4項の削除は、フレックスタイム制についてのさらなる柔軟化を図るもので、現行のフレックスタイム制については、一般の職員は、単位期間内の勤務時間の総量を維持した上で1日の勤務時間を増減することができますが、勤務を割り振らない日、いわゆる休日を増やすことはできない制度となっております。

これに対し、育児・介護を行う職員については、単位期間内において勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に休日を増やすことができるとされており、今回の改正は、この措置を育児・介護職員以外の一般の職員にも拡大するものであります。

3ページをご覧ください。

第5条第1項の改正は、第3条の改正に伴う技術的改正であります。

第5条第2項の新設は、フレックスタイム制により設けた勤務時間を割り振らない日についても、週休日と同様に勤務日を振り替えることができることとするものです。

4ページから5ページの第8条の2、第10条及び第15条は、第3条の改正に伴う技術的改正です。

次に、吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第4条による改正）をご覧ください。

第10条第2項の改正は、会計年度任用職員の令和5年度の期末手当の支給率を改正するもので、6月分にあつては100分の120、12月分にあつては100分の125とし、年間支給率を100分の245とするものです。

次に、吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第5条による改正）をご覧ください。

第10条第2項の改正は、会計年度任用職員の令和6年度以降の6月分及び12月分の期末手当の支給率を改正するもので、6月分及び12月分の期末手当の支給率をそれぞれ100分の122.5とし、年間支給率を100分の245とするものです。

次に、吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表（第6条による改正）をご覧ください。

第9条第2項の改正は、特定任期付職員の令和5年度の期末手当の支給率を改正するもので、年間支給率を100分の340とするものとなります。別表の改正は、特定任期付職員の給料月額を引き上げるものとなります。

次に、吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表（第7条による改正）をご覧ください。

第9条第2項の改正は、特定任期付職員の令和6年度以降の6月分及び12月分の期末手当の支給率を改正するもので、6月分及び12月分の期末手当の支給率を、それぞれ100分の170とし、年間支給率を100分の340とするものとなります。

次に、特別職の給与及び旅費支給条例新旧対照表（第8条による改正）をご覧ください。

第4条第2項の改正は、町長・副町長・教育長の令和5年度の期末手当の支給率を改正するもので、6月分にあつては100分の220、12月分にあつては100分の230とし、年間支給率を100分の450とするものです。

次に、特別職の給与及び旅費支給条例新旧対照表（第9条による改正）をご覧ください。

第4条第2項の改正は、町長・副町長・教育長の令和6年度以降の6月分及び12月分の期末手当の支給率を改正するもので、6月号及び12月分の期末手当の支給率をそれぞれ100分の225とし、年間支給率を100分の450とするものです。

議案書7ページ中段の附則をご覧ください。

附則第1条第1項は、本条例の施行日を定めるもので、令和6年度以降の期末手当、勤勉手当の引上げ及び在宅勤務等手当の新設は令和6年4月1日施行、フレックスタイム制のさらなる柔軟化は、令和7年4月1日施行、それ以外の令和5年度の給与月額及び期末手当、勤勉手当の引上げは公布日施行とするものであります。

附則第1条第2項は、令和5年度の給料月額、期末手当及び勤勉手当の引上げは、令和5年4月1日から適用することとするものです。

附則第2条については、令和5年度の給料月額、期末手当及び勤勉手当を引き上げる場合には、それぞれ改正前の各条例の規定により支給された給与は、改正後の各条例の規定による給与の内払いとみなすこととするものであります。

附則第3条は、規則への委任規定を設けるものとなります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第53号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

#### 日程第4 議案第54号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第4、議案第54号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第54号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、令和5年人事院勧告等に鑑み、一般職員に準じて議員の期末手当を引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

その他、詳細につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第1条による改正）をご覧ください。

第6条第2項の改正は、議員の令和5年度の期末手当の支給率を改正するもので、6月分にあつては100分の220、12月分にあつては100分の230とし、年間支給率を100分の450とするものとなります。

次に、吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第2条による改正）をご覧ください。

第6条第2項の改正は、議員の令和6年度以降の6月分及び12月分の期末手当の支給率を改正するもので、6月分及び12月分の期末手当の支給率をそれぞれ100分の225とし、年間支給率を100分の450とするものであります。

議案書1ページ中段の附則をご覧ください。

附則第1条第1項は、本条例の施行日を定めるもので、令和6年度以降の期末手当の支給率の改正は令和6年4月1日施行、それ以外の令和5年度の期末手当の支給率の改正は公布日施行とし、第2項は、令和5年度の期末手当の引上げは令和5年4月1日から適用することとするものであります。

附則第2条は、令和5年度の期末手当を引き上げる場合には、改正前の条例の規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすこととするものであります。

附則第3条は、規則への委任規定を設けるものとなります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第54号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

**日程第5 議案第55号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例**

議長（廣嶋 隆君） 日程第5、議案第55号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第55号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものであります。

その他、詳細につきましては総務課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給については、勤勉手当の支給実績が広がっていない国の非常勤職員の取扱いとの均衡や、各地方公共団体における期末手当の定着状況等を踏まえた上で、国における検討課題とされていたところではありますが、国の非常勤職員は、令和3年度までに、対象職員に勤勉手当が支給されていること、また、自治体においても、会計年度任用職員に対する期末手当の支給が定着したことを踏まえ、令和5年5月に地方自治法が改正され、令和6年度から、パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能とされたところでもあります。

フルタイム会計年度任用職員については、自治法上は勤勉手当の支給は可能であったものの、検討課題とされたことを踏まえ、国のマニュアルにより支給しないこととされておりましたが、本年5月の法改正により、国のマニュアルが改定され、支給することとされたものであります。

本条例は、それらの制度改正を踏まえ、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものであります。

それでは新旧対照表の1ページをご覧ください。

第2条第1項の改正は、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとするものです。

次に、第10条第1項の改正は、第10条の2の新設に伴う技術的改正となります。

2ページから3ページを併せてご覧ください。

第10条の2の新設は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について定めるもので、第1項は支給対象職員及び支給方法を、第2項は額及び支給率を、第3項は支給率を乗じる勤勉手当基礎額を定めるものであります。

支給対象職員は、任期の定めが6か月以上の者であって、6月1日及び12月1日の各基準日に在籍する者となります。

支給率は、常勤職員と同様に100分の102.5となり、当該支給率を乗じる勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額となります。

2ページ下段の第10条の2第4項は、勤勉手当の不支給及び一時差止めについて、期末手当の規定を準用することとするもの、同条第5項は、規則への委任規定を設けるものとなります。

2ページ下段から3ページを併せてご覧ください。

第18条の2の新設は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について、フルタイム会計年度任用職員の規定を準用するもので、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日以前の6か月以内の報酬の一月当たりの平均額とするものであります。

次に、吉岡町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（附則第2条による改正）をご覧ください。

第7条第2項の改正は、6月1日、12月1日の各基準日に育児休業をしている会計年度任用職員について、基準日以前6か月以内の期間に勤務した期間がある場合は、勤勉手当を支給することとするものです。

第8条の改正は、第7条第2項の改正に伴う技術的改正です。

議案書1ページの附則をご覧ください。

附則第1条は、本条例の施行日を令和6年4月1日とするものであります。

附則第2条は、先ほど新旧対照表で説明させていただいたとおりであります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第55号は、総務産業常任委員会に付託します。

## 日程第6 議案第66号 吉岡町課設置条例等の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第6、議案第66号 吉岡町課設置条例等の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第66号 吉岡町課設置条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例については、令和2年4月1日実施した組織機構改革について、令和4年4月1日に一部事務分掌の見直しを実施したところですが、より柔軟かつ強靱な組織体制を目指すことを目的に、一部「課」の統合をするものであります。

その他、詳細につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 町長の補足説明をします。

令和2年4月に行った機構改革について、令和4年度に一部事務分掌の見直しを実施しましたが、町長の答弁にあったとおり、柔軟かつ強靱な組織体制を目指すことを目的に、一部「課」の統合をするものとなります。

今回の条例改正は、課統合により、改正が必要となる関係4条例の改正について、一括して上程するものとなります。

議案書1ページ、第1条をご覧ください。

第1条は、吉岡町課設置条例の一部改正となります。

課設置条例は、地方自治法第158条第1項の規定で、長の直近下位の内部組織の設置、その分掌する事務について条例で定めるものとされていることから、当該条例の第1条で課の設置、第2条で課の事務分掌を定めているものです。今回の改正は、課設置について、課設置条例第1条第4号健康子育て課を健康福祉課に改め、第5号介護福祉課を削り、以下、各号を1号ずつ繰り上げるもの及び事務分掌については、課設置条例第2条の表を条例案のとおり改めるもので、現在の健康子育て課と介護福祉課を統合するものとなります。

本条例第2条吉岡町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例、第3条吉岡町老人ホーム入所判定委員会設置条例、第4条吉岡町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画審議会設置条例及び、2ページに移りまして、第5条吉岡町予防接種健康被害調査委員会

設置条例につきましては、先ほどの課名変更に伴う条例改正となります。

附則として、「この条例は令和6年4月1日から施行する」です。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第66号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第7 議案第56号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第7、議案第56号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第56号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年1月から出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税の軽減措置を講じるため、所要の改正を行うものです。

その他、詳細につきましては、住民課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

本改正は、国民健康保険被保険者の出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税の軽減措置を講じるためのものです。

具体的には、出産の予定日が属する月の前月から出産の予定日が属する月の翌々月の計4か月分の保険税の所得割及び均等割について減額するものです。なお、多胎妊娠・出産の場合は、出産の予定日が属する月の3か月前から6か月分を減額することとなります。

新旧対照表1ページをご覧ください。

右側が旧で改正前、左側が新で改正後になります。

第23条第3項として、産前産後期間の保険税減額の規定を新設するものです。

第1号については、基礎課税額の所得割額について4か月分、多胎妊娠の場合は6か月

分、減額する額を定める規定となっています。

第2号は、基礎課税額の均等割額について、所得割額と同様に産前産後期間の4か月分、多胎妊娠の場合は6か月分減額する額を定めたものとなっています。

2ページをご覧ください。

同じく、第3号は、後期高齢者支援金等課税額の所得割額について減額する額を定めたもの、第4号は、後期高齢者支援金等課税額の均等割額について減額する額を定めたものとなります。

同様に、第5号は、介護納付金課税額の所得割について減額する額を定めたもの、第6号は、介護納付金課税額の均等割額について減額する額を定めたものとなります。

次に、2ページの最下段から4ページまで、第24条の3を新設します。

第24条の3については、産前産後期間の保険税の軽減措置の開始に伴い、届出の規定を新設するものとなります。

続いて、議案書に戻っていただきまして、2ページ中段をご覧ください。

附則として、1、この条例は令和6年1月1日から施行するものとなります。

また、2として、この条例の適用区分については、産前産後期間が令和6年1月以後の期間に係るものに対して適用され、令和5年12月以前の期間に係るものについては適用されません。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第56号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第8 議案第57号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第8、議案第57号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第57号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

その他、詳細につきましては健康子育て課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 町長の補足説明をさせていただきます。

本条例改正は、読替規定を加える改正になります。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。新旧対照表1ページをご覧ください。

右側の列が旧で現行、左側の列が新で改正案になります。下線部分が、改正部分になります。

第36条第3項の改正は、第6条第2項中の次に「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは、「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と読替規定を加える改正になります。

議案書にお戻りください。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第57号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第9 議案第58号 吉岡町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第9、議案第58号 吉岡町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第58号 吉岡町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

公共下水道区域を拡大したことに伴い、大久保地区の一部に新たに第8負担区として追

加及び受益者負担金の単価を定める必要があるため、一部改正するものであります。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（廣嶋 隆君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） 町長の補足説明をさせていただきます。

受益者負担金は、下水道が整備されたことにより利益を受ける区域の土地所有者または権利者に対して、建設費の一部を負担していただくものでございます。

議案書次ページの新旧対照表をご覧ください。

表の左側、受益者負担金の額について、第4条中に「第8負担区平方メートル当たり400円」を新たに加えるものでございます。

公共下水道の受益者負担金の額の算出に関しては、総事業費の20%を基本に単価を算出し、調整をします。前回までの負担区と同様に、受益者負担の公平を図りつつ単価の減額調整を行い、前回の第7負担区と同額の400円でございます。また、対象となる区域は、大字大久保の長坂西地区及び沼地区になります。

議案書に戻りまして、附則として、令和6年4月1日から施行します。

以上、町長の補足説明といたします。どうぞよろしく申し上げます。

議 長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第58号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第10 議案第59号 令和4年度 相馬原飛行場等周辺水道設置助成事業 上ノ原浄水場改修工事変更請負契約の締結について

議 長（廣嶋 隆君） 日程第10、議案第59号 令和4年度 相馬原飛行場等周辺水道設置助成事業 上ノ原浄水場改修工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第59号 令和4年度 相馬原飛行場等周辺水道設置助成事業 上ノ原浄水場改修工事変更請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

本工事については、令和4年第4回臨時会において、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により

議決された契約であります。工事内容に変更が生じたことから、変更請負契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

議案書をご覧ください。

原契約につきまして、1、契約の目的、2、契約の方法、3、契約金額、4、契約の相手方は記載のとおりとなります。

令和4年7月15日に議会の議決を経た令和4年度 相馬原飛行場等周辺水道設置助成事業 上ノ原浄水場改修工事請負契約について、工事内容に変更が生じたため、当該議決に係る契約金額を1,600万5,000円増額し、7億4,750万5,000円に変更するものでございます。うち、取引に係る消費税及び地方消費税は6,795万5,000円です。

増額の主な理由としまして、本日追加配付しました資料、工事の変更概要をご覧ください。

主な変更内容は3つございます。

1点目は、石綿含有調査及び石綿除去工事の追加です。

既存配水池の解体撤去工事に当たり石綿含有調査をしたところ、配水池内側の防水塗料の下地材に石綿が使用されたことが判明したため、調査費及び除去工事が追加されました。

2点目は、仮設工事の変更です。

仮設機械室の設置場所の変更に伴う仮設工事の増加及び設備の順次切替えに伴う2次仮設工事の追加です。

3点目は、工期の延長です。

それら追加工事や変更工事などに当初の工事工程計画が遅れたことから、工期を令和6年5月31日に延長するものです。

その他、議案書の添付資料をご覧ください。

1ページ目は、今回の建設工事変更請負仮契約書です。裏面には、昨年7月に議決いただきました原契約の締結に関する議決証明、次ページには、当初の建設工事請負仮契約書を添付しております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） まず、第1点目ですけれども、石綿含有調査、石綿撤去工事とあるんですけれども、これは、当初でどうして分からなかったのかということが、まず1点です。

それから、2点目の仮設工事の変更というんですけれども、既存の管理操作盤等に移設するための仮設機械室の位置が変更になったことによる仮設工事の増加及び設備の順次切替えに伴う2次仮設工事の追加というんですけれども、これは、だけれども、このことというのは設計の段階で分かることだと思うんですけれども、どういう理由だったのか。

それと、工期延長については、石綿があったことはあったということなんでしょうけれども、今、先ほど1番目の質問に戻りますけれども、これ、分からなかったということはあるんですか。大体、この当時のものって、みんな石綿が使用されていたと思うんですけれども、これが分からなかったという正当な理由になるかどうかということ、まず確認したいと思いますけれども。

議長（廣嶋 隆君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） まず、1点目の石綿の使用がなぜ事前に分からなかったのかということとございますけれども、まず1つは、解体する場所が既存の配水池で、配水池は水をためてありまして、常時水道を供給しておりますので、事前にそのところを調査することはできなかったということになります。

また、2点目の仮設工事の変更等とございますけれども、現地につきましては、限られたスペースで仮設の設備を使って、そこから順次設備を撤去して新しい設備を造ります。その限られたスペースの中で、仮設工事の場所を変更をしたほうが、水道の供給に支障がないことが判明したため、そのような仮設工事の変更がございました。

また、3点目の工期の延長に関しましては、そのような様々な変更工事や追加工事が生じたことによりまして延長となりました。以上です。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 1番目の質問ですけれども、石綿の含有調査及び石綿除去工事の追加ですけれども、これが分からなかったと。この当時は、使われているものがすごく多かったじゃないですか。だから、本来であれば事前に調査、要するに、こういう追加というのは、やはり私から見るとクエスチョンマークなんです。そのときに出てきたら、また追加すればいいやじゃなくて、やはり工事をするときに、この状態がどうであるかということを確認して、それで設計を起こしてやるわけでしょう。だけれども、どうなっているか分か

らないけれども、取りあえずやってみましょうということはないと思うんですよ。やはり調査をして、そうすると、これにはこの工程の中で石綿が使われているだろうと。ということになると、除去工事としてどのぐらいになるというものを十分に認めた、そのことが認められたということはあるんだと思うんですよ。私なんかだと思えますよ。だって古いものですから。その頃のものは石綿管がいろいろなところに使われていましたから。そうすると、最初から使われているのではないかというふうに想定をするのが当たり前で、工事を進めていったら石綿管が使われていることが分かったので追加提案、それでは理屈がちょっと成り立たないというふうに思うんですよ。

先ほど、2点目の仮設工事の変更というのは、確かに皆さんから言うとそうかもしれませんが、この限られたその土地、そのスペースの中で工事を行うということは最初から分かっているわけですよ。そうであれば、設計でも、造り方だって、その場合にはこういうふうにして造る、ああいうふうにして造るということが想定された中で、見積りというのがされるものなんですよ。だから、後からこういうのが出てきてから何でも追加すればいいやと、これまでも何回も似たようなことがあったんですよ。でも、そうじゃなくて、やはり想定されることは最低限に見込むということが建前なんですよ。それがなされなかったということは、どういうことなのかということなんですよ。調査が不十分であったと。でも、素人が調査するわけではありませんから、やはり、専門家に頼んで調査をして、それで見積りを取って、これの工事請負額というのは決定するわけですから。

何でもそうなんですけれども、小さく産んで大きく育てるじゃないですけども、まず契約しておいて、あとどれだけ金がかかろうがいいよという考えというのは、やはり考え直していただいて、予算というのは、その範囲内でやるというのが本来の規定でありますから、それをそこからはみ出すということは、決していいことではないんですよ。それは、どこかに見積りの段階で瑕疵があったということですから。だって、そのことというのは当然想定されたはずですよ。それができなかったというのは、どこに原因があったのかと。先ほど答えたのは、こういうことがありました、開けてみたらこうでしたと。でも、私言いたいのは、想定、なぜできなかったんですかというところを問題にしているのであって、当然、工事をするときというのは、あらゆるものを想定するというのがやはり見積りだと思うんですよ。それができなかった理由は、どういうことであったかということを再度確認いたします。

議 長（廣嶋 隆君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） まずは、石綿の有無に関してなんですけれども、まず、当時の設計図書等において、使用されているかどうかの確認を行いましたけれども、その時点では、使

用されているかどうかが分からなかったと。設計当初では分からなかったと。現地を確認しますと、まず機械室がございまして、その機械室と隣の今回の配水池、この2つを解体撤去することになったんですけれども、その機械室のほうにつきましては、目に見えない場所について石綿が使われているかどうかを現地で解体するときに確認をしたんですけれども、やはり目に見えない場所にもなかったと、機械室のほうには。

ところが、配水池のほうには水がたまっていますので、中の調査というのは事前にどうしてもできない状況で、東側にステンレスの配水池ができて、そちらに水を送って、切替え工事を行って、水が空になって、その中に塗料があって、それを解体するときに、塗料の下地材としてあったので、どうしても事前に把握することができませんでした。以上です。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ですから、その当時のものというのは、いろいろなところに使われていたんですね、石綿というのは。そうすると、可能性としてあるのではないかということは想定、私はどちらかというと、想定外じゃなくて、やはり想定の中にあったと思うんですよ。そうすれば、予算を確保しておいて、それでなかったと。そうすれば、見積りの中だあって、想定した金額をはじいていて、それでなければ、それは工事請負契約の中でないということがはっきりすれば、それは減額できる。そういう契約にしておけば、そうすることは可能なわけですから、やはり予算というのは、最大限見積もって想定されることを、それで完成するというのが本来の在り方だと思うんですよ。

だから、想定できなかったというのに行ってしまうのではなくて、やはり、その時代のものというのはほとんどに石綿管が使われていたから社会問題になったわけですから、時代からすると、もう使われているだろうというふうに想定したほうが、今後似たような工事もあるかと思えますけれども、やはり想定してかかるというほうが間違いのないやり方だと思うんですけれども、いかがですか。

議長（廣嶋 隆君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） 議員のご指摘のとおり、事前に設計書等、また現場等は、しっかり確認をしていきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） ほかにありませんか。坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） ただいまの小池議員の質問と関連するわけでありましてけれども、石綿含有調査費に関してお伺いします。

この石綿含有事前調査の実施というのも、調査費というのも今回の費用の変更に入っているわけでありましてけれども、実際、先ほど小池議員がおっしゃったように、昔の建物というのは石綿管が多く使われているというのがあります。実際、ですと解体をするということは分かっているわけでありましてから、少なくとも石綿含有調査に関する費用というのは、事前に計上されてもよかったのではないかというふうに思います。結果として、配水池の中から水を抜かないと、あるかどうか分からなかったというのは、それはそれで理由としてよく分かるんですけども、調査にかかる費用というのは、既存の建物を解体するということは分かっているわけですから、それが盛り込まれていなかった理由について、もう一度お願いします。

議長（廣嶋 隆君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） 当初に調査費が見込まれていなかったのは、当時の設計書を見て、その設計書の中に石綿が使われているということが確認できなかったために、当初の予算には反映をしておりませんでした。以上です。

議長（廣嶋 隆君） ほかにございませんか。飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） 石綿のことなんですけれども、今の答弁で、これは事前議案資料が私の手元に来たときから疑問なんですけれども、よく見ますと、この工事の経緯は駒寄小学校の体育館、これとよく似ているんですね。事前の調査が不十分、図書がなかった、分からなかった。さらに、その後の調査が不足していたので、実際に施工してみたら駄目だったということなんですよね。これによく似ていますよね。先ほどの答弁の中に、資料はあった、設計図書はあったわけですよね。その中に、石綿の設計が見当たらない、施工が見当たらないというんですけれども、それはちょっとおかしいですよね。おかしくないということでしたら、相当いいかげんな設計図書、竣工図書類だということですよ。設計というのは、材料と人工、この2つで成り立っているわけですよ。何々を使って、どのくらいかかったから幾らですよ。その中に、石綿の設計が入っていないというのは、どういふのかわからないですよ。というのは、駒寄小学校の問題のときに私、現在の総務課長、前の事務局長ですね、小林さんから設計図書を見せていただきました。その中を見ますと、やはり、工種、それから材料、工種というのは仕事の内容ですね、工種と材料、ちゃんと書かれていましたよ、1項目ずつ。それは非常に不思議なんですけれども、昔の設計図書というのは、そういういいかげんなものだったんですか。その辺がちょっと分からないんですね。

それで、その次に行きますと、質問2つ目です、今回のやつを見ますと、先ほどの駒寄

小学校の経緯とよく似ていると言いましたけれども、行政の工事というのは、一般的にこういう流れで行われているのが通常なんでしょうか。

3つ目の質問です。これは町長にお聞きしたいんですけども、駒寄小学校のときに、そういうことで図書がなかったからよく分からなかったという答弁をいただきましたけれども、その後、それを是正するというような答弁いただきましたよね。それで、行政としての変更点といいますか、改正点はどんなふうになつているんでしょうか。

この3つを質問いたします。

議 長（廣嶋 隆君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） こちらの既存の機械室、または配水池は、昭和40年代に建てられたものでございます。当時の設計書が、平面図等、今いろいろな図面があるかと思うんですけども、全ての当時の資料があったのか、ちょっと今、答弁できないんですけども、一応、ある限りの資料をもって調べた結果、石綿が使われていることは、事前には把握できなかったということになります。

2点目の、行政の工事の関係での変更の関係なんですけれども、変更につきましては、どうしても、現場を進めていきますと、特に今回の工事につきましては、水量を供給しながら、断水ができませんので、限られたスペースの中でいろいろ切り替えて工事を行いますので、非常に難しい工事で、変更は生じてしまうと考えております。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 飯塚議員の3点目の関係でございますけれども、もちろん反省の下、庁内で協議をし、諸事業を現在臨んでいるところでございます。

議 長（廣嶋 隆君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） なければ、質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第59号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

#### 日程第11 議案第60号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）

議 長（廣嶋 隆君） 日程第11、議案第60号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第60号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）について、

提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,426万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億5,804万円とするものです。

今回の補正の主な内容ですが、歳入では、本年度の町税等の現在までの実績を勘案した増額や事業費の変更などに伴い、国・県補助金等の見直しを行い計上しております。

歳出の主な内容は、全般的事項として人事院勧告に伴う給料表改定に伴う人件費の計上及び渋川広域組合負担金の10月算定分の計上となります。

その他、詳細につきましては企画財政課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

議案第60号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）議案書1ページをご覧ください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正額は、町長が提案理由の中で申し上げたとおりとなります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表・歳入歳出予算補正」による。内容は、補正の款項の区分等を含め事項別明細書で説明させていただきます。

次に、第2条の債務負担行為について、「第2表・債務負担行為補正」によるということで、議案書の7ページをご覧ください。

1行目、電子契約サービス導入事業は、令和6年度まで、限度額は16万5,000円となります。

2行目が、吉岡町一般廃棄物収集運搬業務委託、令和6年度から令和8年度まで、限度額は1億9,687万8,000円です。

最後に3行目、給食センター調理業務等委託、令和6年度から令和10年度まで、限度額は3億1,304万円となります。

それでは、歳入の主なものから説明させていただきます。

11ページをご覧ください。

1款町税は、実績等を勘案した計上となります。

ほか、歳入の計上につきましては、主に歳出の事業費の変更に伴うものとなります。

次に、歳出の主なものとなります。

歳出のうち、給料、職員手当、共済組合負担金、退職手当組合負担金については、全款

項目を通じて人事院勧告による給料表改定等による増減となります。また、渋川広域組合負担金については、10月算定分による増減となりますので、個別の説明については省略させていただきます。

議案書21ページをご覧ください。

3款民生費1項社会福祉費5目障害者福祉費18節負担金、補助及び交付金2,483万8,000円の増は、対象者の増に伴う計上となります。

22ページをご覧ください。

2項児童福祉費3目児童保育費18節負担金、補助及び交付金900万円の増は、園児数の異動に伴う計上、22節償還金、利子及び割引料1,221万7,000円は、令和4年度事業の精算に伴い、国と県に返還するための計上となります。

次に、29ページをご覧ください。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費14節工事請負費1,400万円の増は、緊急補修対策費等の計上となります。

ここまでが、歳入歳出補正予算の主な増減内容となります。

議案書36ページから40ページまで、給与費明細書です。41ページについては、債務負担行為で令和6年度以降にわたるものについての令和4年度末までの支出額又は支出額の見込み及び令和5年度以降の支出予定額等に関する調書となります。今回の補正予算で債務負担行為を追加したので、本調書を添付しました。

また、参考資料として、補正予算の説明資料となりますが、A4判で18ページの別冊を添付いたしました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議 長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第60号は、予算決算常任委員会に付託します。

ここで休憩とします。11時ちょうどまでです。

午前10時45分休憩

---

午前11時00分再開

議 長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

---

日程第12 議案第61号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第

## 2号)

議長（廣嶋 隆君） 日程第12、議案第61号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第61号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ19億5,573万1,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税の軽減措置に伴う補正が主なものとなります。

なお、詳細につきましては住民課長をして説明させていただきますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書にて、主な補正内容を説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

歳入の部、7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金3節職員給与費等繰入金17万7,000円は、電算委託料の増額に伴う繰入金の増、8節産前産後保険税繰入金10万円は、産前産後期間の国民健康保険税の軽減措置に伴い、産前産後期間に免除される保険税の減額分の繰入金の増額です。

続いて、8ページをご覧ください。

歳出の部、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費12節委託料、電算委託料17万7,000円は、国保総合システム切替え設定作業に伴う増、産前産後期間保険税免除措置システム改修71万5,000円は、軽減措置実施のためのシステム改修に伴う増額となります。

6款1項基金積立金1目国民健康保険基金積立金は、今回の歳出の増により、積立額を78万5,000円減額するものです。

9ページをご覧ください。

8款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金22節償還金、利子及び割引料、特定健康診査過年度分返還金16万6,000円は、過年度分の特定保健指導実績の修正に伴う群馬県への返還金の増となります。

補足説明は以上になります。よろしく申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第61号は、予算決算常任委員会に付託します。

---

### 日程第13 議案第62号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第13、議案第62号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第62号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億550万5,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、主に介護予防サービスの利用増に伴う歳出の増額と、保険給付費の増に対応する国・県等の支出金変更によるものでございます。

その他、詳細につきましては介護福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書で歳入のほうから説明いたします。

7ページをご覧ください。

2款国庫支出金から6款繰入金1項1目介護給付費繰入金までの補正は、9ページにあります歳出、2款保険給付費2項介護予防サービス等諸費の増額に対応する歳入の増額となります。ただし、7ページの調整交付金だけが減額となっている理由につきましては、国から示された確定値により調整交付金の負担割合を引き下げた影響でございます。

8ページに戻ります。

6款繰入金1項5目その他一般会計繰入金の増額は、調査件数が増えたことによる1款総務費3項1目の認定調査費の増を補うための補正となります。

続いて、8款諸収入です。これは、渋川地域介護認定審査会の令和4年度における各市町村負担金の精算金となります。

続いて9ページの歳出に移ります。

2款保険給付費2項介護予防サービス等諸費は、現在までの給付費の執行状況を受けての増額となります。

5款基金積立金は、保険給付費の増額に対する各公費負担額の不足分を減額するものでございます。

10ページの7款2項1目一般会計繰出金は、歳入でも説明しました渋川地域介護認定審査会の令和4年度負担金の精算金となります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第62号は、予算決算常任委員会に付託します。

---

#### 日程第14 議案第63号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第2号)

議長（廣嶋 隆君） 日程第14、議案第63号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第63号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億4,986万4,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、令和4年度の精算金が広域連合から納入されることに伴う補正が主なものとなります。

なお、詳細につきましては住民課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書にて、主な補正内容を説明させていただきます。

6 ページ中段をご覧ください。

歳入、4 款諸収入 4 項 6 目雑入の広域連合返還金 2 8 万 8, 0 0 0 円の増は、広域連合から納入される前年度の精算金となります。

続いて 7 ページ中段をご覧ください。

歳出、3 款諸支出金 2 項繰出金 1 目一般会計繰出金の 2 8 万 8, 0 0 0 円の増については、広域連合より納入された精算金を一般会計に繰り出すための補正となります。

補足説明は以上になります。よろしく申し上げます。

議 長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第 6 3 号は、予算決算常任委員会に付託します。

---

## 日程第 1 5 議案第 6 4 号 令和 5 年度吉岡町水道事業会計補正予算（第 2 号）

議 長（廣嶋 隆君） 日程第 1 5、議案第 6 4 号 令和 5 年度吉岡町水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第 6 4 号 令和 5 年度吉岡町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

収益的収入及び支出第 2 条において、支出、第 1 款水道事業費用 5, 7 7 1 万 1, 0 0 0 円の増額。

資本的収入及び支出第 3 条においては、収入、第 1 款資本的収入 2 0 1 万 1, 0 0 0 円の増額、支出、第 1 款資本的支出 4 1 0 万 4, 0 0 0 円の増額補正とし、資本的収入額が支出額に不足する額の補填財源についても改めさせていただくものであります。

また、継続費第 1 0 条においては、老朽管布設替事業として総額 3, 1 2 6 万 9, 0 0 0 円、令和 5 年と令和 6 年において建設改良費を確保するものであります。

その他、詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（廣嶋 隆君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） 町長の補足説明をさせていただきます。

13ページをお願いします。

水道事業会計補正予算明細書により説明をいたします。

収益的収入及び支出の支出では、1款1項営業費用1目配水及び給水費22万7,000円の増額及び2目総係費286万5,000円の増額は、共に人事異動及び給与改定に伴う補正です。

2項2目消費税及び地方消費税5,461万9,000円の増額は、上ノ原浄水場改修工事において多額の消費税を支払うため、当初は消費税の還付を見込んでおりました。しかし、上ノ原浄水場改修工事の完成が翌年度になることに伴い、令和5年度分の消費税を納付することになったためです。

14ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入です。

1款3項1目国庫補助金201万1,000円の増額は、石綿管更新工事に係る老朽管布設替事業として、防衛省の補助金について前倒し執行が見込まれるための補正です。

資本的収入及び支出の支出で、1款1項1目配水設備工事費410万4,000円は、給与改定に伴う補正と石綿管更新工事に係る増額です。

なお、16ページは債務負担行為に関する調書で、上下水道課複合機賃貸借及び保守業務を予定しております。

戻りまして、4ページ以降には、予定キャッシュ・フロー計算書及び給与費明細書等を添付しております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第64号は、予算決算常任委員会に付託します。

---

## 日程第16 議案第65号 令和5年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第2号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第16、議案第65号 令和5年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第65号 令和5年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

収益的収入及び支出第2条において、収入、第1款公共下水道事業収益59万5,000円の減額、支出、第1款公共下水道事業費用216万9,000円の減額、第2款農業集落排水事業費用11万3,000円の増額補正とするものです。

次に、資本的収入及び支出第3条において、収入、第1款公共下水道事業資本的収入262万4,000円の増額、支出、第1款公共下水道事業資本的支出7万8,000円の増額補正とするものです。

また、資本的収入額が支出額に不足する額の補填財源についても改めさせていただきます。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（廣嶋 隆君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） 町長の補足説明をさせていただきます。

13ページをお願いいたします。

下水道事業会計補正予算明細書により説明いたします。

収益的収入及び支出の収入、1款公共下水道事業収益2項1目負担金等59万5,000円の減額、渋川市の負担金額の確定に伴う補正です。

収益的収入及び支出の支出では、1款公共下水道事業費用1項2目総係費216万9,000円の減額は、人事異動に伴う給与費関係の補正です。

次に、14ページをお願いいたします。

2款農業集落排水事業費用1項2目総係費11万3,000円の増額は、給与改定に伴う補正です。

15ページ、資本的収入及び支出の収入では、1款公共下水道事業資本的収入2項1目受益者負担金262万4,000円の増額、次に、支出、1款公共下水道事業資本的支出1項1目管渠建設改良費7万8,000円の増額は、給与改定に伴う補正です。

なお、戻りまして、5ページ以降には、予定キャッシュ・フロー計算書及び給与費明細書等を添付しております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第65号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第17 請願第2号 国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を  
拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める請願

議長（廣嶋 隆君） 日程第17、請願第2号 国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める請願を議題とします。

請願第2号は、お手元に配付の請願書のとおり請願を受理したものです。

紹介議員の小池春雄議員は、この請願について発言ありますか。小池議員。

〔13番 小池春雄君登壇〕

13番（小池春雄君） それでは、請願第2号を朗読させていただきます。

国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を充実しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める請願書。

請願趣旨でございます。

4年目に突入したコロナ禍、自らの感染リスクや様々な行動制限に耐え、必死に国民のいのちと健康を守るため奮闘してきたケア労働者に対し、処遇改善の必要性を明言して賃上げ補助を行った政策に対して喜びの声がある一方、賃上げの対象が限定されたため、本来、チームワークが強く求められる医療・介護現場に差別が持ち込まれ、不団結を生み出しています。

とりわけ、「看護職員処遇改善評価料」（月額1万2,000円相当）においては、診療所や訪問看護などは対象から外され、就労看護師約166万人の35%である57万人しか対象にならず、施設数で見れば、17万8,000余りある医療施設のうち、対象は2,720施設と、わずか1.5%に過ぎません。

40年ぶりの物価高騰を背景に、2023年春闘では経団連が「大幅な賃上げは企業の社会的責務だ」として人材獲得の観点から大幅賃金賃上げを表明し、労使交渉で労働組合の要求に満額で応える大手企業が相次ぎました。しかし、国が決める公定価格で運営している医療機関や介護施設等は、様々な物資やサービスを値上げに価格転嫁できず、経営者は賃上げに必要な財源の確保が困難で、今春闘の賃上げの流れから取り残されています。

このため「給与の上がない医療・介護分野」から、「より給与の高い他産業」へと人材流出が生じ、医療関係職種の有効求人倍率は高止まりし、医療関係職種の入職超過率は2022年には産業計を0.3%下回っており人材不足が進んでいます。

安心・安全で質の高い医療の推進、サービスの提供には、人材を確保するために安定した経営も必要であり、新型コロナウイルス感染症への対応による経費増や患者の受診控えによる収入減物価高騰に対する医療・介護施設への経済的援助の拡充が必要です。そして、すべてのケア労働者の大幅賃上げと広く平等な処遇改善につながる診療報酬・介護報酬・

障害報酬の抜本的な引き上げと同時に患者・利用者の負担軽減も加えて必要であると考えています。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう請願致します。

請願項目。

1、医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施すること。

2、すべての医療機関や介護施設に行き渡る物価高騰支援策を拡充すること。

以上となっておりますので、よろしく申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 議席にお戻りください。

ただいま議題となっております請願第2号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

散 会

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会とします。

午前11時24分散会

# 令和5年第4回吉岡町議会定例会会議録第2号

---

令和5年12月4日（月曜日）

---

## 議事日程 第2号

令和5年12月4日（月曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙質問表による No.1～No.6）

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（14人）

1番	山崎守人君	2番	春山和久君
3番	藤多ゆかり君	4番	大井俊一君
5番	秋山光浩君	6番	宮内正晴君
7番	小林静弥君	8番	富岡栄一君
9番	飯塚憲治君	10番	富岡大志君
11番	坂田一広君	12番	飯島衛君
13番	小池春雄君	14番	廣嶋隆君

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町長	柴崎徳一郎君	副町長	高田栄二君
教育長	山口和良君	総務課長	小林康弘君
企画財政課長	米沢弘幸君	住民課長	一倉哲也君
健康子育て課長	中島繁君	介護福祉課長	永井勇一郎君
産業観光課長	岸一憲君	建設課長	笹沢邦男君
税務会計課長	中澤礼子君	上下水道課長	大澤正弘君
教育委員会事務局長	高橋淳巳君		

---

## 事務局職員出席者

事務局長 福島良一 主任 岸美穂

## 開 議

午前9時30分開議

議長（廣嶋 隆君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。ここでご報告します。

12月1日の本会議にて、議案第66号 吉岡町課設置条例等の一部を改正する条例を総務産業常任委員会へ付託といたしました。議案の内容は、文教厚生常任委員会の所管に関わる内容となっておりますので、付託先を文教厚生常任委員会といたします。

それでは、本日と明日の両日、一般質問を行います。

本日は、通告のあった11人のうち、6人の通告者の一般質問を行います。

ここで説明をしておきます。質問と答弁を含めて、議員の持ち時間の範囲内で終了できるようにしてください。なお、持ち時間の残り時間が5分になったときにブザーが鳴ります。さらに、残り時間がなくなったときにマイクの電源が切れますので、ご承知おきください。その時点で、途中であっても質問者及び答弁者は発言を打ち切るように、ご協力お願いいたします。

それでは、お手元に配付してあります議事日程（第2号）により会議を進めます。

---

### 日程第1 一般質問

議長（廣嶋 隆君） 日程第1、一般質問を行います。

10番富岡大志議員を指名します。富岡議員。

〔10番 富岡大志君登壇〕

10番（富岡大志君） 皆さん、おはようございます。

議長への通告に基づき、10番富岡大志の一般質問を行います。

まずは、聴覚障害・手話の課題についての質問です。

鳥取県で、2013年10月に手話言語条例が制定されてから10年の節目である本年において、同様の条例制定自治体が500を超えたことは、大変喜ばしいことであり、本町も、今506自治体あるんですけれども、その506自治体の1つであり、あと数日で手話言語条例制定4周年となることを心より誇りに思っております。

本条例は、条文の第1条にあるように、町民の手話への理解及び手話の普及の促進を図るとともに、手話の使いやすい環境を構築することで、全ての町民が共に生きる地域社会の実現に寄与することを目的とするものであります。

今回の一般質問の最初の質問事項として、この手話への理解と普及に焦点を当て、聴覚障害・手話の課題についてお尋ねしていきたいと思っております。

本町では、柴崎町長就任以来、本条例の制定、役場窓口の対応強化をはじめ、文化情報面のバリアフリーが進んでいるところでありますが、まだまだ残されている聴覚障害・手話における課題の改善に向け、より一層の取組を町長に求めたいと考えております。

そこで、まずは、町長自身が、手話言語条例制定と、その後の施策展開をどのように評価しているのか。また、本町における聴覚障害・手話における課題をどのように捉えているのか確認したく、お答えを求めたいと思います。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 皆さん、おはようございます。

今日、明日2日間、11名の議員方より質問をいただきます。しっかり答弁させていただきたいと思います。

まずは、先陣を富岡大志議員より、聴覚障害・手話の課題に関していただきました。

令和元年12月に施行された吉岡町手話言語条例は、手話は言語であるという認識に基づき、町民の手話への理解及び普及の促進と手話の使いやすい環境の構築を目指し制定されたものでございます。

現在、この条例に基づいて町民向けの手話奉仕員養成講座や、ふるさと祭りでの手話体験会など、様々な場所での手話の普及と聾者について学ぶ機会を提供しているところでございます。

しかしながら、手話や、聾者をはじめとする聴覚障害者についての社会の理解は、まだまだ不十分であり、特に手話が言語であるということについては、十分浸透しているとは言えません。

このような現状から、今後の町の課題は、条例の目的と基本理念のさらなる普及によって、障害のある方と、そうでない方とが、互いに尊重して生活を送れる環境を整えていくことではないかと認識しているところであります。そのために、一人でも多くの町民に手話と聾者について理解を深めていただき、町民と力を合わせて、全ての住民が暮らしやすい社会をつくっていきたいと考えております。

議 長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 今回の町長の答弁にありましたところと共通しているところで、障害のある、ない、これだけではないですね。今回は、この話なんですけれども、年齢とか性別とか、信条、宗教、出身地、人種、そういうものに関係なく、全ての人が同じ地域と一緒に暮らしていける社会というのを共生社会というんですけれども、それをぜひ、町長が先頭に立って実現に努めていただきたいと思いますと思っている次第でございます。

今回、町長が指摘された課題点として、手話の社会への普及がまだまだというところがありました。そのところと関係するところで、1つお尋ねするんですけれども、社会の理解がまだまだということは、ここでの一番の課題というのは、聴覚障害とは一体どういうものなのかと。あと、聴覚障害では、どこに障害があるのかという、そういう障害への理解を、まずしっかり広めていくことが大事なのではないかと。こういう土台となるところがしっかりしていないと、何をしても中途半端になるのではないかと考えます。

これは、先ほど町長も説明の中でありましたが、ふるさと祭りで手話体験があったんですね。文化センターで手話の体験ブースが設けられて、多くの人が手話体験をしました。このような町の取組には、非常に価値があるものだと考えているところではありますが、しかし、一方で、この手話体験の会場の隣のホールで上映された映画に字幕がなかったんです。手話体験に協力していただいた聞こえない人たちが映画を楽しめなかったという話を聞いています。聴覚障害や手話についての理解を広める取組と、障害への理解不足が隣り合わせにあったということは、大変残念に思っています。

町行政には、まず、どこに障害があるのかということを見極める力をしっかり強化していただくことが、まずは最初大事なのではないかと考えるんですけれども、こちらに関する町長の見解について、お答えを求めたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） まず、障害の理解についてお答えします。

先ほど議員ご指摘のとおり、障害の理解について考えるときに、障害がどこにあるのか、それをまず考えなくてはいけないということが第1点あります。障害というのは、日常生活の行く手を遮るもの、つまり障壁、バリアという意味です。このバリアは、社会の中、我々、日常生活の中に存在するものであって、人間の側にあるものではありません。つまり、障害者は、この社会のバリアによって日常生活を妨げられてしまっている方々、つまり、言い換えれば、障害を被っている人たちというふうに言えるのかもしれない。

いただいたご指摘、事例等を踏まえまして、今後も適切な配慮、支援ができるよう努めてまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 今、課長が答弁した説明なんですけれども、まさしくそれが障害の社会モデルの話ですよ。それを、しっかりと職員の中でまず広め、また住民に広めていただければというふうに考えております。

そこで、障害とは何かとか、今話がありました、社会のどこに障害があるのかというこ

となんですよね。これらへの理解をさらに進めるために、まずは、職員の障害平等研修、DETの実施をより強化することを提案したいと考えますけれども、いかがでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 当町では、職員を対象としたDET研修を令和2年1月に実施し、特別職や臨時・嘱託職員も含めて99名が受講いたしました。また、その後入庁した職員につきましても、福祉施設が関係団体や一般向けに実施したDET研修に参加してもらい、既に多くの職員が受講しております。

しかしながら、前回実施した全職員向けの研修から時間が経過し、研修で学んだことに対する意識も薄れており、また、議員ご指摘のとおり、さらなる理解の促進の意味でも、今後、機会を捉えて実施していきたいと考えています。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） それでは、次に行きますね。

災害時の聴覚障害への対応、聴覚障害者ではなくて聴覚障害への対応には、手話が欠かせないのと言うまでもないと考えます。それを考慮に入れた聴覚障害者の個別避難計画の策定というのは、これはどこまで今進んでいるのでしょうか。

また、指定緊急避難場所、指定一般避難所から福祉避難所へ誘導することも想定されるわけなんですけれども、避難後の聴覚障害者への支援については、具体的にどのように想定しているのか説明いただきたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 個別避難計画の策定につきましては、介護福祉課と連携し取組を進めているところでございますが、聴覚障害者という枠組みでの対応は行ってはおりません。

今後につきましては、避難行動要支援者名簿に登録されている聴覚障害者の方を含め、ハザードマップ上で浸水想定区域等の危険な区域に居住する方を優先し、個別避難計画を策定していく予定であります。

また、聴覚障害者の方が、指定緊急避難場所や指定一般避難所から指定福祉避難所への移送を希望する場合につきましては、最初に受け入れた避難所からの連絡を受けて、町災害対策本部で移送先や輸送方法などを調整することになると想定しております。

また、避難所の聴覚障害者への支援につきましては、避難所受付時に居住スペースまで付き添ったり、居住スペースを優先的に入り口に近い場所に配置するなどの対応を想定しております。

議長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 聴覚障害者の方に対する避難行動、もしくは避難所での支援について、私のほうからお答えします。

まず、耳が不自由な方が避難行動をする場合に困ること、困難なこととしましては、やはり、耳が不自由なことによって、音声による避難誘導ができないということ。それから、音による危険察知が難しいということ。そして、言葉で周囲に困っていることを伝えることが困難であるということ。そして、周りから見たときに障害があるということがなかなか伝わりづらいということ。以上の点が挙げられます。

避難所の受付に関しては、先ほど総務課長が説明していただきましたので、私のほうからは、避難所での支援について回答させていただくんですが、まず、避難所で耳の不自由な方が情報に取り残されることがないように、掲示板ですとかホワイトボード、こういったものを活用し、先ほど申し上げた手話、そして筆談、身ぶり手ぶり、そういった形、目に見える方法で情報を正確に伝えることが重要だと考えております。

また、周囲からの理解、協力を求めやすくするために、ご本人の了解を得た上で、聴覚障害者であることが分かるような目印を身につけていただくと、こういったことも、避難所での不安や不便の解消につながるものというふうに考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 今、目に見えるとか目印とおっしゃいましたね。そこでお尋ねします。

避難所のいろいろなところで、聴覚障害があることや、また、手話ができることが瞬時に明確に分かることは非常に重要だと考えています。これは、ただ、吉岡町の住民だけではなくて、たまたま吉岡町に来ている方が避難してくることもあるので。

そこで、災害時障害者支援用バンダナというのがありまして、この配備を提案したいと思えます。藤岡市で主な避難所に130枚、安中市では1,500枚も避難所に配備されているという情報があります。ぜひ参考にされて進めていただきたいと考えますけれども、いかがでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 災害時障害者支援用のバンダナにつきましては、安中市とか藤岡市のものは私、拝見していないんですが、お隣の渋川市で作成したものを拝見させていただきました。縦横90センチのサイズで、四隅にそれぞれ「目が不自由です」「耳が不自由です」「体が不自由です」「支援が必要です」、そういったメッセージがついているもの

でございます。

このバンダナを身につけることによって、自ら障害があるということを周囲に伝えることができ、何かしらの支援が必要であると理解していただけるものというふうに認識しております。

私どものほうでも、一応調査研究のために、詳しく他の自治体等も調べてみましたら、本当に、それぞれ自治体によって様々なデザインのもので作られておまして、またバンダナ以外にも腕につける腕章ですとか、首から下げるネックストラップ、そういったものもありました。

災害のときに、どのようなやり方、表示の仕方が最も最適なのか、また、障害者の方が最も利用しやすいのか、誰でも目に留まりやすく、また、認識しやすい方法は何なのかということを引き続き検討させていただきたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） お話は分かるんですけども、入れるか入れないかということなので、本当は、ここで入れると言っていた方がいいと思うんですよね。なぜかといったら、これ、1枚大体500円から800円で、例えば藤岡市だったら130枚で主要なところに配備できる、吉岡町だったらもっと少ないですよね。そう考えていくと、それほど費用がかからないけれども効果は出ると、緊急時には必要であるというところで理解していただいで進めていただきたいと思います。

例えば、町との関係以外に、避難先では、避難者の、やはり共助というのにも必要になってくるんですよ。その上では、相手がどのような状態にあるのか知れるというのも非常に重要ではないかと考えます。

次、行きますね。

役場の窓口について質問していきます。

窓口で、職員が基本的な手話を習得し、手話対応が進んでいるようです。なのですけれども、今後のスキルアップや、手話のできる職員数の拡大に関しては、どのようにお考えなのか。また、職員の手話への理解を進めるために、職員の全体研修として手話研修をすべきだと考えるのですけれども、町としての見解はいかがでしょう。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） それでは、職員の手話に対する取組について、お答えさせていただきます。

まず、基本的な手話の習得につきましては、町が実施している手話奉仕員養成講座に当町職員も数名参加しており、徐々にではありますが、挨拶や簡単な日常会話程度の手話が

できる職員の数が増えてきている状況でございます。また、職員の手話に対する理解促進につきましても、来年度に職員向けの全体研修として、手話研修を実施する方向で検討しております。

ほかにも、職員有志による手話の自主勉強会が今年の11月16日から週1回のペースで始まっており、職員の手話に対する意識が高まってきていると感じております。

こうした取組を通じて、まずは各所属の窓口で挨拶や簡単な日常会話程度の手話対応ができる職員を着実に増やしていきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 手話なのですが、私も少し勉強を始めました。とても手話の表現、また単語、そういったものの種類が多くて、とても奥が深いというふう感じております。基本的な手話を覚えて、窓口で対応ができるようにするというのは、物すごく大変なこと、時間と労力、熱意が必要なことだというふうに改めて感じました。

そういった形で、手話に取り組んでいくという機会を、今後もまずは増やしていくことから始めたいなというふうに考えまして、先ほど総務課長が申し上げたとおり、職員有志による手話の自主勉強会を先月からスタートしました。こちらについて、本当に短時間で、週1回の勉強なので、なかなかマスターするということが難しいんですけども、でも、窓口で手話で挨拶ができる、そして、ご用件を伺って、その後、手続とかは、当然、手話ではちょっと難しいんですけども、筆談につなげたり、適切な対応ができるようにしていくということができれば、恐らく、聴覚障害者の方、聾者の方も、困り事を職員に伝えやすくなる、そういった窓口の雰囲気がつくれるのではないかなというふうに感じております。

先ほど、議員が手話で挨拶されていまして、私も少し勉強していますのであれなんですけれども、例えば、「こんにちは。ご用件は何ですか」、そして「私は手話ができないので、筆談でよろしいですか」「そちらにかけて、少しお待ちください」、こういった形で、ちょっと私は下手くそで、本当に皆さんにお見せするのが恥ずかしい手話なんですけれども、若い職員に交じって勉強しています。ぜひ、一度見学にいらしてください。毎週木曜日の業後に行っていますので、あとそれから、先ほどスキルアップという話もされていたので、やはり、自主勉強だと、どうしても上達に限度がありますので、できれば、吉岡町の手話サークル「ぶどうの会」の皆さんとか、そういった方を勉強会にお招きして、ぜひご指導を仰ぎたいなというふうにも考えていますので、よろしく願います。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番(富岡大志君) 今のお話の件は、直接、見えているので伝えていただければと思います。非常にいいことだと思っていますので、毎週木曜日、私も機会を見つけて、少し見学させていただければと思っています。確かに、機会を増やしていく、学ぶ機会を増やしていくというのは非常に重要なことだと思うので、ぜひ、しっかり進めていただければと思っています。

あと、今度は住民への手話への理解の普及なんですけれども、こちらは、町の広報でも取り組んでいるほか、先ほど述べたとおり、ふるさと祭りでは文化センターホールで手話体験を行い、たくさんの町民が体験し、住民の手話への理解が広がっていることを高く評価したいと思います。積極的にご協力いただいた手話サークル「ぶどうの会」の皆様から感謝したいと思っています。

このような住民への理解の普及についても、今後もより一層の取組を町に期待したいと考えますが、町としてはいかががお考えでしょうか。

議長(廣嶋 隆君) 永井介護福祉課長。

[介護福祉課長 永井勇一郎君発言]

介護福祉課長(永井勇一郎君) 毎年、手話奉仕員養成講座、こちらは開いているんですが、まだまだ住民の方に対する手話の普及については、取組が十分とは言えません。今後は、ふるさと祭り以外の様々な町の各種イベントや、ボランティア活動が活発になってきていますので、そういった講座なども活用して、手話に触れる機会を増やしていきたいというふうに考えております。

議長(廣嶋 隆君) 富岡議員。

[10番 富岡大志君発言]

10番(富岡大志君) 子供への理解というか、子供の頃から理解しておくというのが非常に大事なのではないかなと思っています。そこで、全小中学校で手話教室開催というのを提案したいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長(廣嶋 隆君) 高橋教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言]

教育委員会事務局長(高橋淳巳君) 議員おっしゃるとおり、教育委員会といたしましても、子供たちの手話への理解は大変重要であると認識しております。

小中学校の手話教室についてですが、今年度、駒寄小学校の4年生が12月6日に手話教室を開催する予定です。明治小学校も、以前は手話教室を実施しておりましたが、コロナ禍における行事自粛が行われる中、今年度まで手話教室も一時的に実施していませんでした。来年度は再開できるか検討しているところです。

中学校については、本年度実施の計画はありませんが、教育課程の位置づけなども考慮

し、実施について検討していきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 検討だけでなく進めるように、ぜひしていただきたいと思います。

私も、家族が手話講座を受けたことがあるんですけども、そこで終わってしまうんですね。もうちょっと、その次に、またもう幾つかあると、より理解が深まるのではないかな。そのときに、せっかく関心を持ったのに、その後が続かなくて、次どうというときに、なかなか次に進めなかったという経験がありますので、そういう意味では、文化センターなどで子供対象の手話講座を開くのもよいのではないかと考えるのですけれども、そちらについてはいかがお考えでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 今年8月に、文化センター研修室におきまして、小学生親子を対象とした親子手話教室を開催し、9組22人の親子が参加いたしました。そこでは、動物や果物、挨拶、名前、色などについて手話による表現を学ぶなど、聴覚障害を持つ人への理解につながる機会を親子で考えることができました。終了後に取ったアンケートでは、全家族から、また参加したいとの回答いただいたため、内容等を考慮しながら、今後も検討していきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） このような手話の取組をきっかけに聴覚障害の理解が広まることと、あと、子供たちが、将来手話通訳士を目指すことにつながっていくことに期待したいと考えております。

次、手話の理解に関しては、毎年9月23日に手話言語の国際デーというのがあります。そこにおいて、国内の手話言語に対する意識を高めることを目的として、ブルーライトアップという取組があります。群馬では、23か所で実施され、全日本ろうあ連盟結成の地である渋川市伊香保でも実施されました。

吉岡町においても、手話が言語であることへの理解と普及を目指す取組として、関係団体と協議し、ブルーライトアップの啓発イベントができるように進めていただきたいと思うんですけども、町長どうですか。

議長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 群馬県や近隣市町村庁舎などで、ブルーライトアップの取組を行って

いることは承知しています。このライトアップに関しては、ほかの啓発活動でも、それぞれのイメージカラーでライトアップをしています。庁舎管理者としては、そのような啓発活動の助けになるよう、施設整備を含め検討をしているところです。また、施設整備ができましたら、関係各局と協議の上、ライトアップができればと考えています。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） このくらいのこと、「したい」ぐらい言ってもらったほうがいいのではないかなと思うんですね。する上で、どうしたらいいかを考えていくのならいいんだけど、ただ検討するだと、ちょっといかなものかなというので、その辺、もう少し明確に答えていただきたかったなと思っております。

次、全国手話言語市区長会というのがあります、これが2016年に設立されております。聴覚障害者に対する情報保障の環境整備を進め、全国の自治体における施策展開の情報交換などを行っています。町村長も準会員として入会できるので、入会を強くお勧めしたいと思うんですけども、町長いかがでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 全国手話言語市区長会は、2016年6月に、手話関連条例の拡充を通じて聴覚障害者の自立と社会参加の実現を目指して設立されております。このことについて、私は認知しておりませんでした、ご紹介いただきありがとうございます。

各自治体における手話等の関連施策や関係団体との連携協力などについての見識を広める効果が期待できますので、ぜひ参加したいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） ここで、「したい」という言葉が出たのは、非常に価値のあること、よいことだと思います。ぜひ、進めていただきたいと思います。

あと、全ての障害者のコミュニケーションに関わる条例として、情報・コミュニケーション条例というのがあります。これも、ぜひ一緒に検討を進めていただければと考えております。

最後に、ここまで指摘してきたものとか、提案してきたものを含めまして、聞こえない人たちの課題や取組に関して、当事者の団体と密な対話を重ねながら、今後も改善を進めていただきたいと思いますけれども、町長、いかがでしょう。

議長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 今後も、手話の普及、そして聴覚障害に関する様々な施策につきましては、当事者団体の皆様と対話を重ねながら事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 吉岡町における共生社会の実現に向け、より一層の取組が進むことを期待したいと思っております。

聴覚障害・手話の課題と町の取組に関する質問は、以上でございます。

次は、自治体DXに関して（ICT関係全般）について質問していきます。

まず、ふるさと納税・GCFに関して。

GCFというのは、ガバメントクラウドファンディングとあって、ふるさと納税を通じてクラウドファンディングでお金を集めて、その寄附金の使い道を、より具体的にプロジェクト化して、そのプロジェクトに共感した人から寄附を募る仕組みです。

年末となり、ふるさと納税においては、いわゆる書き入れどきとなっているんですけれども、本年、令和5年のガバメントクラウドファンディングの実施状況はどうなっているのかの説明を求めます。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 令和5年度のクラウドファンディングにつきましては、教育委員会事務局から上げられ、昨年と同様の内容の「人口増加率県内トップ 未来を担う吉岡の子どもたちのためにご支援を！」でございます。これは、第3弾となっております。目標金額につきましては、100万円と設定させていただいております。

議長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 今日現在のクラウドファンディングの受入れ状況ですけれども、3件で31万5,000円となっております。以上です。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 誰かすごく、1人30万円出していただいた方がいるというので、すごくありがたいなと思っているんですけれども、もうこれで3回目じゃないですか。これは令和5年の予算審査のときにも、令和4年度の決算審査のときにも指摘していることです。そこで、担当課からこういう答弁があるんですね。令和3年が127万円で、令和4年が62万円ですか、半減しているということを指摘したんですけれども、半減の理由は、前

年と同じ募集内容のため、新鮮味、インパクトが不足していたと思うと。本年度は、従来のテーマ以外の案件も検討、内容に付加価値をつけるなどを考えたいと、これは議会広報に載っているところです。

趣旨としてはこれで合っていると思うんですけども、この答弁と全然かけ離れた状況にあると。まさしく二番煎じ、三番煎じであり、あと、こう指摘したいと思います。寄附が集まれば集まるほど、教育環境が充実するとか、よりよくなる仕組みが構築できていない。だってこれ、善意を募ったお金は、全部、町のただ歳入に入るだけで、集まったら集まった分だけよくなるという仕組みになっていないというところが、これは増えていない要因なのではないかと。

そういうことを反省点として、やはり、しっかり認識していただきたいなというふうに考えるんですけども、そちらについてはいかがお考えでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） このクラウドファンディングに関しましては、うちのほうは、ふるさと納税の担当課ということで事業推進しているところなんですけど、職員のほうの理解不足というところもあるかと思います。その辺、勉強会を通して、いろいろな事業に、このクラウドファンディングというのは使えますので、教育だけにとどまらず、ほかの事業に関してもクラウドファンディングができるような形で推進していければというふうに考えています。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） まさにお話のとおり、勉強不足ですね。それは非常に強く感じます。

なので、私、この辺の事情というのは、どういうふうに去年が二番煎じになったのかというのは大体どういう事情かも把握していますし、その中で思ったのが、今年の三番煎じになったのもそうですけれども、やはり勉強不足で、勉強不足だからこそアイデアが出てこないなというのを非常に強く思っているところであります。

例えば、私のほうから2つ提案したいなと思っているところで、まず1つ目なんですけれども、今、町で抱えている課題の1つとして、吉中の吹奏楽部で、部員の数に対して楽器が不足しているという話は聞いています。当然、楽器の単価が高く購入を進めるのはなかなか、学校で進めていくのは難しいです。例えば、トランペット1本で20万円とか平気でするし、アルトサクソとかだったら30万円、40万円、ファゴットでいったら140万円とかしてしまうんですよ。そういう形で、教育委員会が町からお金を出していくのも非常に難しいけれども、やはり生徒は必要としていると。そういう課題がある中で、

じゃあこれは、クラウドファンディングでうまいこといくのではないかとということを考えていていただきたかった。

吉中吹奏楽部の楽器に、このガバメントクラウドファンディングとか、これ、楽器寄附ふるさと納税というシステムがあるので、取組があるので、こういうのを活用して進めていくべきなのではないかと、そういうふうに考えるわけなんですけれども、いかがでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 議員提案の楽器の整備についてのクラウドファンディングを活用することについては、寄附額の結果は別としても実現可能であると考えています。また、楽器寄附ふるさと納税については、以前、飯島議員が質問して、そのときに、私どものほうでも調べさせていただいたんですけども、そういったことも活用できるかというふうに考えますので、教育委員会事務局のほうと相談して、できることは進めていきたいというふうに考えます。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 例えば、高知県の四万十市とか、そういう取組でガバメントクラウドファンディングをやって楽器を整備しようとしているところもありますので、ぜひ参考にさせていただきたいと。

次、NFTというものがあって、偽造不可能な鑑定書・所有証明付きのデジタルデータというのがあります。岩手県の紫波町というところで、このNFTを活用したオンラインゲームのオリジナルキャラクターを制作して、ふるさと納税の返礼品にしていると。もう今、一番最先端ですよ。ネットゲーム上のキャラクターを差し上げます、返礼品にしますという形でやって、私の知っている限りでは、もう900万円以上の寄附が集まっているようで、これを同町が進めているデジタル町民制度にも結びつけて、関係人口、これはまた別の機会で話をしようと思っていますけれども、関係人口も増やそうとしています。

本町も、このような取組を研究して、ふるさと納税の増額や関係人口の創出に取り組んではいかがでしょうか。というのは、関係人口の創出とふるさと納税の増額というのは、非常に密接な関係があるので、これを同時に進めていくほうがいいのではないかとという形で、この紫波町の取組の研究をぜひお勧めしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） まず、ふるさと納税の増額と関係人口の創出についてですが、こちら、ふるさと納税をする方は、縁があって吉岡町に寄附をしていただいていると。寄附をすることで吉岡町の特産品を手にして、吉岡町により一層関心を持つというようなこととなります。これをきっかけで、吉岡町について調べたり、興味を持つことになるというような流れになると思います。こういったことの積み重ねが、最終的には関係人口の増加につながるのではないかとこのように考えます。

そういったところがある中で、先ほど議員ご指摘の紫波町の関係ですけれども、これはかなり先駆的な取組です。もしこれが、当町にできるかどうかという問題もありますが、こういった形でデジタル町民とかにできれば、一部、町のサービスが例えば使えるとか、そういったようなこと、現実にできるかどうかという問題もありますけれども、そういった形で、そこでデジタル町民も一応、いわゆる関係人口という点で見れば、なかなかいいやり方ではないかとこのように考えます。

これについては、もう少し研究をさせていただければというふうに考えます。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） この紫波町の取組というのは、かなりとがったもので、それイコール吉岡町でできる、してくれという話ではなくて、こういうふうな先進的な取組があるので、それを参考に、町内でどういうふうに進めていったらいいかというところを考えていただければ。

例えば、さっきの話に戻るんですけども、例えば吉岡町に住んでいる中学生については、よくシックスポケットってご存じですよ、お父さん、お母さん以外におじいちゃんおばあちゃんが2人ずつ想定できるわけなんです。そうすると、その4人が町外にいる可能性が結構高くて、その人たちも町の関係人口になると。あとは、吉中の吹奏楽部で卒業して町外に出た方、この方たちも関係人口だと。その人たちに呼びかけて、クラウドファンディングを集めていくというやり方ですよ。これは、関係人口をうまく使った手なのではないかとこのように思っております。

次、デジタルポイントと地域通貨に関してです。

デジタルポイント・地域通貨は、もうかなり、今回、前橋市も似たようなものを導入する、渋川市もやっている、その他、県内でたくさん始まっているところなんですけれども、そこについてお尋ねしていきます。

ポイントとしては若干違うんですけども、ボランティアポイントが本年度から実施されているんですけども、その交付とか利用状況は、現在のところどうなっているのか、まずお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） それでは、ボランティアポイント事業の登録者及びポイントの交付状況についてお答えしたいと思います。数字は、全て令和5年11月1日時点のものとなります。

まず、登録者から報告させていただきます。小学生から18歳未満までの子どもボランティアの登録者の数は145名です。次に、18歳以上の成人ボランティアの登録者の数は322名で、その内訳としまして、アプリで登録されている方が195名、ポイントカードを申請して登録されている方が127名でございます。合計467名の方が現在登録されておりまして、そのうち369名の方には、ボランティア活動に応じたポイントが既に付与されております。

今年度は、事業の開始キャンペーンということで、初回の活動のみ1,000ポイントがボーナスポイントとして付与されていますが、通常は1回のボランティア活動につき100ポイントが付与されます。このボーナスポイントを含めないポイントの交付状況ですが、子どもボランティアが、現在総額2万700ポイント、成人ボランティアが30万1,500ポイントが交付されています。

これまでに実際に活動している人数で割ると、1人当たり平均獲得ポイントは800から900ポイント、4月から10月末までに、登録者1人当たり約8.7回のボランティア活動を行っているという計算になります。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） この2万700ポイントと30万1,500ポイント、この人数で交付はしているんですけども、ボランティアポイントというのは、果たしてきちんと利用されているのか。それが利用されていないと、ただ交付しているだけでは全然意味がなくて、そういうことをしていかなないと、実際にボランティアの活性化とか高齢者の介護予防につながっていかないのではないかなというふうに考えているんですけども、後へのつながり、ボランティア活動がどう活性化するか、高齢者の介護予防にどのようにつながっているか、そういう部分を、担当課としてはどのように評価しているのか、ちょっと説明いただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） こちらのボランティアポイント事業につきましては、まだ事業が始まったばかりですので、事業効果の検証は行っておりません。ボランティアの増加数もし

くは介護予防の効果など、具体的な数値等は現在はお示しできません。ただし、ボランティア活動などによる社会参加、それから介護予防の効果につきましては、厚生労働省の研究班による検証データが幾つか公開されています。その主な内容としては、ボランティア活動など、高齢者の社会参加の割合が高い地域ほど、転倒や認知症、鬱のリスクが低い傾向が見られるというものです。

特に、ボランティア活動の場合、活動に必要な知識を自ら得ようとしたり、また、これまでの豊富な経験を活動に生かしたりすることができるため、地域での役割、それから生きがいに対する認識が高まって、高齢者同士の助け合い、つながりの場としての相乗効果も生まれるなど、介護予防効果だけでははかれないメリットというものも生まれます。

今日、コロナ禍の影響もありまして、互助の基盤となる地域コミュニティの衰退が大きな社会問題となっておりますが、ボランティア活動の活性化による好循環が地域で生まれれば、担い手不足の解消や、身近な生活課題の解決、また、コロナ禍で希薄となってしまった住民同士の交流の活性化にもつながっていくのではないかと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 話は分かるんですけども、それだと、ボランティアのほうになっていて、結局、ポイントの利用によるメリットというのはどうなのかなというのが、ちょっとよく分からないかなという。例えば今、地域通貨とボランティアとか健康増進を結びつけている取組も、全国、県内でも進んでいるのはご存じだと思うんですけども、そういうつながり方をしていかないと、付与する、やりがいがあるではなくて、そのポイントを使って何かができるところまで持っていかないと、さらに前に進まないのではないかと思うんですよね。

そこでお尋ねするんですけども、このボランティアポイントのシステムから自治体ポイントとかデジタル地域通貨の移行に関しては、ちゃんと検討を進めているのでしょうか。これ、町長が遅れずに進めていきたいという答弁をしているはずなんですよね。そんな中で、進んでいるようには見えていないと。

例えば、こういうポイントがよしおか温泉で利用できたり、町内の飲食店や商業施設での決済にも利用できるように、やはり地域通貨的に活用できるようなシステムアップデートができるのではないかと思うんですよね。その辺について、より踏み込んだ具体的な検討に入るべきではないかというふうに考えるんですけども、いかがですか。

議長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 現在、私どもの介護福祉課で行っている、このデジタルポイント事業につきましては、先ほど申し上げたとおり、ボランティア活動を行っている町民に対象が限定されております。よって、現状の事業規模では、店舗への端末設置、そういったものの、電子マネー決済への対応はできるんですが、店舗への端末設置など設備投資に見合った事業効果は見込めないというふうに考えております。

まずは、このポイント事業と対象者の拡大を目指していきたいということで、今年の8月にデジタルポイント事業への参加意向調査を全庁的に実施しました。その後、職員向けのシステム説明会ですとか、事業導入に向けた検討会議なども実施しております。引き続き、関係課との協議を続けていきたいというふうに考えます。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） なかなかデジタル地域通貨に対しては難しそうなんですけれども、やはり、先ほども申し上げましたとおり、ポイントを使って何かができる方向をしっかりと考えていかないと、どこかで宙ぶらりんなことになってしまうのではないかと、検討を進めているのではなくて、このまま検討だけしていてもいかなものかというふうに考えております。

次、AI活用とかペーパーレスのところに進みたかったんですけれども、ChatGPTの導入というところは本会議場で説明はなかったんですけれども、今回、LoGoチャットというソフトを使って導入を、そこに打ち込めば、いわゆるChatGPTと同じような機能が使えるという話は聞いているんですけれども、そのところをざっと説明していただいてよろしいですか。

議長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 今、議員ご指摘のLoGoチャットというチャットシステムがありまして、その上で動くChatGPTのシステムがあります。同じ会社がやっているんですけれども。8月30日からトライアルを1か月間しまして、職員からアンケートを取ったところ、80%程度の方から肯定的な意見がいただけたと。それで、今回補正で上げさせていただいているんですが、予算が通れば1月から本格導入していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） ChatGPTの運用上で今問題になっているのは、ジェンダーバイアスのようなバイアスがかかりやすいので、使いこなす力が必要だということと、ツールがこの先の運用がどうなのかなと。その辺は、また予算決算常任委員会の中で質疑していけれ

ばと思っております。

ペーパーレスを進めたかったんですけども、飛ばさせていただきます。

次、HiBALIプランに関して、お尋ねしていこうと思います。

本町は、HiBALIプランの実践により、HiBALIプランというのは、町独自のICT教育プランですね、により授業での端末活用が進み、教育のICT化においては、今や日本どころか世界的な先進地であると言っても過言でない状況だというふうに考えます。ルワンダでしたか、ルワンダと、この間来たのはネパールとかからの視察も来ているということで、すごいなと思っています。

一方で、HiBALIプランの実践は通信環境に大きく依存しています。端末は、ネットにつながらないと、ただの箱なんですよね。

そこでお尋ねするんですけども、現在、吉岡町の中学校の一部教室でネットにつながりにくいという状況が発生しており、授業の進行にも影響が出ているようです。箱にならないように、せっかくのHiBALIプランで用意してもらったものが箱にならないように、できるだけ早い対応を求めるとともに、問題の原因と今後の対策について説明いただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 町では、令和2年度、1人1台端末を導入する際に、既設のものとは別に端末用回線の整備を行いました。その後、各学校では、端末の活用が当初想定したよりも大きく進むことができました。そして、HiBALIプランを推進する取組もあり、令和5年度は、文部科学省の事業であるリーディングDXスクール事業に群馬県で唯一採択されることになりました。

ご質問の通信環境の改善につきましては、吉岡町だけに限らず、活用が進む自治体の全国的な課題となっております。町では、問題の原因をその都度、検討、対応してきており、今までの対策といたしましては、吉岡中学校では、アクセスポイントの増設やルーターのバージョンアップなどの改善を図ってまいりました。また、今年度につきましても、町内3校全てにおきまして、回線が、今まで1本だったものを2本に増やす事業を現在進めております。

今後につきましても、通信状況を把握しながら、必要に応じて、よりよい通信環境の整備を図ってまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） しかし、何でこの令和2年に導入したのが今頃になってつながりにくい

ということが起こったのでしょうか。やはりそれは、教育委員会ははじめ各学校の担当の人、あと先生がすごく頑張って利用が増えたからですよ。そういう面では、すごくいいことなんだと思うんですけども、現時点で使われにくい状況が、その結果発生しているという、ちょっと矛盾したところがあるんですけども、ぜひ、よりよい環境を整えるべく努めていただきたいなと思っています。

次、こういうインターネットとかパソコンを使うことによって、不登校への対策というのも進んでいます。なかなか、例えば適応指導教室とか吉岡町もあるんですけども、そういうところに行けない子供たち、不登校になって外に出られない子供たちもいる中で、ぜひ、HiBALIプランの中で、メタバース登校について検討し進めていただきたいなと考えているわけなんですけれども、こちらについては、いかがお考えでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） メタバース登校につきましては、文科省が今年3月に公表した、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」」にも通じる内容であり、採用する自治体が広がりつつあることは承知しております。NPO法人と連携する形で、埼玉県戸田市、東京都文京区、大阪府大東市などが導入しているニュースなども耳にしております。

吉岡町といたしましては、今のところ、メタバース登校の導入に向けての具体的な計画はありませんが、不登校児童生徒の新たな心の居場所となるような仕組みをつくることのできないかを検討を進めております。これらを進める中で、新たな居場所に来た児童生徒がメタバース登校に興味を示すようなことがあれば、導入・活用に向けて検討していきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 続いて、ペーパーレスの質問をしたかっただけなんですけれども、ちょっとそれを飛ばしまして、それに関係することなんですけれども、児童生徒が進級するときに、その児童についての情報を引き継ぐわけなんですけれども、それが、私が体験しているわけで、あまり十分になっていないときがあります。それまで進んでいた対応がストップしていたり、情報共有を再度行わなければいけないことというのがあったわけなんです。

進級・進学時の児童生徒の引継ぎ事項、例えば障害があるとか、いじめがあったとか、こういう病気を持っているとか、こういうアレルギーを持っているとかも、こういう情報も、HiBALIプランの取組の1つとして、ICT活用により、しっかり管理運用していったほうがよいのではないかとこのように考えるわけなんですけれども、いかがお考え

でしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 議員がおっしゃるとおり、児童生徒の進級時、また、学校教育9年間を通じての個々の情報の引継ぎは、学校教育を進めていく上で極めて重要なことであると認識しております。

新たなHiBALIプランの取組の1つとして導入を決めている文部科学省推奨の次世代型校務支援システムを活用することにより、児童生徒の指導上配慮すべき情報、先ほど議員もおっしゃいましたが、アレルギーや運動制限、受診勧告等の保健関係の情報、人間関係、いじめに関するアンケートの回答内容等を安全に管理運用しながら、教職員間で確実に共有できるようにしていきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 分かりました。

例えば、障害があったり、いじめがあったりする情報というのは、しっかり共有していかないと、また同じような、やはり障害があったりすると、発達障害、グレーゾーンの子供たちも生きづらさがあって、その生きづらさを抱えていると、やはりいじめにつながってしまうことも十分あるわけで、そういう情報がしっかり共有されて、つなげていただきたいというふうに考えております。

最後、保育園・認定こども園のICT化なんですけれども、保育園・認定こども園の、これまで私がICT化への支援を求めてきたことで、9月補正で第三保育園に導入されることになったんですけれども、その後の状況どうなっているんですかということと、併せて、このシステムは、園児個々の登園状況が確認できるんですよ。

例えば、今年、岡山県であった、おばあちゃんの車に置き去りにされた子供が亡くなった事件とかあるんですけれども、これも、このおばあさんの責任にもなっているし、園が「来ていませんよ」という連絡をしていなかったという部分も、もし、これがしっかりできていれば、「登園していないんだけど、どうですか」と連絡ができていれば、ここまでならなかったということでもあるわけなんですよね。このシステムを導入していれば防げたので、これは、町の取組として積極的に進めなければいけない話なのではないかというふうに考えるんですけれども、いかがでしょう。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 保育園等のICT化につきましては、今年度、1つの園が導入して、

現在、園児の登園・降園の管理や保護者への連絡、園児の記録などを実施している状況になります。また、来年度につきましては4つの園が導入を検討しております。また、残りの1つの園につきましても、導入に向けた協議、支援等を行っていきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 検討を進めていただけるということで、はい。

最後に、例えば、保育園とか認定こども園の入園とか、特に保育園のほうですかね、入所申請については、利便性を考慮してデジタル化、デジタル申請ができるように進めていただきたいと考えるわけですけども、いかがでしょう。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 保育園等の入所申込み受付につきましては、来年度より受け付ける令和7年度の申請分より、持参方式や園への提出のほか、新たに電子申請の実施もできるよう準備を進めているところになります。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） もう準備進めているんですか。分かりました。

そうですね、保護者の負担もありますけれども、職員の事務手続の作業軽減、負担軽減にもつながりますので、ぜひ進めていただきたいなと思います。

それでは、10番富岡の一般質問、以上とさせていただきます。

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、10番富岡大志議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を10時50分といたします。

午前10時32分休憩

---

午前10時50分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

---

議長（廣嶋 隆君） 6番宮内正晴議員を指名します。宮内議員。

〔6番 宮内正晴君登壇〕

6番（宮内正晴君） 議長の通告に従い、一般質問を行いたいと思います。

まず、1項目め、幹線道路の渋滞や規制について。

南新井前橋線（大松交差点）の渋滞について。

先々月、10月22日に実施された交通量調査は、結果が出ていますか。また、安全安心のまちづくりのために調査を行ったと思いますが、11か所の交差点調査結果の公開はいつですか。町長、お願いします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 幹線道路の渋滞や規制についてご質問いただきました。

交通量調査・渋滞長調査は、県道南新井前橋線周辺における大型商業施設等の出店など、町内の開発事業に伴って変化する交通状況を調査、把握し、現状の道路交通の検証や分析を行うため実施したものでございます。

具体的な調査箇所については、県道南新井前橋線バイパス及び県道前橋伊香保線吉岡バイパスを主に、当初計画では信号機が設置された町内11か所で調査をしております。

結果及び活用については、建設課長から答弁をさせます。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 町長の補足答弁をさせていただきます。

調査は、業務委託により、令和5年10月18日水曜日と、10月22日日曜日の2日間、午前7時から午後7時までの12時間で行ったところでございます。なお、遠方への通勤利用が主体と推測されます駒寄スマートインターチェンジ上り出入口交差点のみ、午前6時から午後9時までの間で調査を実施をしております。

調査結果の公開等につきましては、現在は、各調査箇所での交差点における通過車両や滞留長及び渋滞長の数値把握がされたところで、調査結果のまとめでございまして簡易分析と検証等の作業を行っておるところです。委託業者から、交通量調査・渋滞長調査の結果報告書が今月中に提出される予定となっております。以上でございます。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 交通量調査結果が出る上で、こちらの南新井前橋線、伊香保線が渋滞により、周辺の生活道路が抜け道になっている。この交通量調査の結果を渋滞対策に考えていますか、町長に伺います。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） この調査結果報告書を基にしまして、地域全体の交通ネットワークの有効な構築が図れますよう、必要に応じまして、関係機関でございます群馬県渋川土木事務所や群馬県渋川警察署と協議をしてみたいというふうには考えております。以上です。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 対策は考えていらっしゃるということなので、安心をいたしております。

次に、通学路使用の交差点、右折規制についてですが、前橋から上毛大橋を上って3つ目の交差点は、通学路使用で押しボタン信号です。9時30分から16時30分の間で、前橋から来た車両が右折していきます。右折レーンもなく、渋滞を起こす原因にもなっております。

この交差点では、令和3年ではゼロ件、令和4年では2件、令和5年では3件の事故が発生しております。また、上毛大橋では7件、この1年間で7件発生しています。事故のリスクが高いという形に、微増ではありますが、なっております。

この時間帯ですが、小学生、学童が下校する時間帯にも当たりますので、右折規制をしていただけないかと思うのですが、町長のお考えを伺います。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） ご質問いただきました県道南新井前橋線大久保中町西の交差点につきましては、多くの駒寄小学校校区児童が利用します通学路として認識をしており、朝夕には100メートル超の渋滞長が発生しております。

特に、ご質問いただきました下校時刻頃の前橋方面から進入する右折車両につきましては、児童の下校時と重なるなどの安全面が危惧をされるところでございます。

車両の右折規制につきましては、交通量調査・渋滞長調査の結果報告書などを基に検証し、必要に応じまして、吉岡町通学路安全推進会議等関係機関に諮りまして、対策等の検討をしてみたいと考えておるところでございます。

なお、当該通学路の安全対策につきましては、周辺商業施設のオープンに合わせまして、路面標示など、関係機関、それから自治会等のご協力をいただきまして緊急対応しておりますが、今後も注視してまいりたいと考えておるところでございます。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 今、建設課長からお話をいただきましたが、大型施設が開店のときには、いろいろな規制が行われて、右折する方もかなり少なかったんですが、今現在、そういうところがないので、右折する車が結構ございます。なので、どうかやはり右折を規制するような形を取っていただきたい。というのは、下校時間に時間規制ということはならないでしょうか、それを伺います。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 右折へのご要望ということでございますけれども、これにつきましても、交通量調査・渋滞長調査の結果検証をしながら、対応策を考えてまいりたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 了解いたしました。よろしくお願いいたします。

続いて、旧伊香保線中町交差点の渋滞についてですが、こちらのほうも、やはり南新井前橋線の渋滞に絡みまして、旧伊香保線も渋滞が起こっております。上毛大橋に右折する車両が多いのに、右折する車線が3台くらいしか止まれません。それなので、伊香保方面に向かう車が直進車ですが、そちらのほうも全然動かない状態が続いております。右折する車が3台ぐらい通ると、もう信号が変わってしまう。渋滞がそのまま続いている状態です。それに対して、また、交差点での事故も結構発生しています。これが、事故の経過を見てみますと、右折に対して直進車が当たるといふ事故が結構起きております。伊香保線の南側のほうに空き地があるんですが、その空き地を利用して、右折車線の延長とか、または、右折信号を設置するとか、そういう対策は打てないでしょうか、伺います。よろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 県道南新井前橋線大久保中町交差点の町道部における朝晩の渋滞解消につきましては、近隣住民の方からもご意見をいただいております。

ご質問いただきました旧県道前橋伊香保線でございます、現在の町道溝祭・植野線の右折レーンの延長整備ということでございますが、現状、家屋が連担をしており、大規模な道路改修が必要になるところでございます。

渋滞解消の対応策につきましては、交通量調査の結果報告書を基に検証しまして、必要に応じて、県渋川土木事務所や渋川警察署のご助言をいただきながら、改善策の対応を検討してまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） かなり、第五保育園等ありまして、交通量がやはり増えているんですね。帰宅時間のところに合わせてお迎えの車もいらっしゃるということで、渋滞の距離が伸びてくる。やはり事故が発生しやすいリスクが高まっているということがありますので、対策のほう、早急によろしく願いいたします。

続きまして、2項目めですが、JR上越線側道についてですが、このいわゆる側道の除

草についてですが、お伺いします。

J R第五大久保踏切を中心として、上越線側道に800メートルぐらいの金網フェンスがあります。夏季になると、雑草が生い茂って金網フェンスの上から覆いかぶさるようになっていまして、側道も狭いので、自転車通学の高校生または通勤者、ちょっと交通車両もありますので、危険を感じていると思います。定期的に除草作業が行われてはいるんですが、雑草の勢いが勝っています。この回数を増やす予定はあるか確認できますか。お願いします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） J R上越線沿線の町道の除草状況につきましては、駒寄地区の一部区間において、駒寄小学校児童の通学路であることや、自転車や車両の往来も多い路線であることを考慮し、町道の年間除草計画に組み込み、対応しているところでございます。

議員がご指摘のように、J Rの用地から繁茂した雑草が、町道のネットフェンスに覆いかぶさるような状況も確認され、J R東日本高崎支社との除草に関する協議も検討したいと考えております。また、除草の回数につきましては、予定の回数で対応し切れない場合は緊急的な措置になりますが、個別各箇所ごとに随時除草の対応をしていきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 除草の回数を増やしていただければ、安全が確保されるということなので、よろしく願いいたします。

そのついでではないんですが、上毛大橋の南側といいまじょうか、そちらのほうに行きますと、除草シートが敷かれております。こちらは何かJ Rの車両を守るために除草シートを敷かれたというふうな話を聞いておりますが、この除草シートを延伸していただければ、除草しなくてもいいのではないかと、除草じゃないですね、すみません、防草シートですね、しなくてもいいような話になると思うんですが、その辺はどうでしょうか。J Rのほうに言うのか、または町のほうで施工していただくのか、私にはちょっと分かりませんが、町のほうで施工していただくのでしたらできるでしょうか、伺います。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 上毛大橋周辺のJ R上越線軌道敷内に設置をされております防草シートにつきましては、令和3年度に、J R東日本高崎支社にて発注、施工されたものでございます。

設置の目的につきましては、隣接する町道より軌道敷が低いため、のり面に繁茂した雑草が運行車両に接する危険を生じることから、道路より軌道敷の低いこの区間については、防草シートを設置したとのことでございます。

鉄道沿線におきます環境保全の観点から、防草シート延伸のご要望につきましては、運行上の支障や地域の要望などについて社内で検討し、必要に応じて対応しておる状況とのことでございますので、こちらにつきましては、町というよりは、JRとの協議となってくるかと思えます。以上です。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 上越線の話は理解いたしました。

それでは、町の所有地といいましょうか、八幡山とか、ほかのところの施設の周りですが、こちらのほうも、かなり雑草が伸びております。これに対しては、防草シートの計画はありますでしょうか。お答え願います。

議長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 町の公共施設の除草については、現在、企画財政課のほうでまとめて発注し、年次計画で雑草を刈っているところなんですけど、今、議員ご指摘の防草シートについては、公共施設によっては様々な使われ方をしていますので、その防草シート自体が有用であるということであれば、町としても利用していきたいというふうに考えています。以上です。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 除草に関しては、機械を使って除草すると思うんですね。安全面も考えて、やはり時間も費用も考慮していただいて、防草シートの利用を促進していただきたいと思えます。

続いて、群馬総社駅ですね、前橋市の、西口開発についてですが、新聞報道で、前橋市とJR東日本で群馬総社駅西口開発、これは2030年度の予定らしいですが、多くの町民が利用している群馬総社駅西口開発について、吉岡町はどのように向き合うのか、町長のお考えを伺います。

議長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 議員も今ご指摘のとおり、群馬総社駅については、2030年度をめどに西口を新設すると発表しています。市がJRと締結した基本協定では、駅舎と自由通

路を36億7,000万円で新設し、アクセス道路を整備する予定となっております。

現在、群馬総社駅は東口のみで、通勤通学時間帯では慢性的な混雑が生じており、西口の新設は、主要駅として利用している吉岡町の住民にとっても利便性の向上が図られることはもちろん、将来的な公共交通の可能性にとっても大きな効果を生むものと思われま

す。そのため、町としては今後も動向を注視しながら、町にとって最大限の事業効果がもたらされるよう、前橋市と引き続き協調を図っていきたいと考えています。以上です。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 今、課長からおっしゃっていただいたように、確かに吉岡町の町民が、私の娘もそうなんですが、群馬総社駅を利用しております。確かにおっしゃったとおりに、帰宅時と下校時の時間帯、すごい渋滞であります。実際に事故も起きております。それなので、やはり、西口の開発は前橋市が行うわけですが、吉岡町も関わってくると思いますので、その点はよろしく願いいたします。

続きまして、空き家、所有者不明地なんですが、空き家の状況についてお伺いします。

今、空き家に入る窃盗犯罪が急増しております。周辺地域の治安悪化にもなっております。総務省の2018年住宅・土地統計調査によると、県内の空き家数は15万8,300戸です。吉岡町の空き家は何軒ありますか。また、特定空家に指定されている物件はありますか。空き家の所有者は確認されていますか、町長に伺います。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 本町では、平成31年3月に吉岡町空家等対策計画を策定し、空き家の適切な管理や発生の予防などの総合的な対策を行っております。計画策定から5年が経過する本年度になりますが、社会情勢の変化や現状の取組状況を踏まえ、現在、空き家対策の改定作業を進めているところであります。

ご質問の町内の空き家件数については、301戸確認されております。以上でございます。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） それでは町長に伺いますが、税金についてですけれども、所有者不明になっていると納税がされません。町としては、対策を立てていらっしゃるでしょうか、伺います。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） もちろん、今相続人不明などの直接所有者と連絡を取ることができない

空き家は81戸ございます。これらについても、現在、この空家等対策協議会の中で検討を進めさせていただいております。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 対策、対策と言って、進まない、この空き家自体がどんどん増えてくることになると思います。早急な対策をお願いしたいと思います。

続きまして、特定空家についてですが、吉岡町には、特定空家除却支援がありますが、特定空家指定でなければならない。解体、除去費用も数百万円と高額であり、処分が進んでいないのが現状です。解体費用の助成事業拡充の考えを伺います。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 解体費用の助成拡充でございますけれども、現在の支援事業といたしましては、吉岡町老朽危険空家除却支援事業補助金がございます。なお、補助額につきましては50万円を上限としておるところでございます。対象とする空き家につきましては、特定空家に限定するのではなく、一定の要件を満たします老朽危険空家も対象としている内容でございます。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 今おっしゃったとおり、吉岡町は50万円の助成があると。榛東村も50万円です。渋川市は、20万円プラス条件つきで10万円プラスと。前橋市は20万円になっていると。吉岡町としては、よくやっているとありますが、もっとしていただかないと、空き家対策にはならないと思うので、もっと助成のほうを考えていただきたいと思います。

続きまして、所有者不明地についてですが、国の2021年度の登記簿調査では、国内の土地の23.9%が所有者不明となっております。ほとんどが山林と思われそうですが、吉岡町にも、この事案はありますか。また、どのくらいあるのでしょうか。お答え願います。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 所有者不明土地につきましては、相続が生じてても登記がされないことなどを原因に発生し、管理放置によります環境悪化を招くほか、災害復旧の実施や、民間の土地取引の際に、所有者の特定に多大な時間と費用を要するなど、経済活動にも著しい損失が生じるところでございます。

所有者不明土地の件数に関しましては、前橋地方法務局からの情報提供でございますが、

不動産登記簿の正常に登記されていない表題部所有者不明土地について、町全体で筆数が307筆ございました。なお、地番、面積や地目等についての情報提供につきましては、ございませんでした。

議 長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6 番（宮内正晴君） 国の情報だけではなく、独自で調査を行わないのでしょうか。町として調査を行わないのでしょうか。時間が経過すると、所有者が不明というのはどんどん増えてくると思うのですが、調査は行わないのでしょうか。それを伺います。

議 長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 町としての直接の調査ということでございますけれども、所有者不明土地につきましては、町の事業としては、建設課に関わるものでは国土調査、国調と言われていた調査でございますけれども、こういったときには、非常に所有者の不明によりまして近隣の方たちにも影響が出るところでございます。そういったことも兼ね合いながら、現在、法務局と相談をしながら進めていっていただけるようなことへアプローチ等も考えていきたいと思っております。以上です。

議 長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6 番（宮内正晴君） 今お答えいただきましたが、やはり町としても、そういうところが増えてくるというのは問題だと思いますので、増えないような防止策をお願いします。

続きまして、待機児童についてですが、隠れ待機児童についてです。

群馬県で、隠れ待機児童は、こども家庭庁まとめで253人となっています。吉岡町は、施設整備により現在ゼロ人ですが、完全待機児童ゼロを維持するために、町はどのような対策を考えていますか、伺います。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 吉岡町は、人口増加や保育ニーズの高まりとともに、待機児童対策として、保育園、認定こども園の協力により施設整備を進めてまいりました。今後につきましても、各園などと連携、協議し、さらなる施設整備なども考えながら、待機児童ゼロへの対応策を進めていきたいと考えております。

議 長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6 番（宮内正晴君） 吉岡町は、まだまだ人口が増えていく関係上、待機児童の問題は発生する

可能性が高まっております。対策のほうをよろしく申し上げます。

次ですが、誰でも通園制度ということが、2025年以降、こども家庭庁が本格実施の予定であります。6か月から2歳までの未就園児対象の通園制度ですが、本年度は全国31自治体、50施設で施行されています。関東でも11施設が施行されていますが、吉岡町は、ゼロ歳から2歳児までの親の負担軽減を考えているか、伺います。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） こども誰でも通園制度につきましては、子供たちの育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するための制度になりますので、吉岡町においても、こちらのほうの制度につきまして、各保育園等は、現在、定員を超えている園児を受け入れているような状態になっておりますけれども、待機児童対策とともに各園と協議、連携し、対応策を検討していきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 対策を練っていただいているということなので、これからも、人口増加に対しても待機児童問題は続くと思いますので、お願いいたします。

次に、狂犬病予防注射なんですが、接種率が低下しております。犬の飼い主に年1回実施が義務づけられておるんですが、狂犬病の予防接種が、県内接種率が低水準になっています。集団免疫を保つには70%が必要ですが、2022年度は接種率が71.82%になっている。世界の国や地域で発生して、年間5万人以上が亡くなっております。恐ろしい感染症です。国内では、1957年度から66年間確認されていないからと安心はできません。人と犬の健康のために、予防接種の周知徹底をと思うが、町長の考えを伺います。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 狂犬病予防注射については、狂犬病予防法第5条により、飼い主は、毎年1回、飼い犬に予防接種を受けさせることが義務づけられております。予防接種の周知については、町に登録されている犬の所有者、飼い主に対し、はがきにより注射の案内を送るとともに、広報よしおかでも周知を実施しており、今後も周知徹底を図っていききたいと考えております。なお、詳細については、住民課長より答弁をさせます。

議長（廣嶋 隆君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） 狂犬病予防注射については、狂犬病予防法第5条において、犬の所有者は、

その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならないと規定されており、飼い主など犬を管理する者には、飼い主に予防注射を受けさせる義務があります。また、同法第27条第2号により、犬に予防注射を受けさせず、又は注射済票を着けなかった者については20万円以下の罰金に処するとする罰則規定もあります。

町では、自治会等の協力をいただき場所の提供を受け、毎年4月と5月に集合注射を実施しております。また、10月にも、予防注射を受けていない犬を対象として集合注射を行っております。周知については、町に登録されている犬の所有者、飼い主に対し、はがきにより注射のご案内を送るとともに、毎年4月及び10月号の広報でも周知を実施しております。ここでは、登録及び予防接種が義務であることを明記し、飼い主の方への周知を図っております。

接種率についてですが、町内においては、ほぼ県平均と同水準で推移しております。参考までに、令和4年度においては、吉岡町における接種率は72.37%、県内平均接種率が71.82%となっております。さらなる接種率向上に向けて、議員のおっしゃるとおり、住民と飼い犬の健康のため、ひいては日本国内における狂犬病の発症を防ぐため、正しい情報を発信していきたいと考えております。そして、今後も情報発信については、広報紙はもちろん、メールやLINEなど、様々な方法での周知徹底を図っていききたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 今回のデータでおっしゃいますと、県よりは上回っているということなのですが、28%の方は受けていないという数字になっております。この狂犬病というのは、発症すると100%、ほぼ死亡するという恐ろしい感染症です。やはり、周知徹底というのは絶対必要だと思いますので、さらなる徹底をお願いします。

続きまして、吉岡町文化財についてですが、ガイドブックへの記載です。

こちらの吉岡町暮らしのガイドブックですが、吉岡町には、県指定の三津屋古墳、県指定史跡の南下古墳群、町指定重要文化財の三宮神社、町指定重要文化財の野田宿森田家があります。吉岡町2021年保存版暮らしの、先ほど見たやつですが、ガイドブックの17ページでは、紹介文が載っています。ですが、18、19ページの吉岡町タウンマップには載っておりません。吉岡町が誇れる文化財を記載されたほうがいいと思いますが、県内外、町内外の方々に周知していただくためには、このマップへの記載の対応を伺います。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

**教育長（山口和良君）** ただいま、宮内議員ご紹介のとおり、吉岡町には、県指定の史跡や町指定の文化財が数多く存在しております。本年9月には、南下古墳群が新たに県指定史跡に指定されるなど、吉岡町の文化財の価値が改めて見直されている状況でございます。町では、その文化財の価値や魅力を町民及び町外の皆様に広く知っていただくため、ガイドブック等の作成やSNSを通じた動画配信など、普及啓発に努めているところでございます。その詳細につきましては、教育委員会事務局長に答弁させます。また、ご質問の吉岡町暮らしのガイドブックにつきましては、企画財政課長に答弁をさせます。

**議長（廣嶋 隆君）** 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

**教育委員会事務局長（高橋淳巳君）** 教育委員会では、町文化財の普及啓発のため、吉岡町文化財マップを作成し、県・町の指定文化財をはじめとする様々な文化財を地図（マップ）に掲載しております。また、近年では船尾滝、三津屋古墳、森田家住宅、そのほかにも町内各地で受け継がれております獅子舞など、伝統芸能の動画を作成してユーチューブで配信するなど、SNSを通じた普及活動も実施しております。

今後も、吉岡町にある貴重な文化財の魅力を多くの人に知ってもらえるように努めてまいりたいと教育委員会では考えております。

**議長（廣嶋 隆君）** 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

**企画財政課長（米沢弘幸君）** 吉岡町暮らしのガイドブックについては、企画財政課のほうで作成しております。このガイドブックは、町内にお住まいの方をはじめ、新たに転入された方に対して、町の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげる目的で官民連携事業として、数年に1度共同発行しているものとなります。

今回は、議員ご指摘のタウンマップへの記載についてですが、現紙面を確認したところ、文化財までを掲載した場合、かなり文字が混み合って地図が見づらくなる可能性があります。また、暮らしのガイドブックは、暮らしの情報をメインに作成されており、文化財のみを集めたガイドブックとしては、先ほど教育委員会事務局長が答弁したとおり、吉岡町文化財マップが策定されております。そのため、現在は、文化財の説明箇所の下に、必要に応じ所在地を掲載しているのみとなっておりますが、次回発行の際に、掲載の可能性を含めて改めて検討し、判断していきたいと考えております。以上です。

**議長（廣嶋 隆君）** 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

**6番（宮内正晴君）** 町が誇る文化財です。町が宣伝しなければ、皆さんに伝わりません。それなので、PRのほう、よろしくお願いします。

続きまして、史跡・文化財の表示板、案内板について伺います。

三津屋古墳、南下古墳群、野田宿の森田家は案内板など設置されていますが、三宮神社にはありません。新しく町民になった方々や、県外、町外の方々に吉岡町の文化財を知っていただくには必要です。吉岡町の対応を伺います。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 三宮神社につきましては、神社本殿及びご神体の十一面観音像は、昭和63年に町指定重要文化財に、また、祭典の際に奉納される溝祭獅子舞や太々神楽も町指定重要無形文化財となっており、大変由緒ある神社となっております。

さて、ご質問の案内板などの設置についてですが、神社正面の南側階段下上り口の脇及び境内に解説板及び標柱が設置されておりますが、三宮神社まで何メートルといった道路上の案内板については、現状では設置されておられません。

ほかの町の指定文化財につきましても、道路上の案内板につきましては、交通の支障とならないような公有地に設置すること、また、電柱や交通標識にはつけることができない、そういうことで、私有地においては権利関係などもクリアしなければいけない、また、設置した後の維持管理のことなどについて幾つかの課題があるため、現状では三津屋古墳、南下古墳群などを除いては設置はしていません。

ただ、最近ではスマートフォンの案内がかなり正確であることや、多くの情報が掲載されていることなどから、スマートフォンを見て訪れてくれる方も多いため、ネット空間に情報発信することも大切だと考えております。

議員おっしゃるように、新しく町民になられた方々に吉岡町の文化財を知っていただくことは大変重要でありますので、今後も様々な方法で、町の歴史や文化について情報発信していけるように取り組んでまいります。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 努力なさっていることは分かりますが、やはり、何か視覚で訴えるものがないと分からない方もいらっしゃると思います。インターネットとおっしゃいましたが、それをできない方もいらっしゃいます。なので、やはり視覚で訴えるものも必要だと思いますので、何かしらのことをやっていただきたいと私は思います。

そのほかにも、町には誇れるものがたくさんあります。それに対しても、スポーツ、文化、こういうものを含めて吉岡町なので、吉岡町を繁栄させるためにも、皆さんに知っていただく文化財を、案内をよろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと時間は余りましたが、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます

ました。

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、6番宮内正晴議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を13時とします。

午前11時38分休憩

---

午後 1時00分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

---

議長（廣嶋 隆君） 8番富岡栄一議員を指名します。富岡議員。

〔8番 富岡栄一君登壇〕

8番（富岡栄一君） それでは、議長への通告に従い一般質問をいたします。

最初に、都市計画関連でございます。

駒寄インター西側工業誘致エリアについてお伺いします。

令和5年6月、第2回定例会において質問させていただいた駒寄スマートインターチェンジ西側工業誘致エリアに係る土地利用意向アンケート結果により、直ちに事業化の推進または廃止を確定するものではないと回答がありました。その後、半年が過ぎました。その後の対応はどうなっているのか、アンケートを取っただけで、そのままなのか、何もしないのか、町長、お伺いします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 富岡議員より、まず、駒寄S I Cの西側の工業誘致エリアについてご質問をいただきました。

富岡議員のご質問のとおり、昨年12月から今年1月にかけて、エリア内の土地所有者の皆様へアンケート調査を実施いたしました。現在は、事業の実現に向けた概略の手順について検討を進めております。内容については、産業観光課長に答弁をさせます。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） この事業に関わる本庁の担当部署は、産業観光課と建設課が主な担当となります。それぞれの部署が連携して事業を進めていくということになりますけれども、各部署において、いつまでに何をするのかという具体的な工程や手順について確認し、一つ一つ目標をクリアしていくということが、事業全体の目的を達成するスケジュールとなっております。

現在、担当部署合同の会議の場を設けまして検討を行いながら、この工程の作成に取り

組んでいるという状況でございます。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔8番 富岡栄一君発言〕

8番（富岡栄一君） そうすれば今、スケジュールをこれからつくと、まだ話し合いをこれからするというのでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 今現在、その工程を作成中、一つ一つの目標の中にも、また課題が発生してきたりということにもなると思いますので、その辺の検討を行いながら、スケジュールを調整しているという状況でございます。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔8番 富岡栄一君発言〕

8番（富岡栄一君） この工業誘致エリアでは、前橋市と令和3年に関越自動車道路駒寄スマートインターチェンジ周辺での産業振興に関しての覚書を交わし、今までに、令和3年度に1回、令和4年度に2回、本年5月19日に1回、勉強会を行ったと回答がありました。その後、勉強会を行ったのかと、また、前橋市の駒寄スマートインターチェンジ周辺地区の地区計画の進捗状況はどのようになっているのか、お伺いします。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 前橋市との勉強会につきましては、つい先月、30日に開催をしております。前橋市の進捗状況や、吉岡町の今後に向けた情報交換などを行っております。

ご質問の前橋の進捗状況につきましては、用地買収が9割弱ほど完了しているという説明を受けております。また、来年度から造成工事を開始する、併せて企業の公募についても実施をしていくということでございました。最終的には、令和9年度には分譲地の引渡しの手続きであるということで、お伺いしております。

今後につきましても、引き続き勉強会による情報共有、意見交換などを行っていきたいというふうに考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔8番 富岡栄一君発言〕

8番（富岡栄一君） 9割ほど用地買収が進んでいると。その辺を通ってみますと、もう大分、もう耕作はしていないと。もう草だらけで業者が入って草を刈っていると。ほとんどが買上げになったかなと思いました。

それで、今事務レベルの話は聞いたんですけども、長同士の話として、前橋市長はど

のように言っているのか、町長、お答えをお願いします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） これまでに、前橋市の山本市長とは、直接お話をする機会は何度かございました。現在、前橋市の産業団地造成事業は、産業観光課長の説明のとおり先行して進んでおります。隣り合った吉岡町のエリアについても、連携して事業化を進めていただけると、前橋市としてもありがたいとお話をいただいております。また、前橋市議会の議員皆様にも協力をいただきながら進めているとお話も伺っております。

私も、事業を進めていく上では、ぜひとも本町議会の議員皆様のご協力もいただけると大変ありがたいと考えております。その節には、ぜひお力添え、よろしく願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔8番 富岡栄一君発言〕

8番（富岡栄一君） せっかく、前橋市長も吉岡と一緒にやりたいと言っていただけいているときに一緒にできれば、吉岡町もスムーズに行くのかなど。前橋市が約20.9ヘクタール、吉岡町が18.9ヘクタール、これを前橋市さんと一緒に開発できればと思います。

そこで、駒寄スマートインター西側工業誘致エリアの長所を見ますと、都内から100キロという交通の便のよい、関越自動車道で練馬から駒寄インターまでが約100キロだと。群馬県は、過去100年間で他県に比べると震度4以上の地震が少ないということで、群馬県の注目されるその理由はという資料を見ますと、過去100年間で発生した震度4以上の地震回数が、近年、近隣の都県に比べて少ないことが分かります。見ますと、10年間で群馬県が73回、隣の栃木県238回、もう3倍以上ですかね、うちが73回で栃木県が238回と。また、接する埼玉県161回、もう2倍以上になっております。群馬県は地震が非常に少ないと。だから、災害は少ないということで魅力があるかと思いません。

次に、損害保険会社でつくる損害保険料算出機構が6月に出した、台風や豪雨による水害リスクを市町村別に5段階で評価し、リスクの高いほど保険料が上がる制度改定を発表し、吉岡町は2と評価され、水害が少ないと評価されました。損害保険会社の保険料の掛金の資料でございます。吉岡町は2と。近隣の前橋市と渋川市も同じく2だと。隣の北群馬の榛東村が3で、掛金が少し高くなっているという評価になっております。

ましてこの地域は榛名山麓地域に当たり、西から東に傾斜し、水がたまるような水害は少ないと思います。水が少ないと、今年オープンした大型商業施設ジョイフル本田の工事する前の話ですけれども、あそこは高低差、東西に7メートルあるよと言って、工事も大

変なんだよというのを伺いました。高低差があることによって、当然のことながら、水がたまって床上浸水とか、ならないと思います。この長所を生かし、ほかの工業団地と差別化を図り、吉岡町の魅力を発信し、工業誘致を進めたらと思います。

また、千代田町の議会だよりを見ますと、ふるさと応援寄附金、ふるさと納税でございます、30億8,666万円で、2年連続1位、これは、町内に工場があるため返礼品のおかげだと思っております。吉岡町も、工場を誘致して、ふるさと納税の返礼品が1つでも増え、寄附金額が増えるといいと思います。工場誘致は行わないのか、お伺いします。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 富岡議員ご指摘のとおり、工業誘致エリアにつきましては、大型車対応となったスマートインターチェンジの直近であるとともに、災害リスクの低い比較的平坦な地域であるということですか、先行する前橋市の産業団地との連携によるメリットなどにつきまして、企業を誘致する上では非常に魅力になるのだというふうに、こちらとしても考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔8番 富岡栄一君発言〕

8番（富岡栄一君） そこで、駒寄スマートインター西側工業誘致エリアの農地の状況ですけれども、遊休農地、耕作放棄地などの調査は行っていないのか、また、町全体での調査はどのようになっているのか、農地についてお伺いします。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） こちらの地域につきまして、ご回答させていただきますけれども、吉岡町農業委員会では、毎年7月の下旬、こちらをめどに農地パトロールを行い、農地の状況把握に努めております。本年度の調査におきまして、今回、この工業誘致エリア内の農地では、2筆の耕作放棄地を確認しております。なお、対象2筆の合計の面積といたしましては、741平方メートルということになっております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔8番 富岡栄一君発言〕

8番（富岡栄一君） 次の質問に入らせていただきます。

交通量調査・渋滞長調査の結果はということで、最初の質問なんですけれども、先ほど、午前中に宮内議員が質問しましたので、渋滞長調査の結果はこれからだということで、この質問は飛ばさせていただきます。

次の質問になります。

南新井前橋線、県道161号の駒寄スマートインターチェンジ南の信号機は、渋滞時には、西から東に向かう右折車線では、東から来る車で右折ができない。南新井のほうから上毛大橋に向かって行きますと、渋滞時に上毛大橋のほうに向かうんですけれども、駒寄インター南の信号機、右折車線はあるんですけれども、それはまた、先ほど宮内議員が言った町道と同じように、台数が少なく、右折車が、対向車線が切れない。右折信号があれば曲がれるけれども、切れなくて、いつになったらって、信号が赤になって初めて2台ぐらいが前に出たのが右折していくと。右折したいために、それが元の1車線まで来て、真っすぐ行く道は空いているんですけれども、インターから下りたところの道まで渋滞してしまう。前も飯島議員が言ったかと思うんですけれども、右折対応のほうを何とかお願いします。

それと、先ほど宮内議員も言いましたけれども、さくら歯科手前、大久保中町西の信号機の交差点、右折車があると後続車両が詰まり、事故でも起きないかと思いましたが、宮内議員から、もう5件も事故が起きていると。非常に危ないです。私のほうからも、右折対策のほう、よろしく願いいたします。

それで、先ほど言いました駒寄インター南の信号の右折対策の回答のほうをお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 先ほどの宮内議員への答弁と重複をいたしますけれども、駒寄スマートインターチェンジ南交差点につきましては、調査の結果を見ましても、渋滞長が発生している時刻がございました。車両の右折対応などにつきましては、先ほど答弁もしておりますけれども、交通量調査・渋滞長調査の結果報告書を基に検証、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔8番 富岡栄一君発言〕

8番（富岡栄一君） 次に、防犯関連の質問に入らせていただきます。

吉岡町犯罪被害者等支援条例はということで、令和4年第4回定例会において、請願第3号 吉岡町犯罪被害者等支援条例の制定に関する請願を全会一致で採択し、本年6月第2回定例会でも質問しております。そのときの回答は、先進地の事例を検証し、調査研究を進めるとの回答でした。請願を採択してから1年がたちました。この請願の要旨は、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、並びに町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等に対する支援を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復また

は軽減及び犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、もって町民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする条例でございます。もう一度言います。町民が、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することであります。

県内では、大泉町が一番早く令和2年6月に、県と前橋市が令和3年、安中市と神流町が令和4年、令和5年度になると、渋川市をはじめ、今までの累計で16市町村が、本年6月定例会までに制定または条例案を可決しました。中でも渋川市では、一時金に当たる支援金に加え、県内で唯一、目的別の補助金を設けたとあります。

被害者は、家事に手がつかず、捜査協力で外出が増え、心のケアのための通院やカウンセリング、家事代行や託児施設の費用、自宅に住めない状態になった場合に備えての転居やハウスクリーニングの費用を負担することができるとのこと。町も、渋川市と同じかそれ以上の支援制度を望みますが、犯罪被害者等支援条例は、どのようになっているのか、お伺いします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 安全に安心して暮らせる社会の実現は、全ての人々の願いであります。犯罪はいつ、どこで起こるか誰にも分かりません。そして、私たちは、誰もが犯罪等の被害に遭う可能性があります。

犯罪被害者等支援条例は、犯罪被害が起きてしまったときのために、地域の実情に応じた様々な支援策を講じたり、犯罪被害に遭われた方を社会全体で支えていく機運を高めることを目的として制定するものであります。

本町でも、今年度中の条例の制定を目指して、先進事例等を参考に支援制度の素案作成を進めております。条例の制定後には、相談窓口の設置、見舞金制度の創設、警察や専門機関とのネットワークの構築を柱とした支援体制を総合的に推進していく予定でございます。引き続き条例の制定に向けて、犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、被害者に寄り添った支援を目指してまいります。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔8番 富岡栄一君発言〕

8番（富岡栄一君） 早めに支援制度、よろしくお願ひします。

次に、防犯カメラについての質問を行います。

町では、令和5年度に防犯カメラの増設はせず、今設置しているカメラの有効場所の確認と見直し等を行う回答がありました。行ったかお伺いします。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 既設の防犯カメラの設置場所の確認・見直しについてでございますが、年度内の完了に向け、現在作業を進めているところでございます。なお、作業に当たっては、これまであった警察からの映像照会等も参考にしながら、設置場所だけではなく、撮影方法や撮影範囲等も含めて検討を進めているということになっております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔8番 富岡栄一君発言〕

8 番（富岡栄一君） その防犯カメラの動作の確認を、職員が定期的に行っているとのこと。町の防犯カメラの台数も年々増え、職員だけで全ての防犯カメラの動作を確認するには限界があるかと思えます。そこで、メンテナンスなどを業者に委託したらいいと思えます。話に聞くことによりますと、町内にある施設、この防犯カメラではないカメラが動いていなかったということがあったとのこと。また、役場庁舎周辺の防犯カメラの動作確認もふだん行っているのか。防犯カメラの録画機能も定期的に交換しなくてはならないとのこと。せっかく防犯カメラを設置しているからには、常に動いていなければならないと思いますが、適切な防犯カメラの維持管理をしているのか、お伺いします

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 防犯カメラの維持管理に関してでございますが、ふだんの動作確認につきましては、職員が1か所につき年2回程度行うことで、適切な維持管理を図っているところでございます。しかしながら、現在設置されている防犯カメラ57台の動作確認を担当職員だけで行うことは困難を極めており、動作確認も不定期となっている状況でございます。

今後につきましては、議員ご提案のとおり、防犯カメラの維持管理を業者委託することも解決策の1つとして検討していきたいと考えております。また一方で、既設の防犯カメラの更新の際に、動作確認が現在よりも容易にできるタイプの防犯カメラを設置し、動作確認作業の負担軽減を図ることも検討していきたいと考えています。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔8番 富岡栄一君発言〕

8 番（富岡栄一君） 次の質問に入ります。

令和5年1月から9月までの町の刑法犯認知件数を見ますと、令和4年度は52件、令和5年度は94件、42件増になっております。中でも、前年度犯罪がなかった忍び込み、家の人が寝ている間に侵入するのが5件、たまたま夜寝ていて家の人が気づかなかつたからいいですけども、もし物音がして、2階に寝ていて下に下りてきて犯人と鉢合わせになったと、そこで、犯人が凶器を持っていて、家の人が何らかの被害に遭うかもしれませ

ん。

今まで、吉岡町も令和4年度に1件、去年の暮れ頃から、急にここのところ、忍び込み5件、実際に犯罪が起きています。うっかりというか、安らかに安心して寝ている場合ではない町になってきております。そのほか、自転車泥棒が3件、車上狙いが6件、昨年度1件しかなかった器物破損が、今年は8件になっています。

泥棒が犯行を嫌がる要素として目、顔や姿を見られるのが嫌だと。防犯カメラもあります。光、明るく照らされる。ほか幾つかありますけれども、犯罪抑止のため、犯罪者の早期逮捕に向けて防犯カメラで犯人がもし早く確認できれば、次の二次、三次の被害、まして忍び込みではなくて強盗致傷とかにならないため、早く犯人を確定していただいて、早く逮捕してもらおうと。町民が安心して寝ていられるようお願いしたいと思います。逮捕に向けての防犯カメラや防犯灯の増設が必要と思いますが、町の考えをお伺いします。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 防犯灯や防犯カメラの増設に関してでございますが、まず、防犯灯に関しては、これまで同様、防犯灯の電気代を負担していただいている地元自治会を通じて要望を上げていただければ、予算の範囲内で設置する方向で対応させていただきたいと考えております。

次に、防犯カメラに関しましては、既設の防犯カメラの更新も直近の課題となってきており、更新費用も高額になることが予想されますので、以前のように、毎年数台ずつ増設していくことは困難であると考えています。しかしながら、今後は、新規設置は一切行わないという考えではなく、真に必要な場所については設置も検討していきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔8番 富岡栄一君発言〕

8番（富岡栄一君） 早急に、なるべくいい防犯カメラの検討をお願いいたします。

以上をもちまして、8番富岡、一般質問を終わらせていただきます。

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、8番富岡栄一議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を13時45分とします。

午後1時29分休憩

---

午後1時45分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

---

議長（廣嶋 隆君） 3番藤多ゆかり議員を指名します。藤多議員。

〔3番 藤多ゆかり君登壇〕

3番（藤多ゆかり君） 議長への通告に従いまして、一般質問を行います。

それでは、始めさせていただきます。

質問は全部で3つあります。

まず1つ目、10月に開催されました榛東村の「ママフェス and エコフェスタ2023」を個人的に見学させていただきました。ママフェスは、ママさんフェスティバルの略称と思われます。

会場体育館の隅にテントが設営され、「ユニバーサルシート設置中」と張り紙に表示されていました。後日、上毛新聞に「榛東村ユニバーサルシート購入」の記事が掲載されて、あれのことだったのかと気がつきました。

ユニバーサルシートは、大人でも足を伸ばせる大型のベッドです。おむつ替えや休憩にも利用できます。会場では、単純に小さいお子さんたちのためのおむつ替えや休憩スペースが確保されているのだと思っていましたが、あのテントが新しい取組だったとは、気がつきませんでした。

赤ちゃん連れの方、障害のある方、介護を必要とされる高齢者の方にとって、外出は一仕事ですが、イベントなどがあれば、たまにはお出かけしたいと思います。そうした際に、休憩スペースがあると、安心して参加できると思います。サービスエリアや道の駅の身障者トイレにベッドが設置されていると、手厚い支援の取組を感じます。もちろん、道の駅よしおか温泉の身障者トイレにはベッドが備えられていますが、吉岡町文化センターの身障者トイレにはベッドはありません。これは、SDGsの3番、「すべての人に健康と福祉を」、11番の「住み続けられるまちづくりを」にも該当すると思います。

そこで、我が吉岡町では、こうした移動式ユニバーサルシート購入などの取組はどのようになっていますか。町長、お願いします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 吉岡町での取組をお尋ねいただきました。

吉岡町の公共施設でのユニバーサルシート導入の取組はどの質問ですが、現在、各公共施設のトイレでは、従前から洋式化、手すりの設置やオストメイト対応などを順次進めてきているところですが、ユニバーサルシートについても、今後、各公共施設の利用実態に合わせ、検討を進めていきたいと考えております。

なお、文化センター、また保健センターの状況について、所管課課長、局長より答弁をさせます。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 議員がおっしゃるとおり、文化センターにおきましては、現状のところ、介助用ベッド、ユニバーサルシート等は設置されておられません。今後、最も利用頻度の高い学習棟1階図書館側のトイレに併設しているオストメイトトイレ、そちらのほうに、障害者や高齢者をはじめ、必要な方々にいつでも利用していただけるよう、収納式の介助ベッドの設置を計画しております。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 保健センターでは、各種事業のほか、健康まつりのイベントなどを実施しておりますので、ユニバーサルシートを多目的トイレに設置すること等も検討いたしました。ベビーシートや着替え用のフィッティングボードを撤去しても、大人が使えるユニバーサルシートを設置することはスペース的に難しいため、設置に至っておりません。対応策として、利用希望があった場合は、簡易ベッド等もありますので、別室等を使用してもらうことを考えております。

議長（廣嶋 隆君） 藤多議員。

〔3番 藤多ゆかり君発言〕

3番（藤多ゆかり君） ありがとうございます。

保健センター等では、既にあるベッド等を利用していただけるということなのでよろしいかと思っておりますけれども、今回の移動式のユニバーサルシートについては、移動等ができますので、榛東村では、それに伴ってテントも2張り購入されたということで記載がありました。イベント会場だけでなく、災害時など避難所での利用も想定できます。せっかく準備しても、最初の利用者は少ないかもしれません。ですが、そういうスペースがあるという安心感、重要なのは、必要になってからではなく事前に整えておくことが肝要ではないかと考えますので、ぜひ、前向きに検討していただきたいと思っております。

2つ目の質問です。

平成28年3月策定の都市計画マスタープランには、まちづくり構想の核として、駒寄スマートインターチェンジと新駅が2つの核として計画されています。うち、駒寄スマートインターチェンジは完成しました。次は、駅ですね。駅の存在は、吉岡町の価値や魅力をさらに高める財産となります。都市計画マスタープランにも、そう記載があります。そのとおりです。教室が足りなくなるくらい子供たちが増えている吉岡町にあって、将来、駅ができれば、遠くの駅まで移動する子供たちの負担も、送迎する親の負担も減り、そして、進学時等の子供たちの選択肢も広がります。吉岡駅から電車に乗れば東京に行けるん

ですから。第6次吉岡町総合計画における中学生ワークショップでの住みよい都市基盤と自然の施策アイデアの中にも、駅を造るという意見が出ていました。

もう30年も前のことですが、私が嫁いできて間もない頃、当時、駒寄小の近くに住んでいまして、高崎に行くことがあり、群馬総社駅まで歩いていったことがありました。全く遠かったです。二度と歩こうとは思いませんでした。後で調べましたら、2.9キロありました。45分ほどかかりました。そして、おなかの大きかった私は、吉岡に駅があればと心から思いました。

その後、1992年に小野上温泉駅、2004年に高崎問屋町駅ができました。そして、令和8年度には、高崎市の豊岡新駅、仮称ですけれども、ができます。しかし、いまだに吉岡駅はできません。以前の調査で、駅ができたときの利用人数が見込めないとか、莫大な費用がかかるなど、課題はありますが、町としての取組はどうなっていますか。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 新駅設置に関しては、これまで何度か、多くの議員さん方からご質問いただき、お答えしてきた経緯がございます。

駅の設置に関して、技術上の問題に関しては、設置場所によっては可能との見解は出ておりますが、先ほど藤多議員からもお話がありましたように、そのほかに関しては非常に厳しい結果が出ております。

新駅を設置した場合の利用者の問題。既存駅である八木原駅、群馬総社駅の整備動向や有効活用の在り方、また、特に新駅を設置する場合の巨額の整備費用など、多くの要素が含まれている状況を鑑みた場合、現時点においては、長期的課題として捉えざるを得ません。

ただし、これは現時点における見解であり、今後の町の社会情勢の変化も含めた場合、全ての可能性を捨て去るものではないと認識しており、引き続き、長期的視野に立った検討、研究を進めていきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 藤多議員。

〔3番 藤多ゆかり君発言〕

3番（藤多ゆかり君） ありがとうございます。

平成28年度のマスタープラン策定時より施策の優先順位が下方修正されて、いずれなくなってしまうのではないかと懸念しているところです。新駅を造ることは、SDGsの取組の中の7番、「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」、11番の「住み続けられるまちづくりを」にも該当します。ウクライナ、パレスチナなど、世界では紛争が次から次へと勃発しています。ガソリンの高騰は続き、資源のない日本は外国に頼るしかない

状況で、ガソリンに頼らない次の手を講じることが危機管理につながるのではないのでしょうか。鉄道は、持続可能な交通手段として長く活用できると考えます。

また、このところ異常気象も続いています。2014年に大雪が降ったとき、高崎まで車で通勤していた私は、3時間かかってやっと着いた記憶があります。もちろん電車も考えましたが、大雪の中、駅が遠くて駐車場も限りがあり、止められない可能性もあったので諦めました。もし、吉岡町に駅ができれば、田口町や富士見町の人たちも吉岡駅を利用するかもしれません。アルソックぐんまアリーナの最寄り駅は吉岡駅になります。群馬大学の最寄り駅も吉岡駅になります。道路も整備された今、榛東村の人でも利用するでしょう。榛東村には自衛隊もありますし、吉岡町にお住まいの自衛隊員の方もたくさんいらっしゃいます。相馬原駐屯地の最寄り駅も吉岡駅になります。費用の協力をお願いできるなら「吉岡榛東駅」にするとか「吉岡ぐんまアリーナ駅」にするとか、アイデアを出し合い、可能性を追求しませんか。

大渡橋と坂東橋しかなかった頃、何とか吉岡町に橋を架けようと先輩方が尽力して、夢の上毛大橋が架かりました。私たちに残してくれたプレゼントです。本当に便利になり、吉岡の価値も大幅に上がったと思います。人や車の流れも変わりましたよね。そして、さらに新坂東橋も架かり、ますます発展してきています。次の取組は、駅ではないでしょうか。私たちが未来の吉岡町に残せる価値あるものは何か。吉岡町を担ってくれる子供たちに、プレゼントを贈りませんか。10年後を目標にして、建設的に本気でやりませんか。現役子育て世代をリーダーとしたプロジェクトチームをつくるとか、ぜひ、未来志向で検討をお願いしたいと思います。

3つ目の質問です。

児童館についてです。

先日、久しぶりに児童館へ行ってきましたが、小学生や赤ちゃんとお母さんが庭や室内で遊んでいて、結構にぎやかでした。おむつ替えシートも設置され、シートを囲むカーテンもあり、行政がしっかり対応している様子がうかがえました。しかし、部分的に手を加えてはいますが、建物自体の老朽化も否めません。床も冷たく、外の遊具も少ないと思いますが、今後の整備の予定、遊具の増設など、計画は上がっていますか。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 児童館につきましては、昭和55年度に建築され、建築後40年以上経過しております。平成27年に、耐震化工事に併せ、外壁の交換やトイレの洋式化などを行っておりますが、建築から年数もたっておりますので、長寿命化の修繕工事などについて検討していきたいと考えております。

また、児童館の遊具の増設につきましては、子供が遊具以外で遊ぶスペースや、利用者の駐車スペースの確保、また、自治会事業などでも利用されておりますので、自治会などの意見も参考にしながら検討していきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 藤多議員。

〔3番 藤多ゆかり君発言〕

3番（藤多ゆかり君） ありがとうございます。

トイレの洋式化など、都度手を入れていただいている、関係の方たちも大変喜んでいました。私が児童館を利用していた頃は、飛行機の形をしたジャングルジムがあり、子供たちも怖がりながらも、よく遊んでいました。でも、残念ながら、けがの危険性があるということで撤去されたそうで、大分、庭が寂しい感じがしました。ぜひ、今後もきめの細かい配慮と計画、検討をお願いしたいと思います。

行政の皆さんは、次から次へと、いろいろな課題等、要望等たくさんあって本当にご苦労されていると日々感じております。でも、吉岡町の未来のために、一緒に頑張っていきたいと思います。

以上で、私の質問を終わりにします。

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、3番藤多ゆかり議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を14時30分とします。

午後2時03分休憩

---

午後2時30分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

---

議長（廣嶋 隆君） 4番大井俊一議員を指名します。大井議員。

〔4番 大井俊一君登壇〕

4番（大井俊一君） 議長への通告に基づき、一般質問を行います。

最初に、アフターコロナの町民融和と子供たちの心にふるさとの思い出をつくる事業について、お聞きをしていきたいと思っております。

コロナが5類に移行した本年、よしおかふるさと祭りの飲食解禁や、多くの自治会でのお祭りや花火などが復活開催され、大盛況となり、町に大きな活気をもたらしました。これは、住民の融和を図ることに大きく貢献するとともに、子供たちの心の成長において、心の中に吉岡町をふるさととして深く印象づけるものとなり、郷土愛を育む大きな要素であると考えます。また、子供たちの参加が、子育て世代の移住の多い吉岡町において町民融和につながり、多くの町民に郷土愛を広げていく好循環を生んでいくものと考えます。

よしおかふるさと祭りや、自治会のお祭りなどの事業について、町政としての位置づけについて、町長のお考えをお聞きいたします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） よしおかふるさと祭りや自治会のお祭り等の事業に関して、町としての位置づけについて質問いただきました。

新型コロナウイルスの感染法上の位置づけが5類に移行して初めて迎えたふるさと祭りは、昨年よりも多くの人でにぎわっておりました。また、各自治会で行われたお祭りも、従前の開催形式に加え、花火大会を開催する自治会も増加するなど、夏から秋にかけて、町内各地で大いに活気あふれるお祭りが開催されておりました。

町といたしましても、今年のふるさと祭りの「誰もが気軽に参加でき、楽しみながら親交を深め、明るく心豊かなまちづくりに寄与すること」という趣旨に基づいたお祭りが開催できたのではないかと考えております。

こういったお祭りは、町民融和と郷土愛の醸成に大変有効であると考えております。今後も、よりよいお祭りが開催できるよう、検討を重ねていきたいと考えております。また、各自治会のお祭りに関しては、町としても、現在、各自治会に交付している自治会振興助成金等を通して支援を継続していきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） 吉岡町においても、自治会加入を拒否する住民の増加が危惧されている現状があります。このような問題の解決策の1つとして、子供たちから高齢者までが参加し、楽しみにする事業の開催が必要と考えています。町行政として、一部町民の自治会離れの現状に対して、どのようなことを目標とし活動しているのか、また、自治会離れをどのように防止していくのか、町行政の進めていく方向をお聞かせください。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 自治会離れの現状につきましては、自治会によって捉え方の温度差はあるようですが、自治会連合会の会議の場でも話題に上がっており、自治会長の中からは、自治会として、みんなが楽しめる魅力的な事業を開催することが自治会加入の後押しとなるのご意見も出ております。

自治会は、地域住民による任意の組織であるため、加入を強制することはできませんが、町といたしましても、各自治会が実施する魅力的な事業実施の後押しとなるよう、先ほども町長が申しあげました自治会振興助成金を交付しているほか、転入者に対しまして、転

入手続の際に、自治会の趣旨や必要性が記載された自治会連絡票という書類をお渡しし、町も自治会活動を推進していることを伝えております。

町では、このような取組に加え、今後、自治会の1つのメリットであります地域の助け合いを強調する面から、防災における共助の必要についても、さらに説明させていただきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） 吉岡町においては、やはり、子育て世代の新しい住民移住が多い状況がありますので、そういった方にご理解をいただくためには、やはり、お祭り等々、子供が参加してくれる、そういった事業の開催、子供たちが学校で聞いて、どうしてもお父さんお母さん一緒に行こうよというような形で参加してもらえる、そういうことが一番基礎になるのかと考えますので、ぜひ、そういった面からも、これから町についてもご協力をいただけたらと思っております。

次の質問に行きます。

よしおかふるさと祭りは大盛況となり、飲食も解禁され、成功裏に終わりました。自治会行事やスポーツ関連行事も、だんだんとコロナ前の活気を取り戻しつつあります。このような町内状況において、今後の町民の融和と交流を図る事業を開催するために、町が安全安心に参加できることと、それから、事業の主催者が安全安心で開催できる、そういうことが重要となってくると考えます。

よしおかふるさと祭りを成功に導いた経験を生かして、事業を安全安心に開催するための指針を制作していく、そういったことが必要ではないかと考えます。

町民に感染症、コロナ、インフルエンザや、そのほか中国でも感染症が広がってということによって不安が多々あるかとは思いますが、正しい知識の普及、情報を伝えていくことが重要と考えます。このことについて、町の考え方についてお聞きをいたします。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 令和2年4月の緊急事態宣言の発出以降、町では、国や県が示した新型コロナウイルス感染症の対応の方針を参考に、各種事業の対応を検討してまいりました。

感染症の対応に関して、よしおかふるさと祭り開催の経験を生かした事業開催のための指針を策定してはというご質問でございますが、感染症流行下でのイベント開催時の注意事項等については、コロナ禍の時々において、国や県が発出した基本的対処方針等の資料がございますので、町では、それらを参考としながら、当面の間は感染症対策に配慮した形で各種行事を実施していくことになると考えております。

なお、今後の様々な事業の安全安心な開催に向けた町民への感染症の正しい知識と情報の提供等につきましては、必要に応じて、広報よしおかやホームページ、メールやLINE等を通じて周知を図っていきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） よしおかふるさと祭り開催前の会議等々でも、一部の委員の方からも、開催について、コロナ等々の感染症について、ご心配をされる方が多々ありましたけれども、そういったことについても、よしおかふるさと祭りを実際に成功裏に安全に開催できた、その経験を、ぜひとも広く町内のいろいろな今後のイベントの開催について、参考になるような形でお話をしていただくと、町内の主催者になる方々も安心して開催ができるかと思っておりますので、そういった面でも、ぜひご協力をしていただくと幸いですと思っております。

続きまして、増加が危惧されている群馬県内の中高生の自転車による事故防止のための通学路等における安全対策と、サイクリングブームの安全対策について、ご質問させていただきます。

新聞報道等で、中高生の自転車による事故の増加が伝えられている現在でありますけれども、公益財団法人交通事故総合分析センターの事故データを自転車の安全利用促進委員会が調査分析した結果によりますと、全国47都道府県、中学生・高校生1万人当たりの自転車事故件数ランキング2022年集計分において、中学生・高校生ともに群馬県が第1位、そして、2021年におきましても同様の結果であったということが公表されております。

その中で、吉岡町における中学生・高校生の自転車による事故発生の状況と、町としての事故防止対策の実施状況についてお聞きいたします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 町内における中高生の自転車事故発生状況についてですが、渋川警察署によりますと、令和4年1月から12月の1年間では、町内の自転車事故の総数が23件、そのうち中学生の自転車事故が3件、高校生の自転車事故が9件、令和5年1月から10月までの期間では、町内の自転車事故の総数が14件、そのうち中学生の自転車事故は3件、高校生の自転車事故は10件となっております。

町では、具体的な自転車事故の防止対策としまして、ドライバーへの注意喚起看板を3基、大久保地区の自転車事故多発箇所を設置したほか、令和4年度から、高校生年代を対象にした自転車用ヘルメット購入補助金を創設し、88名の方に活用いただいております。

また、町教育委員会では、この補助金とは別に、吉岡中学校の自転車通学者等に自転車通学用ヘルメットの購入補助も行っているほか、吉岡町交通安全会や渋川警察署と協力し、吉岡中学校生徒に対しての自転車事故防止の啓発活動も行っている状況でございます。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） 吉岡町におきましても、人口割からすると結構な率になってきているかと思われま。そんな状況の中で、群馬県内市部及び町の一部におきましては、学校周辺の中学・高校生の自転車通学路に自転車通行帯（矢羽根）が設置されております。また、本年度途中からは、渋川市におきましても同様に設置されております。

小学校を含め、学校周辺の道路に自転車通行帯（矢羽根）を設置することは、小中学校における交通安全教育において、自転車による事故防止のための交通安全教育の成果の向上につながるものと考えます。このことについて、町の考えをお聞かせください。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 議員のおっしゃるとおり、高崎市など市部では、矢羽根型路面標示が設置されているところがございます。矢羽根型路面標示等の活用につきましては、自転車の車道通行位置を示し、自動車に自転車が車道内に混在することを注意喚起するもので、歩行者と自転車の分離により、歩道内での事故を防ぐ効果を狙ったものでもございます。

自転車は、道路交通法におきまして車道を通行するものでありますが、安全面の観点から、児童や70歳以上の方などは、歩道の通行が認められておるところでございます。

学校周辺道路に矢羽根を設置することによる交通安全教育の提案でございますが、周辺道路につきましては幅員が十分でない道路も多く、自転車通学を利用する中学生の安全対策などに配慮し、安全教育と安全対策が両立が可能であるか、調査研究していく必要があるものと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） 県道等につきましては、町等におきましても県内の町、下仁田町等におきましては、やはり、学校周辺等矢羽根を設置をしているところもございますので、ぜひとも、子供たち、小さいうちから矢羽根に慣れている、そういった経験というものは、とても大切なことだと思いますので、渋川市においても夏過ぎぐらいに矢羽根の設置もしております。

そういった状況も踏まえて、そういったところで特に県道関係等において群馬県が日本一悪いなどということを受けて、県道を中心に県も力を入れている、また市町村も力を入

れているところが多いと思いますので、ぜひ吉岡町についても、ご検討をよろしくお願ひ  
したいと思います。

引き続き、多くの高校生が自転車通学等をしている吉岡町において、小学生のときから  
学校周辺で、自転車通行帯矢羽根を身近に体験し、日々、自転車の左側通行を実践して生  
活していることは、高校生になったとき、自転車事故防止に大きく貢献すると考えていま  
す。このことについて、町の考え方をお聞かせください。

議 長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 小学校のときから、身近に自転車通行帯があれば、自転車に乗る子供たち  
の自転車事故のリスクはかなり低くなると考えられ、このように自転車通行帯を身近に体  
験していることは、結果的に高校生世代の自転車事故防止にもつながると思われま

す。しかし、現段階におきまして、自転車通行帯のある道路は町内にはありませんので、町  
としましては、子供たちが自転車事故に遭わないよう、今後も自転車の左側通行の啓発等、  
小・中学生年代の交通安全教育に力を注いでいきたいと考えております。

議 長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4 番（大井俊一君） ぜひ、小さいときからの当たり前になるような形で、ご検討、また、県へ  
のお願い等、力を入れていただけると幸いです。と思っています。

引き続きまして、昨今のサイクリングブーム、NHKなどの番組でも非常に人気がある  
ような形で放送をたくさんされていますけれども、そういったものに対応しまして、長野  
県の県道38号線（飯山野沢温泉線）など、観光地において見晴らしのよい道路などに  
おきまして、自転車通行帯矢羽根の設置が見られます。これは、サイクリングで来村され  
た方にすばらしい景色を安全に楽しんでもらうおもてなしの一環でもあります。

吉岡町におきましても、上野田地内の風光明媚な道路に自転車通行帯矢羽根を設置し、  
安全にサイクリングを楽しめる場としてPRすることで、町において、新たな分野で多く  
の方に知っていただける機会を広げることができると考えます。このことについて、町の  
考えをお聞きかせください。

議 長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 自転車の通行帯、こちらを設置するということが、吉岡町の観光の一  
助として、どれだけの効果をもたらすものであるのか、他の自治体での検証事例など、こ  
ちらがあるか調査をさせていただければというふうに考えております。

議 長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

- 4 番(大井俊一君) 上野田地内の風光明媚な場所におきましては、町内でもブドウ園がたくさんあったり、また、整備をされた公園等があったり、そういったことで多くの方に親んでもらう、そういった素材のある場所でもありますので、そういったところに、新たにサイクリングをしながら風景を楽しみ、そして、周辺の観光資源になるようなところも一緒に楽しんでいただける、それを安心していただける、そういう方向性を、ぜひご検討いただきまして、早期に設置をしていただけることを期待をしております。

町内の学校周辺道路や、風光明媚な道路に自転車通行帯矢羽根を設置することは、交通安全の面と、新たな観光資源創造の面から望まれていると考えます。最後に、町長のお考えをお聞かせください。

議長(廣嶋 隆君) 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長(笹沢邦男君) 交通安全の面から、矢羽根を設置するという提案でございますけれども、群馬県自転車活用推進計画におきましては、歩道がある場合は、歩車道境界ブロックから車道側に1メートルの幅員を確保することが望ましい、また、歩道がない場合は、外側線から車道側に1メートルの幅員を確保することが望ましいとされておるところでございます。

吉岡町の学校周辺道路や幹線道路の状況でございますが、2車線道路であっても、必ずしも十分な幅員で整備されてございません。矢羽根型路面標示の導入によって、歩道から歩行者と自転車の分離を図ることは、有効な方策の1つと考えられます。矢羽根型路面標示の設置導入につきましては、課題を整理した上で慎重に対応してまいる必要があると考えておるところでございます。

議長(廣嶋 隆君) 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

- 4 番(大井俊一君) 道路の幅だとか、その他の条件等で設置が難しい場面もあると思いますけれども、その中で条件が整っているところから、できれば整備を進めていただく。それは、ひいては子供たちの生命にも関わるような、そういう効果もありますので、ぜひ、そういう方面からも、ご検討いただけると幸いです。

3つ目に、新規参入の大型商業施設の地域行事への参加等の現状と将来についてお聞きをしていきたいと思っております。

町内の一部町民スポーツ大会や自治会の活動において、新規参入していただいた大型商業施設から協賛をいただいて、大会等々、事業等々を開催している、活動している事例が見られてきております。町で現在把握している町内各種団体の事業に、大型商業施設が協

賛等協力してくださっている事例を、ご承知の範囲で紹介してください。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 町内団体の事業に対する大型商業施設の協力事例を把握しているかのご質問いただきました。

群馬県では、大規模小売店舗の地域貢献ガイドラインを作成しており、その目的は、地域社会に対し大きな影響力を持っている大規模小売店舗と、その大規模小売店舗が立地している周辺地域とが、お互いに必要な存在として協調・協働し合い、両者が発展していけるような重要な関係を維持していくことにあります。

住みよい持続可能な地域づくりを推進する観点から、大規模小売店舗の設置者に対して、地域貢献活動への協力を求めるとともに、積極的な取組を期待するものとなっております。

具体的な内容につきましては、産業観光課長に答弁をさせます。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） まず、ここで言う大型商業施設とは、大規模小売店舗のうち店舗面積が6,000平方メートルを超える店舗が定義となります。吉岡町で、この対象となる店舗は、株式会社カインズ、株式会社ジョイフル本田、株式会社ヤマダデンキ、この3社となります。

大規模小売店舗は、群馬県のガイドラインに基づいて、地域貢献活動計画書及び実施状況報告書を群馬県宛てに提出することとなっております。県の計画書の様式の中に、地域づくりの取組という項目があり、自治会や老人会、子ども会などの地域の団体に協力することについて、活動場所の提供などが挙げられております。しかし、実施状況報告書には、いつ、どこで何をしたかなど、具体的な記述が見当たりません。また、事業者に対して町でも聞き取り等を行っておりませんので、この場でご紹介ができるような具体的な事例は持ち合わせておりません。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） 現実に、ジョイフルさんなどですと、競技の名前がジョイフルがつくというようなことで、ジョイフルスローピッチのソフトボールなどの大会に社長さんが感銘をしまして、協賛をしてくださっていたりするわけで、また、地元の自治会等におかれましても、いろいろなサポートなどをしてくださっているようですので、こういうスポーツ関係でしたらば、スポーツ協会だとか、それから、各自治会等々についても、県でガイドラインを設けているというような、そういった情報なども、ぜひ、町担当課のほうからもお

話をさせていただいて、地元と共存して、よりよい、明るい吉岡町につながるような事業の開催を、大型店舗のところからもご協力いただけるように、そういった情報関係を、関係しそうな団体等にぜひとも提供して周知を図っていただけると、お互いに気持ちよく、そして、明るい吉岡づくりにつながると思っていますので、ぜひ、そういった方向でお考えをお願いをしたいと思います。

では、次に、町内行事・事業の広報等の方法はどのようになっているかというところで、1つ質問をさせていただきたいと思っております。

最近、新聞を見てみますと、榛東村と安中市の文化行事等、記事をよく目にするんですが、この内容は、吉岡町でも同じのをやっているよなというようなものが多々見受けられます。それに比較して、吉岡町の同様なイベントや事業には、新聞に取り上げられる機会が少ないように、どうしても感じてしまうんですが、マスコミに取り上げられるというようなことは、それから、親しい人から「見たよ」とか、それから、近しい人たちからの口コミだとか、そういったものというものは、実際に事業をする方にとって、特に、ボランティアだとかそういった方で、陰になって頑張ってもらっている方、主催者並びに協力している人たちにとっては、大きな達成感を得ることができます。そして、また、次回開催に対して、今度はこういうふうにしよう、ああいうふうにしようというようなことで、大きな励みにもなります。そして、実際に参加された方や、それから、そういう特定の事業ごとに興味を持っている人たちにとっては、「知らなかったけれども、今度は、次開催のときには、ぜひ参加してみたいな」というふうな、参加に楽しみと、それから、心の中に夢と期待を生み出してくれるものでもあります。

そこで、現在でも、一部の自治会や教育委員会の事業等については、マスコミを上手に活用して、新聞記事をたくさん見かけるところもあるんですが、そういう活用方法について、吉岡町の町内行事のマスコミへの発信状況について、現状をお聞かせいただきたいと思っております。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 最近の新聞紙上の構成を見ますと、以前に比べて、年々地域版の占める割合が増えているように感じます。以前は、地域版で扱う情報は官公庁関係の情報が大半を占めていたように思いますが、現在は、地域ごとに行われている様々なイベントや行事が、大小にかかわらず数多く掲載されており、読者に対する情報の供給量は格段に増えているように感じられます。

現在、町で行われたイベントや事業については、基本的には、写真等をつけ、広報を通して住民の方に情報発信をしております。その中で、事前に新聞紙上に掲載していただき

たいイベントや事業については、開催の趣旨や日程等を担当課から新聞社に連絡を行い、新聞社の同意を得られれば、当日取材に来ていただいております。その後の記事の内容や掲載時期については、新聞社に、ある程度お任せしている状況でございます。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） 最近の新聞を見ますと、4日が、森田家住宅の書院の記事が出ておりましたし、また、11月23日には、能楽師の吉中での活動についても出ておりました。12月1日、また遡って10月25日の上毛等については、ネパールの関係者が視察に来られたり、ルワンダの教育長が視察に来られたり、そういった記事なども多々拝見することができて、頑張っている方、また参加された方については、非常に感銘を深くできたとお思います。

これ大体、教育委員会が多いので、ぜひとも、ほかの各課の事業等々につきましても、教育委員会と同じように、ぜひ、うまく新聞社とお付き合いいただいて、それに関係して、一生懸命ボランティアとして活動している人たちにも、本当に励みになりますので、そういった形で、ぜひとも、教育委員会の、こんな形でやっているとか、そういったところも含めまして、上手に町民の、自主的に活動している方のお手伝いになりますので、励みにも大変になりますので、ぜひ、うまくその辺をやっていただけたらありがたいとお思います。

現在、マスコミ、マスコミュニケーション、テレビ、新聞、ラジオ等々、多くの人に同じ情報を流すようなマスコミ関係を見聞きをしているのは、年配の方が多。私なども、キノコの関係で、ちょっとテレビに出たりなんかしたりすると、私より上の人たちからは「見たよ」とか言っていたらありますが、年配の方が、やはりマスコミはたくさん見ているんですけども、若い方はあまり見ない。特に、若い世代のほうになってくると、ほとんどテレビも見ないというような状況。新聞は、せんだって契約の更新で来ましたがけれども、嘆いていましたけれども、年寄りの方が1人ずつ施設に入ると、新聞取ってくれなくなっちゃっているんですよと、そんな状況でありますので、マスコミへの情報提供、非常にやっている人には励みになるんですけども、それと、特に若い方に、自分の欲しい情報を、その人にターゲットにして伝わるような情報発信のほうも、ぜひ考えていただきたい。いろいろな行事、各種行事、事業の情報を必要としている方に、必要な情報を届ける方法を、今現在やっておられること、また、今後こういうふうに行っていくといかなということ、お考えがありましたら、お教えいただきたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） ご質問の各種イベントの周知方法ということですが、一応、基

本的には、広報よしおかのほうに載せるというのが大前提となっております、それ以外につきましては、広報の紙面も、当然、デジタル化して、ホームページのほうに掲載していますが、同様にホームページ上での周知、あとは昨年から始めましたSNSですか、この辺の利用ということで、LINEを利用していますので、LINE登録者に対してプッシュ通知で情報提供を行うというふうな形を行っていますが、今のところ、やはりLINEの登録者が少ないというような現状もありますので、有用な情報を出せば、その分登録者も増えるというような考えもありますので、その辺、周知していきたいというふうに考えております。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

- 4 番（大井俊一君） やはり、マスコミは、これからホームページ、それから広報紙等については、やはり、ホームページも広報紙も、年配の方はちゃんと目を通していただけるんですけども、若い方は全然見てくれないと。情報をどこから入れているかという、やはり、LINEを含めてSNSから情報を、自分に欲しいものだけを取って見ているというような状況が、現在の日本全体の状況でもありますので、私も、群馬県野生きのこ同好会の会長なんかも別に、以前からしているんですけども、私になる前は、毎年、平均年齢が1歳ずつ上がると、年寄りばかりという、そういう状況だったんですけども、私が会長になってからは、仲間でSNSに詳しい仲間がおりますので、SNS、ホームページも当然あります、ありますけれども、ホームページに直接来てくれる方は、ほとんどいなくて、SNS、いろいろなタイプのSNSで、ヒットするような情報、欲しい情報の、自分のヒットするような欲しい情報の名称等々だけでSNSに飛んでもらって、詳しくはホームページのほうに飛んで見てもらうというような形に改善をしたところ、参加者が、私が会長になる前は毎回20人前後ぐらいでしたんですけども、現在は250%、50人ぐらいで、特に若い家族連れの方にご参加いただけるような形になってきております。

そういうような形で、うまく自分の必要な情報を、若い方はSNSあるいはタウン誌ですか、家庭の主婦の方等なんかだと、スーパーに置いてあるタウン誌など、そういったものにも取材協力なんか、どんどんしていくような形でやっていって、欲しい情報、若い人、若いお母さんたちが欲しい情報がどこにあるのかというのが決まっていますので、役場の若い方で、頭の柔らかい方を中心に、ぜひ、役場が実際にやっている、そういった内容、事業等々を含めまして、うまくSNSを使っていただきまして、ただ一部のSNS関係については、こんな言い方は悪いかもしれないですけども、メインのホスト国が、ちょっと信頼に足りないような国にホストコンピューターがあつたりするようなものもありますから、その辺は気をつけていただきながら、ぜひ、そういう形で、うまく吉岡町の活動状

況を周知していただくことで、また、関心を持っている住民の方が、町の事業と一緒に  
なって参加していただけるようになると思いますので、ぜひ、そういった形で、今後も、頑  
張って情報を欲しい方に渡していただくように、努力をしていただいたら幸いだと思っ  
ています。

それから、福祉分野、文化活動、スポーツ活動等の様々なボランティア活動に参加して  
くださっている方々によって、現在、明るい吉岡町が形成されている面があります。マス  
コミへの記事掲載というのは、ボランティア活動の担い手として活動を支えてきてくださ  
っている方々の励みに大変なりますので、ぜひとも、今後もいろいろなメディアを使って  
いただいて周知を図っていただきたいと思います。そして、マスコミへの記事掲載は、多  
くの町民の郷土愛を育む礎となると考えております。町としての、今後を含めて、お考え  
をお聞かせください。

議 長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 議員のおっしゃるとおり、ボランティアなどでイベントや事業に関わ  
った方にとっては、新聞等メディアに載るということは、自身の行動が認知されるだけで  
なく、大きな励みと誇りにつながるといふふうに思われます。また、同時に地域の活動に  
参加することで、自分の住んでいる地域に対し、新たな発見や気づきがあり、郷土愛の増  
進にもつながります。そういった意味でも、広報や、いろいろなマスメディアがあります  
けれども、こういったことを活用して、有益な情報を町としても今後できるだけ情報発信  
していきたいというふうに考えます。

議 長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4 番（大井俊一君） 以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

議 長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、4番大井俊一議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を15時45分とします。

午後3時18分休憩

---

午後3時45分再開

議 長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

議 長（廣嶋 隆君） 7番小林静弥議員を指名します。小林議員。

〔7番 小林静弥君登壇〕

7 番（小林静弥君） 議長への通告に従い、一般質問を行います。

初めに、感染症の現状についてお聞きします。

今年の5月に5類に移行になった新型コロナウイルス感染症ですが、このところ、大分、その猛威も落ち着きを見せてきたようで、町内でも様々な行事が行われるようになりました。しかしながら、学校や幼稚園・保育園では、インフルエンザが猛威を振るい、学級閉鎖も、やむを得ず措置を取られている現状だということをお聞きしました。

コロナ禍においては、感染症予防対策がしっかりと取られ、インフルエンザの流行も、しばらくその数は減少という印象を受けていましたが、今期、このインフルエンザの流行に対して、町ではどのような現状把握をされているのでしょうか、お伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） インフルエンザは、インフルエンザウイルスによって起こる感染症で、例年11月から3月にかけて流行します。高齢者や、呼吸器、循環器、腎臓に慢性疾患をお持ちの方や、糖尿病等の代謝疾患、免疫機能の低下している方がかかると重症化するおそれがございます。

インフルエンザの状況につきましては、群馬県感染症発生動向調査情報による定点当たり報告数は、10月30日から11月5日までの第44週が、県平均で19.01、渋川保健所管内が17.61。翌第45週が、県内17.89、渋川管内12.83。第46週が、県内24.15、渋川管内24.50。第47週が、県内33.46、渋川管内39.33と、高い数字となっております。手洗いやうがい、せきが出る場合のマスクの着用など、基本的な感染対策を実施していただくよう、ホームページ等により周知しているところになります。

議長（廣嶋 隆君） 小林議員。

〔7番 小林静弥君発言〕

7番（小林静弥君） 分かりました。だんだんと、やはり増加の傾向。それと、先日、これは通告提出の後ですが、県でもインフルエンザの緊急事態というような記事もありました。

そこでお聞きしますが、町民の予防接種などの対策は、どの程度進められているのでしょうか、お聞きします。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 町では、10月1日から12月末日までを接種期間とし、県内の医療機関等において実施しております。対象者は、接種日に満65歳以上の方及び60歳から64歳の方で、基礎疾患のため、身の回りの生活を極度に制限されている方で接種を希望される方となっております。

議長（廣嶋 隆君） 小林議員。

〔7番 小林静弥君発言〕

7番（小林静弥君） 今の答弁についてお聞きしますが、その費用はどうなっていますか。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 自己負担は1,000円ということになっております。

議長（廣嶋 隆君） 小林議員。

〔7番 小林静弥君発言〕

7番（小林静弥君） それは一律ですか。年齢によっての何割負担みたいな分け方はされてないですか。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） こちらの対象の方につきましては、自己負担1,000円ということとさせていただきます。（「分かりました」の声あり）

議長（廣嶋 隆君） 小林議員。

〔7番 小林静弥君発言〕

7番（小林静弥君） それでは、学校や幼稚園・保育園の対応についてお聞きします。

学校や幼稚園・保育園の感染症対策は、どのように対応されていますか。コロナ禍の経験が生かされている部分がありますでしょうか。また、生かせない障壁などありましたら、どのような課題を解決すべきとお考えかをお聞かせください。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 教育委員会からは、学校の現状について、まず説明させていただきます。

町立学校では、11月9日頃から、インフルエンザの症状を訴える児童生徒が出始めました。12月1日までに、明治小学校、駒寄小学校でそれぞれ5クラスずつ、計10クラスの学級閉鎖を行いました。現在は、やや小康状態となってきております。なお、学級閉鎖に伴い、明治小学校では、11月15日の持久走大会を延期して、先日、11月30日に実施いたしました。吉岡中学校においても、先々週あたりから罹患者が増え、12月1日現在も十数名の欠席者が出ておりますが、学級閉鎖の措置は取らずに期末テストが実施できております。なお、今週の学校行事においては、吉中については、欠席者の多いクラスはリモートでの参加等を考えているということです。

インフルエンザの罹患者が増える中、コロナ禍での経験を生かし、学校では、手洗い、

うがい、マスクの着用等を励行し、感染対策を行いました。また、家庭での健康観察を実施し、体調不良者の早期発見に努め、この際、児童生徒に配布した端末を利用いたしまして、欠席フォームから健康観察の様子を把握するなど、ICTを活用した仕組みができたことも、コロナ禍を経験した成果であると考えております。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 保育園等の感染症対策につきましては、コロナ禍同様、基本的な感染予防対策になります。手洗い、うがい、換気などの基本的な感染対策を行い、感染状況により、登園自粛など希望保育を実施しており、場合によっては、園医と相談してクラス閉鎖などの対応を考える状況になります。感染拡大防止のため、引き続き基本的な感染対策をお願いしたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 小林議員。

〔7番 小林静弥君発言〕

7番（小林静弥君） お聞きしましたところ、やはり、コロナのときに培われた感染症対策、これを十分に生かされているようではございますけれども、今後も、まだまだ季節的に感染症の流行が懸念されると思いますので、学校、幼稚園・保育園の対策をよろしく願いいたします。

また、これから受験のシーズンにもなりますので、学校、中学校等は神経質なシーズンになると思いますので、教育委員会をはじめ、学校関係者の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、子ども・子育て支援の関係で、公園遊具設置の効果や検証についてお聞きします。

公園の新しい遊具について、この7月にリニューアルされました上野田ふれあい公園の大型複合遊具ですが、設置から4か月が過ぎました。猛暑の中の供用開始だったわけですが、ようやく過ごしやすい季節となり、これからは、日ごとにどんどん寒くなっていきます。この遊具については、令和4年2月からワークショップを開き、町民の意見も取り入れた形で設置されましたが、設置後の評判やアンケートなどで評価検証は行われましたでしょうか。または、これから行う予定はありますでしょうか、お聞きします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 上野田ふれあい公園の遊具につきましては、民意を反映し導入したいと考え、子ども会育成連絡協議会の方や、公募による町民の方にご協力をいただき、ワークショップでの意見を取り入れ、設置したものでございます。設置後の効果の検証やアンケート等は行っておりませんが、今後も、民意を反映するための取組を継続していきたい

と考えております。

議長（廣嶋 隆君） 小林議員。

〔7番 小林静弥君発言〕

7 番（小林静弥君） 今、アンケートや、その後の検証は行われていないとのことでした。やはり、民意を反映した遊具の設置ということであれば、設置したら設置しっ放しということではなく、その後の町の人の声や、親子連れ、現地に出向いて行って、直接遊んでいる人に声を聞くとか、そういったことも必要なのではないかと思います。そういったことを踏まえて、また新たな公園に遊具の設置等を考えていく、そういう流れにしてもらったほうが、より有効ではないかと思います。

ちなみに、私が個人的に子育て世代の町民の方に何人かお話を聞きました。総じて、新設の遊具について、高評価とは言えないご意見が多かったようです。一例を挙げますと、遊具の新設だけでなく、公園自体周知が弱い、その公園に行きたくなるような魅力的な遊具とは思えない、滑り台が多いがブランコも欲しかった、雑草など手入れが行き届いていない感じがする、新設された遊具の端にある、離れて話せるパイプが意外と面白い、季節ごとに装飾などしたら明るくなると思う、などです。

いずれにせよ、町民の意見や希望を反映させられるよう、また、新たに公園に遊具を設置する場合には生かせるよう、工夫をしていただければと思います。

それから、他の公園についてですが、道の駅よしおか温泉の南側にある天神東公園のことでお聞きします。こちらの公園には、大きな遊具は設置されておらず、小さな動物をかたどった乗り物が数個置かれております。また、あずまややベンチなどが数か所置かれています。公園中央には、水路から水を引いた浅瀬が造られており、そのままはだしで入れるような造りになっていますが、夏季には、夏の季節にはほたる祭りが開かれるような、水のきれいな場所として有名です。こちらの公園に遊具の設置や、新たな整備の計画などありましたら、お聞かせください。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 現在のところ、新たな遊具の設置はございませんが、天神東公園につきましては、本年度に公園整備に関わる基本構想の策定を、業務委託により現在進めておるところでございます。この基本構想の中では、再整備に向けて、天神東公園の範囲や土地の状況などの基本的な必要事項を整理してまいりたいと考えております。また、具体的な公園施設では、地域住民の声からは、バーベキューやキャンプができるような施設を望む声が届いておりますので、周辺施設との相乗効果が期待できるような施設の配置計画を構想として策定してまいりたいと考えておるところでございます。

議長（廣嶋 隆君） 小林議員。

〔7番 小林静弥君発言〕

7番（小林静弥君） 今、答弁いただきましたバーベキュー場やキャンプ場、これは、私も車で南側のほうまで回ったことがありますけれども、桜の季節ですとか、とても桜の木の下で花見をすると非常にロケーションがいい場所になっていると思います。そういったことも含めて、そういった案、アイデアを広げていただければと思います。

利根川の対岸に、この3月、道の駅まえばし赤城がオープンしました。そちらには、とても広い芝生の広場、大型遊具に加えて、ふわふわドーム、ドッグランなど、家族が1日、ピクニック気分で過ごせるような施設があつて、人気があるようです。天神東公園の近くには温泉施設、道の駅、それからサイクリングロードやゴルフ場などもありますので、こちらにも、1日家族で過ごせるような施設をコンセプトに整備を進められたらいかがでしょうか、お考えをお尋ねします。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 議員おっしゃるように、天神東公園の周辺施設を生かせるようなコンセプトを持って、施設整備につなげてまいりたいと考えております。具体的には、今年度策定中の基本構想をたたき台に、どのような施設を整備し、または配置すれば、にぎわいの創出や町民の方が望む公園につながるのか、こういった点を着眼点に、町民の方を中心とした検討委員会を設けまして、子育て世代の方のニーズを捉えられる効果的な公園整備に向け、基本計画の策定につなげてまいりたいと思っております。

議長（廣嶋 隆君） 小林議員。

〔7番 小林静弥君発言〕

7番（小林静弥君） 今、答弁にありましたように、町民参加型のアイデアを出し合うというのはとてもいいことだと思いますので、今後進めていただければと思います。

それから、子供の居場所に関して別の質問です。

休日に、家族で1日過ごせるような施設ということで、公園についてただいまお尋ねしましたが、休日も、もちろん平日でも、家族と一緒に楽しく過ごせることは、この上ない幸せだと思います。しかしながら、様々な家庭の事情で平日や休日に家族と一緒に過ごす時間が少ない子供たちもいると聞いています。そのような子供たちに居場所をつくろうと、吉岡町内でも子ども食堂などの動きが活発になってきています。ただ、ほとんどの場合、担い手がボランティアの方々です。食料の野菜やお米など、また、フードロス対策から様々な食品が提供される仕組みが構築されてきていると聞いていますが、施設の整備が整っていない箇所もまだまだあるとのこと。

例えば、今年の6月に開始された明治小学校区の子ども食堂では、建物は町所有の建物を使用させてもらっていますが、附属のエアコンが未整備のため使用できない状態でした。でも、この夏の猛暑を何とか乗り切ったとのこと。これから寒い時期を迎えるに当たり、暖房器具が整っていないという現状があります。例えば、このような施設の暖房器具などの整備に、町として支援することはできないものなのでしょうか、お尋ねします。

議長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 町有施設について、管財の立場から答弁させていただきます。

議員ご指摘の建物については普通財産で、現在、子ども食堂を実施している団体に貸付けを行っています。同様に、ほかにもそのようなお話があり、活用できそうな普通財産があれば、公益性などを勘案し貸付けをするということも可能であると考えます。

議長（廣嶋 隆君） 小林議員。

〔7番 小林静弥君発言〕

7番（小林静弥君） 今、お話にあったものは、財産というのは不動産のことでしょうか。私が聞いたのは、例えば、この暖房器具等の整備を支援はできないかということなんですが、その辺はいかがですか。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 子ども食堂等の支援につきましては、県の補助金の情報提供などを行いながら、材料費や電気代などの経費について町としての支援策等を検討しているところですが、備品等につきましては個人の所有物となりますので、今後の検討課題としていきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 小林議員。

〔7番 小林静弥君発言〕

7番（小林静弥君） 新たにストーブ等を購入するのであれば個人の所有物になると思うんですが、もともとその建物に設置されているエアコンの整備がされていないという状況があるんです。夏は何とか冷房を我慢してみんなが工夫して乗り切ったようなんですけれども、この冬場、エアコンが使えるようにしてあげるといのは、やはり最低限の町の子供たちに対する気持ちではないでしょうか。そこは、いかがお考えですか。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 町有施設その他につきましては、財務課とまた検討させていただきたいと思いますが、ただ、そちらを借り受けるときの、いろいろ条件等によって貸

し付けているものがあるかと思いますが、そういったところも考えながら、対応することが可能なかどうか、そういったところも一緒にまた考えていければと思います。

議長（廣嶋 隆君） 小林議員。

〔7番 小林静弥君発言〕

7番（小林静弥君） 分かりました。貸付けの条件の中に、附属の備品等についても借主のほうで責任を持つというような条項があるという話は聞いていますが、だからといって、寒いところに子供たちを置き去りにするのはいかなものかだと思いますので、今、言われたとおり、ご検討いただいて前向きに対処をお願いしたいと思います。

それから、同じ子ども食堂についての話ですが、先日、この施設に見学に寄らせていただきましたところ、支援されているボランティアの方と、そこに集まっている子供たちと一緒に通学路のごみ拾いを実施していました。とても有意義な企画だと思います。こういったところにごみ袋や掃除道具などが支給されるような町の支援があれば、より施設も充実できると思いますので、ぜひ考えていただけないでしょうか、お伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） ボランティアの方や子供たちによる通学路のごみ拾い等の美化活動につきましては、道路環境を良好に保つ土台となるもので、感謝を申し上げるところでございます。

町では、道路環境の保全を目的に、道路愛護運動を各自治会に推奨をしております。町の支援策としましては、毎年、春と秋の年2回の道路愛護運動に合わせ、ごみ袋の配布をさせていただいております。ボランティアの方などで随時に行われます通学路のごみ拾い等の支援策につきましては、ごみ袋の配布やその方法等について、今後の課題として検討してまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 小林議員。

〔7番 小林静弥君発言〕

7番（小林静弥君） ぜひよろしく願いいたします。幼少期の心に残る思い出が愛郷心につながり、将来の吉岡町を支える力となるかもしれません。子供たちの居場所に対して、前向きな支援のお考えをよろしく願いいたします。

続きまして、防災・防犯についてお尋ねします。

この3月定例会において、町長の施政方針演説に対する質問で、去年の町を挙げての防災訓練を年に数回、いろいろな季節ごとに開催してはどうかという質問に対し、今のところは2年に1度の開催を考えているとの答弁をいただきました。

様々な準備やら用意やら手配など、大変であろうことは理解に難くありません。全町的

な訓練は、2年に1度でもいいでしょう。ただ、毎回毎回、同じ時期に、同じ季節に、同じような訓練では、いざというときに防災の訓練の成果が出せるでしょうか。防災訓練が役立つためには、常日頃からの準備や意識が大切だと思います。町で一斉にという訓練のほかに、各自治会や地域ごとで、また、年ごとや季節ごとに様々な災害を想定しての訓練ができれば、とても有意義なことではないでしょうか。

先日、ある自治会の自主防災訓練に参加してきました。感染症対策ということもあり、希望者と関係者の参加でしたが、それでも30人から40人の参加者があって、実際に消防署からの消防士の説明もあり、また、消防団の協力もあり、消火器の使用や土のう作りから土のうの並べ方を練習しました。また、防災マップについて、役場職員の説明などありました。規模は小さくとも、それぞれの参加者の心がけ次第で、いざというときの力になり得ると思いました。

このような自治会主体の防災訓練に対して、町の支援や応援もやぶさかではないと思いますが、年にどれくらい実施されているのか、予定や計画はどうなっているのか、町の把握しているところをお尋ねいたします。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 自治会主体の防災訓練の実施状況ですが、令和5年度は、現在のところ、大久保寺下自治会、上野原自治会、小倉自治会で実施されております。また、過去の実施状況を参考に申し上げますと、令和4年度は、北下自治会、駒寄自治会、小倉自治会で、令和3年度は、大久保寺下自治会、駒寄自治会、北下自治会、小倉自治会、漆原西自治会で自治会主体の防災訓練等が実施されている状況でございます。

議 長（廣嶋 隆君） 小林議員。

〔7番 小林静弥君発言〕

7 番（小林静弥君） 今、お聞きした自治会ごとの防災訓練ですが、やはり自治会によってばらつきはあるものの、年ごとに各自治会で防災訓練が行われているということで、それぞれの防災訓練がいざというときの力になることを期待しております。

いざというときの行動の練習も大切ですが、有事の際には、町として災害避難者の救済も怠りなく準備を整えておく必要があると思います。今年、関東大震災から100年を迎えました。幸いなことに、我が吉岡町では自然災害の少ない町という印象がありますが、南海トラフ地震のような、ここ30年の間に起こる可能性が非常に高い地震が想定される、予測される、そのような現状で、町として、災害避難者の収容人数、また、収容期間はどのような想定の下、準備がされているでしょうか。具体的に、どの場所で、何人が、どのくらいの期間、避難生活が可能であるのか、分かる範囲でお答えいただければと思います。

お伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 大規模地震発生時の避難者の具体的な収容人数の想定でございますが、長期の避難生活を送ることを想定している指定一般避難所では、町内小中学校3校の体育館と町社会体育館で278名、町コミュニティセンター、町文化センター、明治・駒寄の学童クラブ施設等で256名、合計で534名を想定しております。なお、この想定収容人数は、新型コロナウイルス感染症に配慮した数字となっておりますので、実際には534人よりも多くの避難者を収容できると考えております。

また、指定一般避難所として単独で指定されている体育館などの施設だけでは避難者が受け入れられない場合については、指定緊急避難場所として一般避難所を兼ねて指定されている各自治会の集会施設等を、さらにそれでも受け入れ切れない場合には、災害時の施設利用に関して災害協定を締結している民間事業者の施設を活用させていただき、避難者を受け入れることを想定しております。

収容期間の想定につきましては、吉岡町地域防災計画の中で、群馬県地震被害想定調査を引用した被害想定がされ、地震発生から1か月ほどで約294人の避難者が予測されており、これを踏まえ、地震発生から1か月間は、小中学校体育館や社会体育館等で避難生活を送る方が多数いらっしゃることを想定されます。

なお、地域防災計画の中では、収容期間の終わりの時期が定められているわけではございませんが、町としては、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅等利用可能な既存住宅等のあっせんにより、指定避難所の早期解消に努めることとなることを考えております。

議長（廣嶋 隆君） 小林議員。

〔7番 小林静弥君発言〕

7番（小林静弥君） やはり、備えあれば憂いなしということですね。杞憂と言われるかもしれませんが、確実に大地震は起こるということで予測がされているわけです。今、お話にありました収容人数、収容期間、これは随時、見直しも含めて想定をして準備を怠りなくしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、防犯についてお聞きします。

海外を拠点とした電話による詐欺グループが検挙される、そのようなニュースを、このところ続けて耳にしました。電話による詐欺行為は、手口を変え、方法を変え、大がかりな組織立った犯罪となっているものもあるようです。特に、高齢者のみのご家庭では、このようなかかってくる電話に対する防犯対策が大切だと思います。町でも、詐欺行為の

電話に対しての対応装置の貸出しや対応電話の購入の助成などを行っていると思いますが、吉岡町でのこういった電話による詐欺の被害について、また対策について、どのように把握しておりますでしょうか、お聞きします。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 特殊詐欺の被害の状況についてでございますが、渋川警察署によりますと、吉岡町内での被害件数は、令和3年度に1件、令和4年度に2件、令和5年度の10月末までに1件となっております。対策についてですが、令和2年度から特殊詐欺対策電話機等購入費補助金の交付を行い、詐欺対策電話機器等の導入促進を図っております。また、吉岡町防犯委員会と渋川警察署が協力し、高齢者に対する詐欺被害防止の防犯講話を行ったり、町内の金融機関を訪問し、特殊詐欺を水際で防止するための啓発活動などを行っていただいているところでございます。

議長（廣嶋 隆君） 小林議員。

〔7番 小林静弥君発言〕

7番（小林静弥君） 聞いたところによりますと、詐欺電話防止装置は思ったより小さくて、取付けも簡単で、手軽に利用できるとのこと。また、実際の電話に流れる装置からの音声を聞くと、「これだったら、つけておいていいんじゃないか」という感想を持たれる方が多いとのこと。町としては、装置の取付け普及や周知について、どのように考えておりますでしょうか、お聞きします。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 町としましては、これまでに、後づけの詐欺電話防止装置に特化した普及・周知等は行っておりませんが、後づけの詐欺電話防止装置に関しましても、先ほど申し上げた特殊詐欺対策電話機等購入費補助金の対象機器としているところでありまして、吉岡町防犯委員会や渋川警察署と連携した特殊詐欺防止啓発の際にも、後づけの詐欺電話防止装置を含めた詐欺対策機器の周知を図っているところでございます。また、今年度の特殊詐欺対策電話機等購入費補助金の利用者数も、現時点で既に昨年の数を上回っている状況でございますので、今後も、補助金の周知を重ねて利用者数を増やすことで、詐欺対策機器の普及促進を図っていきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 小林議員。

〔7番 小林静弥君発言〕

7番（小林静弥君） 先ほどお聞きした詐欺被害の件数もさほど多くなく、これは周知が徹底されて防犯対策が進められている結果だと思えます。今後も、引き続きよろしくお願いた

します。

防災も防犯も、それを防ぐためには地域の結びつきがとても大切になるかと思います。人口増加の吉岡町において、転入されてくる新たな町民の方々と地元自治会との結びつきをより深められるように、自治会でも様々な取組がされていると思います。町としても、そのような地域の結びつきを深められるような施策が重要になってくると思いますが、お考えはありますでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 地域の結びつきを深められる施策についてでございますが、町としましては、現在、お隣の榛東村で実施されている住民支え合いマップづくりに注目しているところでございます。支え合いマップづくりは、独り暮らし高齢者や高齢者世帯及び障害者の方等を、災害発生時や災害発生が予測されるとき、自治会役員や民生委員児童委員、警察署、消防団員、自主防災組織などの地域支援者が安否確認や避難支援を行うために事前に作成するマップで、災害時だけではなく平常時の見守り活動にも生かすことができる事業となります。

榛東村では、社会福祉協議会を中心に進められている事業で、先日、年1回の支え合いマップの更新作業が行われましたが、本町からも、防災担当、福祉担当、社会福祉協議会の職員等で視察に行っていました。視察の場では、榛東村の住民の熱心な取組姿勢を目にし、住民支え合いマップづくりの有効性はもちろん、この事業によって地域の結びつきが深められる可能性を感じてきたところでございます。本町としても、この取組を導入できないか、今後、検討を進めていきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 小林議員。

〔7番 小林静弥君発言〕

7番（小林静弥君） 吉岡町でも住民の結びつきが、やはり住民の住んでいる居住地域の人口密度によってもその結びつきの強さ、深さには地域差があると思いますが、今言われた榛東村の例を参考に、そういったマップづくりを進めていただいて、地域の結びつきをより強固なものにしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、町のセキュリティに関してお聞きします。

世界的にICT化が進み、ここ数十年の間に、資料の蓄積は紙媒体からデジタル媒体に移行し、データの管理もコンピューターを中心とした体制が一般的になってきました。国や各自治体も、大企業、中小企業、個人企業、また大きな病院から町の診療所、学校、家庭と、至るところでインターネットにつながったコンピューター管理が常識的に通常のこととなっています。

ここで心配になってくるのがセキュリティです。個人情報 that 抜き取られ、悪用されるといふ懸念もありますが、最近では、規模の大小にかかわらず、ランサムウェアという身の代金要求型のサイバー攻撃を受け、今まで普通にできていた仕事が全くできなくなったり、手作業に戻ったり、高い身の代金を何の保証もなく払ったりと、大変なリスクがどんなところにも潜んでいる状態です。地方の小さな病院がこの被害を受け、全ての作業が手作業に戻り、従事者にも利用者にも、経済的、時間的、身体的負担が多くかかってしまったというような事例をニュースで聞きました。

そこでお尋ねします。吉岡町の情報管理セキュリティは、サイバー攻撃に対してどのような形で考えられ、講じられていますでしょうか。デジタル情報の管理も、町民の安心安全を守るという面では、とても大切な事案になると考えられます。町の様々な施設のデジタル的な情報セキュリティについて、現状を可能な範囲で教えてください。

議長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） ご指摘のとおり、現在、様々なシステムがインターネットを通じてクラウド上で運用されるようになり、セキュリティ対策はますます重要になっています。町の情報管理セキュリティ対策の考え方ですが、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、マイナンバー利用事務系、LGWAN系、インターネット系と、ネットワークをそれぞれ分離して管理しています。

ご指摘のサイバー攻撃につきましては、ファイアウォールによる不正アクセス防御や通信経路の暗号化による盗聴防止、24時間365日不正な通信の監視などを行っています。また、サイバー攻撃に関しては常に新しい手法が出てくるため、職員に対する知識のアップデートも欠かせません。そこで、毎年、全職員向けにセキュリティ研修を開催し、サイバーセキュリティの最新情報の共有に努めております。

ご指摘のランサムウェアに対する対策として、データのバックアップを毎日取っております。万が一にも、一時的にデータが使用できなくなったとしても、そのバックアップにより、直近のデータが復元できる体制となっています。以上です。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 学校のセキュリティやバックアップ体制についてですが、児童生徒用端末については、児童生徒が作成したデータは、端末本体には原則保存されず、クラウドに保存されるようになっております。そのため、万が一盗難や紛失によって他人の手に端末が渡っても、IDとパスワードを知られない限り、個人のデータを抜き出すことができないようになっております。また、この端末は、今までのOSに比べ、セキュリテ

ィ更新が自動で行われるため、サイバー攻撃等にも強いものとなっており、また、危険なサイト等をできるだけ表示しないよう、フィルタリングを行うような対策も取っております。

教職員用のコンピューターにつきましては、今年度の入替えによって、児童生徒端末と同じOSを採用したものを用意しておりますので、今までのパソコンより、さらにセキュリティと利便性がアップするものと考えております。また、教職員用の校務支援システムもクラウド型のもにに変更を予定しており、こちらも一層のセキュリティ対策を施せると考えております。

今年度、文部科学省リーディングDXスクール事業が採択となっており、情報処理安全確保支援士の資格を持つ有識者から、セキュリティポリシー作成や安全基準の見直しに関して助言を受けながら進めているところです。セキュリティ対策につきましては、日々進化する情報化社会の中において、有識者による講習や職員の日々の行動規範意識が重要になりますので、継続的かつ定例的な研修やチェック体制を整えていきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 小林議員。

〔7番 小林静弥君発言〕

7番（小林静弥君） それぞれの部署から、安心できる内容の説明をいただきました。今後とも日々進化するICTですので、セキュリティの状態の更新をよろしく願いいたします。

次に、吉岡町の産業振興についてお尋ねします。こちらにつきましては、何度もほかの議員からも質問があるようですので、私からは1つだけお尋ねします。

駒寄スマートインターチェンジの西側、午王頭川の南と北で前橋市と吉岡町の開発予定地域があるかと思いますが、工業団地のように前橋市は進められているようです。ただ、工業ですと、やはり、どうしても必要な水源の問題や水質の汚染や浄化などが課題になるかと思いますが。そこで、工業以外の開発は考えられないでしょうか。

例えば、ここ数年、人口増加の吉岡町ですが、人々の生活スタイルもインターネットを利用した通信販売や宅配サービスの利用が増えてきていると思います。高速道路のインターチェンジのすぐ近くにある大きな物流ステーションが建てられて、その地域の物流の基点となるような開発が進んでいる地域があることをよく耳にします。吉岡町の産業発展に、この大型物流倉庫誘致という考えはありますでしょうか。

他の先進地域の物流倉庫の事例では、機械化、自動化が進み、地元の雇用の人数も増加が見込まれることもさることながら、食堂や展望広場など公共の場として地元の住民に開放し、地域と結びついて、地域交流の場の1つとして利用されるような大型物流倉庫もあるようです。そのような地域開発のお考えはありますでしょうか、お尋ねします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 駒寄スマートインター西側の開発について、大型物流倉庫の誘致はいかにかとの質問をいただきました。

近年、高速道路のインターチェンジ沿いには、大型物流施設が次々に建設され、その物流施設が地域経済の牽引役へ進化してきていることは承知しております。詳細につきましては、産業観光課長に答弁をさせます。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） それでは、詳細についてお答えをさせていただきます。

先ほど町長がお答えしたとおり、関東地方では多くの大型物流施設が新設されております。この要因には、外環道や圏央道の整備が進んでおり、物流の需要が多いことも増加の要因であると考えられます。さらに、施設自体の進化も最近の潮流であります。ただ、これら施設は道路を混雑させる存在であり、地域の住民にとっては、ある意味、迷惑施設とも言えます。

しかしながら、現在の各物流施設は、地元住民と交流を深めることで理解を得てきているようであります。ある物流施設では、従業員用のアメニティー施設であるカフェテリア、屋外テラス、コンビニエンスストア、クリニックなどを整備をし、それらの施設を地域の住民も利用できるよう開放している事例があるようです。また、別の物流施設では、自治体と協定を結び、災害時に一時避難施設として物流施設を使用する災害協定を結び、住民向けの防災用品を備蓄する例も見られます。

町といたしましても、地域経済に好循環をもたらす企業を誘致できるよう、あらゆる方向から今後検討していきたいというふうに考えております。

議長（廣嶋 隆君） 小林議員。

〔7番 小林静弥君発言〕

7番（小林静弥君） そうですね、道の混雑というのは、やはり地元住民にとっては大きな問題かと思いますが、それも含めて、周辺道路の整備も進めてもらって、そういった方向性も選択肢の1つとして考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、吉岡町の名産品についてお尋ねします。

ずばり、吉岡町と言えれば何かと言われると、何と答えられるでしょうか。船尾滝、古墳、ブドウ、大型商業施設と幾つか浮かびますが、どれも、町民誰もが最初にイメージできるかということ、そうはならないと思います。住みやすいまち吉岡、住み続けたいまち吉岡というキャッチフレーズもすばらしいと思いますが、これぞ吉岡というものも必要ではない

かと思います。町長が先頭となり、町民の、町民による、町民のための吉岡町といえはこれというものを何か生み出せないものでしょうか。

例えば、私だったら、吉岡町の新しいみんなに好かれるようなキャラクターを公募する、そしてそれを町中で推していく。キャラクターグッズですとか、吉岡産の農産物などでも使用してもらえば、それにはかなりインパクトが必要かと思いますが、あくまでもこれは私個人的な、例えばの話です。町長のお考えはいかがでしょうか。

議 長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 郷土愛にあふれ、個性的な容姿や独特の立ち居振る舞いで人気を博したご当地キャラ、ゆるキャラは、日本全国各地に多数存在しており、地域おこしや名産品の紹介などに、かわいらしさや奇抜さを生かして貢献・活躍していました。しかし、自治体の思惑とは裏腹に、注目を集めて実績を上げたのは、ごく一部のゆるキャラたちに限られており、制作費や維持費がおもしとなったケースもたくさんあると聞いております。また、今となつては、一時のブームも去り、今後創設するのは、かなりのリスクを背負うこととなりますので、慎重な判断が必要であると考えています。

議 長（廣嶋 隆君） 小林議員。

〔7番 小林静弥君発言〕

7 番（小林静弥君） ゆるキャラについてどうかという質問は、前回、施政方針演説のときにさせてもらったんです。今回は、例えば私ならということで、名産品はほかにもあると思うんです。私は、ゆるキャラというか、キャラクターづくりを考えるという1案を出したんですが、町長のお考えとしては、名産品と言われたら、何かお考えはないでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 自分は、一番の名産品は小倉の乾燥芋だと思っています。

議 長（廣嶋 隆君） 小林議員。

〔7番 小林静弥君発言〕

7 番（小林静弥君） そうですね、とても有名なすばらしい名産品だと思いますが、地元では、高齢化も進み、後継ぎ問題もあるようで、なかなか要望にお応えできるような生産が難しいと聞いております。そういったものも含めて、名産品は、今後も随時考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、滝の沢川の護岸整備の件についてお聞きします。

地域の課題ということで、滝の沢川の護岸整備ですが、この件も、もう何度もお尋ねし

ております。一級河川ということで、県の渋川土木事務所の予定に基づき整備がされているというお答えをいただいたこともあります。しかしながら、何年かにわたって、この川の護岸の整備を見ておりますと、旧県道高崎渋川線、今の町道小倉・陣場線の周辺では、木の伐採や川底をさらうような整備作業が進んでおりますが、そこから高崎安中渋川線沿いを西に向かった上野田十字路周辺やその間の護岸は、かなり雑草が繁茂したり雑木林と化していたりしている部分もあり、いざ大雨が降ったときなどは、周辺の住宅に水害が及ぶのではないかと懸念されるような状態です。

この件については、町としても護岸整備の予定確認や早期の整備充実を再度確認を進めていただきたいと思います。滝の沢川だけでなく、他の一級河川の、特に町の西側の榛名山の斜面に沿って上流のほうは、新たな高渋バイパス沿いの周辺からも雑草や雑木が繁茂している状態が見受けられますので、整備を進めていただけるよう町としての対応をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 一級河川の滝の沢川等の護岸整備についてご質問いただきました。

滝の沢川の整備状況になりますが、今年度は、議員がおっしゃるように、県渋川土木事務所で旧高崎渋川線の町道小倉・陣場線周辺や、小倉大橋周辺の河床の堆積土砂の撤去工事を中心に行っていただいております。また、堆積土砂の撤去工事に併せて、河川の流れを阻害するような箇所への護岸の雑木等の伐採も行ったと報告を受けております。護岸からの雑木が川の流れを阻害したり、または、水位が上昇したときに、雑木が支障となり洗掘され、護岸の崩壊につながったりする心配もあります。

現在、県渋川土木事務所に進めていただいている箇所よりも上流側につきましては、現地の状況や地元の整備要望箇所を確認し、県渋川土木事務所への要望を検討していきたいと考えております。また、県道高崎渋川線バイパス周辺における他の一級河川につきましても、同様に、県渋川土木事務所の河川整備等の予定を確認しながら、整備要望の検討を進めてまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 小林議員。

〔7番 小林静弥君発言〕

7番（小林静弥君） 県の渋川土木事務所の管轄といたしますか、そちらの作業ということで、町としても要望するしかないかとは思いますが、しかしながら、私も何度か言っていた高崎安中渋川線沿いのガードレール下のはみ出した雑草、これが自転車通学の妨げになっている、一夏中ずっと伸びっ放しで、秋になって、冬になって刈ったのでは遅いというようなお話を前にさせてもらったんですが、今年はそれが夏の間きれいに伐採されて、とても通り

やすいような状況に県道が整備されていきました。このような案件が、たまたまだったかもしれないませんが、何度も声を上げることによって県の施設が動いてくれる、そういったこともあるかと思っておりますので、引き続き、熱心な要望をお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

次に、害獣被害についてお聞きします。

日本では、温暖化や猛暑の影響などにより、山間部で野生の熊などに遭遇し負傷したり、時には命を落とすようなニュースを今年は多く耳にします。つい数日前の新聞にもソーラーパネルの周辺に熊が見えたというような記事もありました。

我が吉岡町でも、西部には上野原や小倉など山林地帯が多くあります。例年、イノシシの作物被害や、イノシシに限らずハクビシンやタヌキなど野生の動物による農作物被害が、ここ数年多く見受けられます。町の猟友会などの協力により、そのような被害の対策もされていると思っておりますが、もし熊が出没するようなことがあれば、今までの野生の動物とは違い、町民の生命の危険も考えられるような事態となってきました。町としては、この野生動物の対策、人や農作物に被害を及ぼすようなことに対する対策をどのようにお考えでしょうか、お聞きします。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 野生動物の対策について、お答えをいたします。

今年、日本各地で熊の目撃情報や人身被害が多発しており、その報道を目にする機会も増えている状況にあります。現在、町では猟友会と協力し、大型のイノシシや鹿については、くくりわなの設置、中型のハクビシン、アライグマ、タヌキなどについては、箱わなによる捕獲を行っております。また、中型の害獣につきましては、小倉ぶどう生産組合にも箱わなの設置をお願いし、対策を行っているところでございます。そのほか、カラスの一斉駆除等につきましては、年2回実施しているという状況でございます。

議長（廣嶋 隆君） 小林議員。

〔7番 小林静弥君発言〕

7番（小林静弥君） 北海道の観光土産に、熊出没注意の看板のデザインをモチーフにしたTシャツやタオルがあります。本州では、野生の熊に遭遇することなど、かなり山の地域、山間部でないと可能性は少なかったはずですので、こういった土産物も本州の人には受けるのではないかと思います。地元の人にとっては、これは深刻な問題になっていると思っております。

最近では、人里に熊が出没するようなニュースが多くなってきています。秋田県で、作業場に立て籠もった熊をやむを得ず射殺してしまったことに対する苦情殺到というニュー

スもありました。群馬県でも、みなかみ町、長野原町、渋川市赤城町、藤岡市、桐生市などで熊出没の情報があります。人里まで野生の動物が出てこなくてはならなくなった、この環境の変化、または山林開発などによる自然破壊も原因かもしれません。野生生物にも人間にも悲劇とならないような対策を考える必要があるのではないのでしょうか。

我が町ではまだ必要ないという考えもあるかもしれませんが、事故が起こってからでは遅いのです。考えられる可能性を配慮した対応が必要と思います。その点について、お考えはいかがでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 近年、熊などの野生動物の行動範囲と人の生活圏の境目が近くなっており、自然環境の変化や気候変動、開発による環境負荷の増大など、様々な要因があるものと想像されます。そういった環境の中でも、町民の生活に危険が及ばないような対策が必要であると考えております。

吉岡町では、本年度、熊の目撃情報はありますが、渋川市、榛東村など、近隣市町村においては目撃情報が寄せられておりますので、船尾滝の遊歩道周辺には、熊に対する注意喚起の看板を設置しているところでございます。また、熊の目撃情報が寄せられた場合、県や警察、猟友会と情報共有を行いつつ、よしおかほっとメールや防災無線放送による注意喚起、広報車によるパトロールの強化を行うなど、町民の皆様迅速に情報を伝える対応が重要であると考えております。なお、町民の生活が脅かされるような緊急的な状況である場合には、猟友会による駆除も必要ではないかというふうには考えています。

議長（廣嶋 隆君） 小林議員。

〔7番 小林静弥君発言〕

7番（小林静弥君） そうですね、考えられる可能性は、やはり備えておくべきだと思います。そのことについて、いま一度、町として適切な対応をお願いいたします。自然と人々が共生できる、住みやすい豊かなまち吉岡であることを切に願い、以上で7番小林静弥、一般質問を終了します。

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、7番小林静弥議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の会議で予定されておりました一般質問は全て終了しました。

明日は、通告のあった11人のうち、残り5人の通告者の一般質問を行います。

---

散 会

議長（廣嶋 隆君） 本日はこれをもって散会といたします。

午後4時43分散会



# 令和5年第4回吉岡町議会定例会会議録第3号

---

令和5年12月5日（火曜日）

---

## 議事日程 第3号

令和5年12月5日（火曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙質問表による No.7～No.11）

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（13人）

1番	山崎守人君	2番	春山和久君
3番	藤多ゆかり君	4番	大井俊一君
5番	秋山光浩君	6番	宮内正晴君
8番	富岡栄一君	9番	飯塚憲治君
10番	富岡大志君	11番	坂田一広君
12番	飯島衛君	13番	小池春雄君
14番	廣嶋隆君		

## 欠席議員（1人）

7番	小林静弥君
----	-------

---

## 説明のため出席した者

町長	柴崎徳一郎君	副町長	高田栄二君
教育長	山口和良君	総務課長	小林康弘君
企画財政課長	米沢弘幸君	住民課長	一倉哲也君
健康子育て課長	中島繁君	介護福祉課長	永井勇一郎君
産業観光課長	岸一憲君	建設課長	笹沢邦男君
税務会計課長	中澤礼子君	上下水道課長	大澤正弘君
教育委員会事務局長	高橋淳巳君		

---

## 事務局職員出席者

事務局長	福島良一	主任	岸美穂
------	------	----	-----

## 開 議

午前9時30分開議

議長（廣嶋 隆君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。昨日に引き続き、一般質問を行います。

本日は、通告のあった11人のうち、残り5人の通告者の一般質問を行います。

これよりお手元に配付してあります議事日程（第3号）により会議を進めます。

---

### 日程第1 一般質問

議長（廣嶋 隆君） 日程第1、一般質問を行います。

1番山崎守人議員を指名します。山崎議員。

〔1番 山崎守人君登壇〕

1番（山崎守人君） それでは、議長への通告に基づき一般質問いたします。

まず、HPVワクチンについて伺います。

先月11月、国立がん研究センター等が、AYA世代と呼ばれる15歳から40歳未満の若い世代のがん患者のデータを分析したところ、80%近くを女性が占めるという分析を発表しました。小児がんは男女の性差がそれほどないですが、AYA世代では、20歳を超えたあたりから女性の割合が多くなり、罹患している疾患は、乳がん、子宮頸がんが多くなっています。

国立がん研究センターのホームページには、かなりの種類についてがんの情報が提供されていますが、唯一ワクチン接種により防げるがんがあることをご存じでしょうか。子宮頸がんであり、その予防策がHPVワクチンです。

日本では、2013年4月に予防接種法に基づき、小学6年生から高校1年生に相当する女性を対象に定期接種が行われてきましたが、一部重篤な副反応が発生し、約9年間積極的接種は見送られ、昨年、2022年4月より再開されたところですが、また、見送られた9年間の間に接種ができなかった人を対象としたキャッチアップ接種を、同じく昨年、2022年から2025年3月までの3年間に限り、定期接種の年齢を超えていても公費負担でワクチン接種が可能となっている状況です。当時、副反応が出てしまい、重い後遺症を抱えてしまった方の映像等をご覧になった方も多いのではないかと思いますし、その影響でHPVワクチン、イコール、危険なワクチンという印象が世間に広まった感も否めないと感じています。

とはいいいましても、病気を予防する効果が期待できるワクチンです。昨年からも積極的接種が再開されたところですが、私も小学6年生の娘を持つ父親であり、この先娘にはつら

い思いをさせたくない、防げる病気は防ぎたいという思いもある一方、やはり副反応を気にしてしまう側面もあります。

そこで伺いますが、吉岡町内の接種対象者が何人いて、どのくらいの方がHPVワクチンを接種しているか、直近の人数を分かる範囲でいいのでご提示ください。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） おはようございます。

本日、一般質問2日目、山崎議員からHPVワクチンに関する質問をいただきました。答弁させていただきます。

子宮頸がんなどの予防のため、HPV、ヒトパピローマウイルスの感染予防のワクチン接種につきましては、国の方針に沿って接種対象者への通知や予診票の発送などを行っている状況になります。

詳細につきましては、健康子育て課長に説明させます。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） ヒトパピローマウイルス感染症のワクチン接種につきましては、令和4年度の定期接種対象者が592人、接種者が74人、接種率が12.5%、令和4年度のキャッチアップ接種対象者が777人、接種者が57人、接種率は7.34%となっています。

令和5年度につきましては、定期接種対象者が599人、令和5年10月現在の接種者が55人、接種率は9.18%、令和5年度のキャッチアップ接種対象者が788人、令和5年10月現在の接種者が26人、接種率は3.3%となっています。令和5年度の接種率につきましては、11月から3月までの接種者が含まれていないため、今後増加する見込みとなります。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1番（山崎守人君） 接種率としては10%、今年度については終わっているというところですか。町として、接種の目標値などを設定していますでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） ワクチン接種につきましては、アレルギーなどの接種できない方もおりますので接種目標値の設定はしておりませんが、積極的勧奨の差し控えが終了したことから、今後につきましても、通知や予診票の発送やホームページ等による周知を

行い、接種機会の確保をしっかりと行っていく考えでおります。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番（山崎守人君） 目標値としては設定していないという認識です。

次に、HPVワクチンと一言で申しましても、複数の種類があります。現在町で接種対象としているワクチンの種類を説明願います。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 現在公費で受けられるHPVワクチンにつきましては、2価ワクチン（サーバリックス）、4価ワクチン（ガーダシル）、9価ワクチン（シルガード9）の3種類のワクチンになります。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番（山崎守人君） 3種類ということです。2価ワクチン、4価ワクチン、9価ワクチンがありますが、厚生労働省の資料の引用にあるのですが、この3種類のうち、2価ワクチン（サーバリックス）及び4価ワクチン（ガーダシル）は、子宮頸がんを起こしやすい種類であるHPV16型と18型の感染を防ぐことができる。そのことにより、子宮頸がんの原因の50%から70%を防ぐことができる。9価ワクチン（シルガード9）は、HPV16型と18型に加え、ほかの5種類のHPVの感染も防ぐため、子宮頸がんの原因を80%から90%防ぐことができると記載があります。これだけ見ると当然ながら、9価ワクチンを接種すべきと思いますが、町としても同様の見解を持っているのか、それとも2価ワクチン、4価ワクチンを勧めるのか、見解を伺います。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 接種するワクチンの種類につきましては、本人の選択になりますので、かかりつけの医療機関と相談していただければと考えております。町といたしましては、情報提供等をしっかりと行っていきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番（山崎守人君） あくまでも接種の選択をするのは対象者と保護者となりますが、より予防効果が高いワクチンの接種を勧めてもいいのではと感じます。

しかし、もう一方の側面、副反応のこともあり、2価ワクチン、4価ワクチンよりも9価ワクチンのほうが、注射部位の疼痛、腫脹が出やすいとも言われています。保護者とす

ると、打たせたいけれども副反応がと及び腰になるものですが、町として安心してワクチン接種してもらえよう案内であったり、仮に副反応が出てしまった場合のサポートであったり、そういった体制があるのかを伺います。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 予診票を送付する際に、厚生労働省等が作成した案内や説明文を同封いたしております。また、接種に関する情報を町ホームページに掲載しています。そのほか、厚生労働省、県の関係ページや予防接種後に生じた症状に、診療に係る協力医療機関についてのページへのリンクなども行っております。また、予防接種による健康被害救済制度の案内についても送付する予診票とともにお渡ししています。今後につきましても情報提供を行っていく考えであります。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1番（山崎守人君） 予防接種健康被害救済制度というものが用意されているということです。今、接種を検討している子、これから接種を控えている子、保護者の皆さんが安心できるよう、町として対応していただきたいと思います。

HPVワクチンは、繰り返しになりますが、小学6年生から高校1年生に相当する女性を対象としていますが、最近では男子に接種することにより、子宮頸がんが発症予防できることが認知されてきました。国としても、2020年12月より男性への任意接種が承認された経緯もあります。また、今年4月、県内で初めて桐生市で小学6年生から高校1年生に相当する男児に対するHPVワクチンの接種助成が始まりました。その他、東京都も今年9月に男性の接種に助成を検討したり、最近ではいろいろな自治体でも助成が始まっています。

このような流れがある中、吉岡町として、HPVワクチンの接種対象者を男性にまで拡大する用意はあるのか、今後の検討として考えていくのか、今のところ全く検討に値しないのか、町の見解を伺います。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 男性へのHPVワクチン接種につきましては、国の動向なども見ながら検討課題としたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1番（山崎守人君） 病気を未然に防ぐためにも、未来ある子供たちのことですので、積極的な

検討を要望します。

最後に、小学生に向けたがん教育の実施検討について伺います。

ここに本を持ってきたのですが、押川勝太郎医師という現役がん治療医で、ユーチューブでもがんのことを紹介している方がおり、漫画でがん治療の情報を提供しています。今は2人に1人がかかると言われていたがんですが、小学校高学年ぐらいが対象にはなると思いますが、生涯教育の一環として正しい知識を持ってもらうことは重要ではないかと考えます。小学生に向けたとしましたが、中学生が対象でもいいと思います。将来、自分の身に降りかかるかもしれない、身近な人になるかもしれない病気です。早いうちから正しい知識を持って、自分自身、家族、身近な人が病気に直面したとき、寄り添える人へ成長できるきっかけになるのではないかと考えています。

そこで伺いますが、教育委員会として、子供たちの人間力を醸成するための教育として、がんに対する知識を提供する等の見解を伺います。

**議長（廣嶋 隆君）** 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

**教育委員会事務局長（高橋淳巳君）** 町立小中学校では、がんについて正しい知識を持ち、健康な生活習慣を身につけるため、保健体育などで学習指導要領に基づき、がんに関わる内容の学習を行っております。具体的には、がんについての基本的な知識として、がんの定義や症状、原因、治療方法などについて学びます。

また、がん予防に役立つ禁煙や適切な食事、適度な運動など、健康な生活習慣や予防のための行動について学んでおり、この一環といたしまして明治小学校では、5年生を対象に外部講師を招いて喫煙防止教室を行っております。

児童生徒ががんについて正しい知識を持ち、健康な生活習慣を身につけ、予防や早期発見の重要性を理解し、がんに対する誤解や偏見を減らせるよう、各校で取り組んでいるところでございます。

**議長（廣嶋 隆君）** 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

**1番（山崎守人君）** 先日の記事ですが、県内の女子高生がHPVワクチンの接種率が他国に比べ低いことを情報発信するために、山本知事に政策提案をしたそうです。当事者として懸念していることを自分たちで調べ、対策を考え、実現の道を探る行動をしたこと、本当に素晴らしいと思いますし、私自身、今回提言を行った彼女たちのように、これからも日々調査研究を重ねていかないといけないと襟を正してこの記事を読みました。

私は、町内で暮らす子供たちにも、HPVワクチンに限らず、幅広い知識を持って、自分たちを取り巻く環境を打破していけるように育ってほしいと思っています。その

ためにも、教育委員会には子供たちの可能性を伸ばしてあげられる教育環境を整えたり、機会を提供したりする機関であってほしいと思います。

次の質問に移ります。天神東公園について伺います。

前回の9月定例会では飯塚議員、藤多議員が、昨日は小林議員も天神東公園について一般質問されておりました。その中で町長が、漆原天神東公園施設整備計画基本構想策定に向け、来年3月末をめどに作成すると答弁されておりましたが、基本構想策定がされた後、どのようなスケジュール感で整備を検討されているのか伺います。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 漆原天神東公園につきましては、周辺施設の高いポテンシャルを最大限生かしつつ、魅力ある公園整備を目的に、来年3月の策定をめどに、天神東公園施設整備基本構想に関する業務を進めております。

今後のスケジュールについては、策定した基本構想を議会にお目通しいただき、令和6年度から、基本構想をたたき台に各種団体、自治会、議会などの代表や有識者等々を構成員に組織する公園整備の構想検討委員会を設置し、具体的なデザインとなりますゾーニングや運営などの施設整備の方針について検討していただく考えでございます。

具体的な時期などは確定しておりませんが、翌々年度の令和7年度以降に基本計画、その後には詳細工事の実施設計を行い、工事発注へと進めてまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1番（山崎守人君） 具体的な何年計画ということは決まっていなくても、順次いろんな手続を経て進めていきたいということです。

次に、道の駅の稼働状況について伺います。道の駅まえばし赤城が今年3月にオープンしましたが、その後、道の駅よしおか温泉の稼働に対しての影響がありますでしょうか。今年度の半分程度の稼働実績で構いませんので、現状の状況をご提示ください。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 道の駅よしおか温泉の稼働状況についてお答えをいたします。

まず、リバートピア吉岡の今年4月から10月までの入館者数は11万4,417人です。昨年度と比較いたしますと5万960人の増加となっております。しかしながら、昨年度は源泉ポンプの故障、予定されていた男女浴室洗い場の改修工事等がありましたため、8月11日から10月末日まで休館しております。

続きまして、緑地運動公園の利用者数ですが、3,923人でございます。昨年度と比

較いたしますと80人の減少となっています。

道の駅まえばし赤城がオープンいたしました際には、その影響と見られる状況も見られましたけれども、今年の下半期、10月、11月の週末になりますと、10月の土曜日は平均で745人、日曜日の平均が811人、11月、先月になりますと土曜日の平均が819人、日曜日の平均が855人となるなど、利用者の増加が顕著に見られる状況でございます。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） 前年と比較しても正直、影響を考えるには、先ほども休館があったとご答弁もありましたけれども、適正ではないと思いますので、影響はまだ未知数といったところに感じます。ただ、先ほどの答弁の中では、私はもうちょっと影響が大きいのかなと思っていたのですが、週末はにぎわいがあるということによかったなと思います。ただこれから影響が大きく出てきたりすることもあるのではないのかなと思います。理由とすると、先方のにぎわいから考えるとということなんです。

現在、道の駅にはコンサルを入れ、経営改善を図っている最中とは思いますが、道の駅の改善状況、今後の展望などは、また来年の決算後に改めて伺います。

天神東公園の整備、道の駅・振興公社の状況を伺った上で、私から提案があります。集客力、売上高向上のために天神東公園にホテルを誘致しませんかという提案です。提案するのは、Trip Base 道の駅プロジェクトという計画で、道の駅の一部または隣接する場所にホテルを建設し、地方の観光産業資源の開発、滞在型観光の需要創出を目指した事業となります。ホテルにはレストランや宴会場を設けない宿泊特化型ホテルとなっており、道の駅からの食事提供、地元での食事を堪能してもらうといった基本設計になります。

Trip Base 道の駅プロジェクトは、2020年3月から開業が始まり、今年の秋までに14道府県に29ホテルを開業している実績を有し、サードプロジェクトとして、来年2024年から11の県でホテルを開業していく計画とのことです。仮に今回提案を町が受け入れてくれた場合、ホテル開業は、サードプロジェクト後の2027年以降のプロジェクトとして計画されていくと聞いています。

また、ホテルはMarriott Bonvoyグループのホテルとなり、Marriott Bonvoyグループは、ザ・リッツ・カールトンをはじめとするホテルを運営しているグループで、全世界に8,300超のホテルを展開し、会員数は全世界で1億7,800万人、日本国内には400万人の会員がいるというバックグラウンドを持つホテルグループです。

今回提案のホテルですが、建設はホテル運営会社がしてくれるので、町として用意するのは建設用地の提供、または地権者とホテル運営会社の橋渡しをすればいいので、町に大きな負担がかかるということもないかと思います。土地についても、運営会社と町、または個人が賃貸借契約を締結する形となりますので、特段デメリットが発生するものではないかと考えます。

以上、少々長々とホテル設置についての概要を説明しましたが、町長の所感をお聞かせください。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） ご提案いただきましたTrip Base 道の駅プロジェクトにつきましては、大変魅力ある事業であると、提案であると捉えております。

天神東公園につきましては、現在所管の建設課において、基本構想策定に向けて業務を進めているところでございますが、整備の目的は、先ほど町長が申し上げたとおり、周辺施設の高いポテンシャルを最大限生かしつつ、魅力ある公園整備によるにぎわい創出でございます。

改めましてプロジェクトの詳細につきましては、適正な立地場所などを含めまして、調査研究する必要があるものと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1番（山崎守人君） 10月に大樹町の方々がお見えになった際、町外の宿泊施設を利用されていたと聞きました。いろんな事情があつてと思いますが、町内でおもてなしが完結しないことに対し、残念な気持ちになりました。

また、さきの定例会でも質問しましたが、防災の観点からも町内に宿泊施設があつてもいいのではないかと考えます。

直接ホテルを運営するわけではありませんが、ホテルの集客力が道の駅はじめ、町内の産業にプラスに影響を及ぼすことを考えますと、吉岡町は群馬県のほぼ真ん中に位置し、東京から車でも1時間強、電車でも1時間半くらいの好立地と思います。また、川向こうには大きなスポーツ施設があり、大きな大会があるとき、前橋市内のホテルはもちろんですが、伊香保にまで宿泊施設を求めていると聞いたことがあります。もし今回提案したホテルができた場合、今までは伊香保に行っていた人が泊まるかもしれませんし、泊まる、泊まらないは別としても、近隣にこんな宿泊施設があるんだということで、吉岡町を知ってもらえるきっかけになると思います。ホテルができることで吉岡町の活性化の一助になる事業と考えますので、前向きな検討を要望します。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 先ほどの答弁と重複いたしますけれども、今回のご提案につきましては、大変魅力ある事業提案であると捉えております。改めまして十分な研究、調査検討が必要であるということで今後考えていきたいと思っております。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1番（山崎守人君） 町長もおっしゃってましたが、道の駅周辺は吉岡町の東の玄関口で、この道の駅が持つポテンシャルはこんなものではないと私も思っています。町には、Trip Base 道の駅プロジェクトを前向きに検討いただき、町の活性化に努めてほしいと思っております。

以上で、一般質問を終わりにします。

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、1番山崎守人議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を10時20分とします。

午前 9時58分休憩

---

午前10時20分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

議長（廣嶋 隆君） 12番飯島 衛議員を指名します。飯島議員。

〔12番 飯島 衛君登壇〕

12番（飯島 衛君） それでは、議長への通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。物価高騰対策ということで質問させていただきます。

1番としまして、町民への新たな支援の考えはということで質問いたします。

政府が決定いたしましたデフレ完全脱却のための総合経済対策には、各地域の実情に合わせてきめ細かな支援策を進めることができる、重点支援地方交付金の予算が追加されました。この裏づけとなる2023年度の補正予算が去る11月29日に成立いたしました。

この対象事業というのは、低所得世帯支援枠と推奨事業メニューがありました。この低所得世帯支援枠については、低所得世帯に7万円を給付するものでございます。さきの補正予算が成立したことにより、政府は年内に低所得世帯に7万円を給付したいと、そのようなことで進めております。我が町でも速やかな年内の支給を目指していただきたいと思います。

また、推奨事業メニューというのは、生活者支援と事業者支援があります。これは物す

ごく幅広い使い道というか、ありまして、まず生活者支援については、1つとして、エネルギー、食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援、2番、エネルギー、食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援、3番、消費下支え等を通じた生活者支援、4番、省エネ家電等への買いかえ促進による生活者支援というのが生活支援でございまして、また事業者支援というのは、1番、医療、介護、保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援、2番、農林水産業における物価高騰対策支援、3番、中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援、また4番といたしまして地域公共交通、物流や地域観光業等に対する支援と、このように生活者支援、事業者支援というのがあるわけでございますけれども、我が吉岡町としてはどのように支援を考えているのか、町長の見解をお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 政府は、11月2日の臨時閣議において、賃上げや国内投資の促進策を盛り込んだデフレ完全脱却のための総合経済対策を決定しました。内容としましては、日本経済を、コストカット型経済から成長型経済に転換することを目的に、過去30年にかけて賃金や設備投資などが抑制されてきた状況から脱し、持続可能な賃上げや活発な投資を実現するため、具体的な施策を5本の柱にまとめました。

その1本目の柱である、物価高から国民生活を守るに関して、前倒しする形で今回住民税の非課税世帯に対し、3月に決定した物価高対策の3万円に合わせて、一世帯当たり7万円の給付を行うこととなり、先ほど議員からお話しありましたように、11月29日に国会で可決されました。

詳細については、企画財政課長に答弁をさせます。

議長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 議員ご指摘の重点支援地方交付金の予算についてですが、現段階においては、町長が申し上げた追加給付となる7万円の部分ですが、こちらが年内に予算措置をするよう通知がありました。そちらに向けて、現在準備中ということになります。

また、先ほど議員からご指摘のあった推奨事業メニューですね、こちらの提示がありまして、また吉岡町に来ます交付金の限度額の金額の提示もありましたので、その金額と先ほどの推奨事業メニューですか、こちらを関係各課で検討しまして、どのようなメニューというか、支援ができるかという形で検討していきたいと考えています。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

1 2 番（飯島 衛君） これから検討するというところでございますけれども、今まで低所得の世帯には度々支援しておるわけでございますけれども、町民といたしましては、やはり何らかの支援をしていただきたいという要望があるのではないかと思います。

過去に、令和2年にはよしおか地域応援商品券事業というのがございまして、また令和3年ですか、よしおか元気応援券という事業を行っております。町民は物価高騰のこういうご時世で、本当に大変な思いをしておるところでございまして、ぜひ第3弾のよしおか地域応援商品券、このような事業ができると、生活者支援にもなるし、事業者支援にもなるのではないかと思いますので、町長の見解をお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 以前実施いたしました商品券に関する事業につきましては、事業者支援という観点から、産業観光課が主体となり実施いたしました。この商品券のような事業は、商品券の額面以外にも相応の経費がかかることや、対象者の抽出、利用できる店舗の登録など、利用開始までに数か月の期間を要するなどの問題も抱えております。

今後、吉岡町商工会と協議を行いまして、多くの町内事業者にとってどのような支援が必要かを検討していければと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔1 2 番 飯島 衛君発言〕

1 2 番（飯島 衛君） 今、地域応援商品券というのは、商工会等も絡むということで、時間がかかるということでございます。それでしたら、よしおか元気応援券を送付した事業がございます。これはたしか1人3,000円の券を給付したということで、商工会とのあれもやはりかかるのでしょうか。その辺ちょっと確認します。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 商品券を配布いたしますと、その商品券を利用できる店舗というものをどうしても登録しておいて、この店舗で使えますよという広告をさせていただかないと、どこで使ったらいいのかということになりますので、その部分についてはどうしても商工会にお世話になるという部分も発生してまいります。その際に、事業者に登録していただく期間等も設けなければなりませんので、時間がどうしても必要になるという状況でございます。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔1 2 番 飯島 衛君発言〕

1 2 番（飯島 衛君） 分かりました。別にこれは、年内にこういう何かをしていただきたいとい

うことをごさいます。あくまでも本当に町民がこういう大変な中で、少しでも町民のメンタルの面ですよね、要するに町長がこういうのをやってくれたということで、町民が少しは安らぐのではないかということで私もお願いしているわけでごさいます、町長にはよく検討していただきまして、多少の日にちがかかっても、ぜひ何らかの支援策をまた考えていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、投票時の支援についてということでごさいます。

(1) 高齢者や障害のある方などへの投票時の支援についてということでごさいますが、知的障害者や精神障害者の方の投票というのが、2013年に初めて5月に公職選挙法が改正されて、選挙権が得られたと、認められたと、そのようなことを聞きました。女性の方が裁判を起こしまして、2013年5月に裁判で勝ち取って選挙権が認められたわけなのですけれども、そのときの判決理由を読み上げた後の裁判長の談話というか、女性に語りかけた言葉というのがありまして、ちょっと発表したいと思ひます。「どうぞ、選挙権を行使して社会に参加してください。堂々と胸を張って、いい人生を生きてください」。なかなか粹な裁判長でごさいます、この被後見人の人たちはなかなか選挙権を認められなかったというような状況でごさいます。

また、皆さんのお手元に選挙支援カードというのがごさいます。これは、北海道札幌市の手をつなぐ育成会というところが提案いたしました。その発案に携わった1人、育成会の事務局長を務める深宮しのぶさんの話では、私の息子は自閉症で順番に並んだり、1か所にとどまって待ったりするような行動は苦手です。一々説明しなくても手伝ってほしいことがすぐに分かってもらえたら、どんなに気持ち楽だろうかと思ひました。障害がある人が選挙に行きやすくなるにはどうしたらよいか考えてできたのが、このカードだったということでごさいます。2014年頃からずっと試行錯誤してやっております、そして2019年4月の統一選挙からいよいよこの選挙支援カードというのが利用されたということでごさいます。

今お手元に配付したこれは、高崎市の選挙管理委員会が作っているもので、ここに皆さん書いてあるから分かると思ひますけれども、投票所とか、そういったときのお手伝いをお願いしたいという旨のカードでごさいます、あなたのことを教えてください。以下の当てはまるところに丸印をつけてください。あなたのコミュニケーションの方法を教えてください。会話ができる、メモができる、指さしができる。投票所内の案内が必要ですか。はい、いいえ。自分で投票用紙に書くことができますか。はい、いいえ。代理記載を希望、点字投票希望、こういった形で、投票所へ行くと緊張して立ちすくんでしまう人が世の中には多うございまして、はっきり言って実際今の投票所の雰囲気というのは独特なものがありますよね。しいんと静まり返っていて緊張するような、普通の人でもちょっと

緊張するような、そういった環境にありますけれども、そういった人たちが漏れなく投票できるような仕組みをぜひやっていただきたいというか、そういうのをやっているところがございます。

また、吉岡町でよく一般質問すると、聞きます。まず、近隣がどうかとか、よその動向を伺ってから判断するというような答弁を頂戴しておりますけれども、選挙支援カードとかは、隣の榛東村の9月議会である議員が一般質問しまして、実現したい、実行していきたい、導入していきたい、そのようなことでございますので、これは選挙管理委員会の会長に別に言うわけではございません。ぜひ総務課から選挙管理委員へ提案という形でしていただければと思います。その辺の答弁をお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 高齢の方や障害をお持ちの方に対する投票については、公職選挙法において、病院などの施設における不在者投票、郵便等による不在者投票、点字投票、選挙人本人の代わりに投票所の係員が投票用紙に記載する代理投票の制度がありますが、これらの制度及び、そのほか様々な方が投票を行いやすい環境づくりについては、選挙管理委員会において検討され、取り組まれるところでございます。

質問の件に関しましては、ご高齢の方や障害のある方への支援という観点から、介護福祉課長より答弁させます。

議長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） それでは、お答えさせていただきます。

選挙管理委員会に確認したところ、具体的にはホームページでの不在者投票制度の周知、投票所においては段差解消のためのスロープや車椅子、拡大鏡、老眼鏡などが設置されているそうです。議員が先ほどおっしゃってありましたコミュニケーションボードにつきましても、全ての投票所に設置し、支援を行える体制を整えているとのことでした。

また、選挙支援カードの導入につきましては、選挙管理委員会において導入を決定されるものとなりますが、ご高齢の方や障害のある方への支援の観点から、全ての有権者がより投票しやすくなるような環境づくりにおいて、選挙管理委員会に申入れを行いたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） ぜひ本当に推し進めていただきたいと思います。基本的人権の中で最も重要な権利が、この選挙権の行使でございます。ぜひ1人も漏れなく選挙ができるよう、よ

ろしくお願い申し上げます。

そして、次の質問に移ります。ふるさと祭りに関してでございます。こちらに関しても、昨年、やはりちょっと話がありましたけれども、ふるさと祭りに関しては、コロナの影響というのですか、その前に2019年の台風19号か何かで中止になったと記憶しておりますけれども、そしてその次にコロナが発生して2年ぐらい中止したという経緯があるかと思えます。そして、昨年よりまた再開したわけですが、いかんせん、私も参加させていただきまして、やはり昔のステージがあった時代の、小さい子供用のアトラクション等があって、各自治会が催物をやった、物すごいにぎわった時を知っている私としては、少し寂しい気がするのですけれども、その辺を感じているのは私だけではないと思います。この点に対して町の認識と今後について、町長の見解をお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 4年ぶりに開催された昨年度のふるさと祭りは、ウイズコロナの新時代を踏まえ、内容を大幅にリニューアルして開催されました。

そして、今年度のふるさと祭りは、おおむね昨年度の内容を踏襲しながら、会場内での飲食を可とするプラスアルファの形で開催されたわけですが、やはり飲食が可能となった影響もあり、昨年度よりも多くのお客様が来場され、ある程度楽しんでいただけたかと感じております。

それでも、議員ご指摘のとおり、以前のコロナ前の祭りの様子と比べると、盛り上がりには欠けるような印象を持たれたかもしれませんが、コロナ後ということ踏まえれば、この2年間の祭りは一定の評価ができるものになったと考えております。

今後につきましては、この2年の経験を生かし、コロナ前とはまた違った形で、来場された方、また誰もが楽しめるお祭りを目指していきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） また今後考えていくということでございますけれども、ちょっと時期的なものも考えないといけないのではないかと。要するに、前橋まつりが10月7日、8日でございます、そして今年よしおかふるさと祭りが10月8日という、隣の市の大きな祭りのときに祭りを当ててしまうのがいかなものかとか、また時期的に10月前後、この近辺は台風とかの来襲する可能性、確率がちょっと高いような気がしまして、10月後半ぐらいに持って行って、吉岡町は文化祭がございますよね。それとコラボして、昔みたいに舞台を設置して、文化祭のいろいろ催しがありますよね、踊りだとか、歌だとか、やってくれる人がいるではないですか。今、自治会の参加のそういうのも、負担もあるし、マ

ンネリ化したところもあったのですけれども、ちょっと時期的なものを後ろに持って行って、文化祭とコラボして、そこの協会員の人たちに外のステージみたいなところで発表してもらおうとか、そういったものも必要ではないかと思います。時期的なものを10月8日頃に固定するというのは、やはりちょっと検討の余地があるのではないかと思います。

また、今年あたり、フェイスブック等で他の市議の動画なんかを見ますと、吉岡町も昔運動会やっていました。その大昔は盆踊りもやっていました。そういった形でいろいろやっていたのですけれども、どんどん人選が大変だとか何とかという理由で運動会もなくなり、盆踊りはとっくの昔になくなり、そんな寂しいような状況なのです。よその町とか市を見ると、結構活発に運動会なんかやって楽しそうなのです。また、花火大会も縮小するなんて話もありますけれども、逆に一生懸命やっているところもありまして、過日、これは10月5日の上毛新聞に、太田市と大泉町と熊谷市は花火大会初の合同開催だなんてね。やはり吉岡町も自治会で花火大会をやっているところが見受けられますけれども、町として、吉岡町は河川敷がございまして、何とか少し町民を楽しませるような催しみたいな、そのような工夫を、ふるさと祭りを1日に限定するのではなくて、10月末頃から1週間ぐらいを祭り期間みたいなことをして、文化祭とコラボして、ステージを作って、飲食を裏の駐車場でやって、なおかつ文化祭の展示もやって、なおかつ日にちをちょっとずらして花火大会をやるとか、何か工夫をお願いしたいと思いますけれども、町長、見解をお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 吉岡町では、近年ふるさと祭りを町のイベントの中心に位置づけ、事業に取り組んでまいりました。そして、本年、町では、町民や町民以外の方にも楽しんでいただける仕掛けとして、しんきちマルシェやよしおか温泉マルシェが初めて開催されております。9月に城山みはらし公園で開催されたしんきちマルシェには1,000人近くの方が参加し大好評だったと聞いておりますし、11月にはよしおか温泉リバートピア吉岡で開催されたよしおか温泉マルシェでは、県内で行列ができる人気ベーカリーが集合し、またステージでは子供から大人まで楽しめる芸能発表が行われ、とてもにぎわいのあるイベントであったと聞いております。

議員がおっしゃるとおり、過去には運動会が、最近では幾つかの自治会で花火大会等が行われていることは認識しておりますが、町では引き続きふるさと祭りの開催を中心としながら、マルシェなど新しいイベントの形も取り入れつつ、多くの皆さんに楽しんでいただけるイベントを検討していきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番(飯島 衛君) あと1点、ちょっと寂しいなと思うのが、開会式と閉会式を文化センターでやるではないですか。やはり外のステージみたいなのを作って、ほかの人がいろいろの中で開会式と閉会式をやるのがいいのではないかと。どうもあそこのホールの中で関係者だけで開いて、閉めて、物すごく違和感がある1人なのですけれどもね。あと、やはり祭りですから、今後とも許す限り、祭りといったら飲食が付き物でございます。そういったものを増やしていただいて、また自治会の参加がなくなると、年に一遍ぐらい、よその自治会の人と顔を合わせたりするのは、こういうときではないとないかなということもあって、また自治会参加の催し等もあまり負担にならないように、町長は自治会に負担かけないようにということを公約でおっしゃっていますけれども、自治会にあまり負担をかけるような中の自治会参加のそういう企画も考えていただきたいと思います。以上です。

それでは、次に移ります。不登校の問題、1、現状と対策について。

文部科学省が10月4日に公表した2022年度の問題行動・不登校調査では、全国の国公私立小中学校で30日以上欠席した不登校の児童生徒は10年連続の増加となり、29万9,048人と過去最多を更新し、この2年間は前年度からの増加幅が2割を超え、計約10万人の大幅増となったとのことです。不登校の小学生は10万5,112人、中学生は19万3,936人、学年が上がるにつれ増える傾向にあり、最多は中2の7万622人で、中3の6万9,542人が続いているそうでございます。

また、小中学校の不登校理由は、無気力・不安が51.8%と過半数を占め、他は生活リズムの乱れ・遊び・非行が11.4%、いじめを除く友人関係が9.2%などとのことでございます。

また、この不登校の小中学生のうち、学校内外の専門機関に相談していない児童生徒が約4割の11万4,217人もいるそうでございます。不安や悩みを抱え込んでいる子供がいかにか多いかということを示しているそうでございます。

そこで、このような不登校の子供が増えている中、吉岡町の現状について、教育長にお伺いいたします。

議長(廣嶋 隆君) 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長(山口和良君) 不登校の課題についてご質問いただきました。大変私もこの課題は大きく捉えております。

まず、吉岡町の不登校の現状についてでございますが、令和4年度、昨年度1年間において、病気以外で年間30日以上欠席のあった児童生徒は3校で42名おりました。この30日以上というのは、国が定める不登校の1つの基準になっております。

今年度は、先々月、10月に学校を6日以上欠席した児童生徒が44名でした。これも、1か月で6日以上病気ではない理由で欠席した児童生徒が不登校という定義になっておりますので、このように紹介をさせていただきました。

これらの児童生徒の不登校の主な理由についてですが、無気力・不安が48%、生活リズムの乱れ・遊び・非行が12%、いじめを除く友人関係7%などとなっております、これは今飯島議員が紹介されました全国的な傾向とほぼ同じとなっております。

また、不登校児童生徒の学校外の学びの場としての機能を持つ吉岡町ふれあい教室の入室者数は、11月末現在で7名、小学生が1名、中学生が6名おりまして、そのほかに教室の見学希望者が現在のところ2名いる状況です。

これら現状についての捉え方でございますが、文部科学省通知にもあるとおり、不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があるということが明示されていることから、不登校を出さない学校づくりを目指すことを基盤に置きつつ、社会的自立を目指す多様な子供たち一人一人への支援が届く体制や環境を一層整え、相談や学びにアクセスできない子供たちをゼロにしていきたいと強く考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 教育長にお伺いしますけれども、全国的にはかなりの増加が見込まれておりましたけれども、吉岡町では増加というのは、特にうんと伸びているとか、それとも現状でずっと来ているということでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 吉岡町も全国的な傾向と同様に、やはり増加傾向にございます。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 先ほど3校で30日以上欠席している方は42名ということでございます。これは昨年よりはどのくらい増えているか、それはつかんでおりますか。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 手元に資料がございませんが、増加率はほぼ全国的な傾向と同じような増加率であることは認識しております。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

1 2 番（飯島 衛君） 文部科学省は、令和5年3月31日に、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現していこうと、COCOLOプランの発表をいたしました。そのCOCOLOプランというのは、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策ということで、その概要といたしまして、1番、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整える。2番、心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する。3番、学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にするなどという、この3つの取組ということで載っております。

また、この中に、2番の心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校で支援する」という中に、保護者への支援というのが載っておるのですね。その保護者への支援ということで、これはNPO法人登校拒否・不登校を考える全国ネットワークというところが昨年10月から11月に行ったアンケートでございます。保護者に対するアンケートなのですね。不登校児、親にも支援ということで、要するにこのアンケートでは、不登校の原因が自分にあるかもと自分を責めたという親御さんが66.7%、そして孤独感、孤立感を抱いた親が53.1%。必要な支援としては、学校以外で安心できる居場所、人とつながれるが80.5%、学校の柔軟な対応が76.9%、経済的な支援が68%などありました。

それで、親御さんたちは、自分の子供が不登校になりますと、経済的にも大変になってくるという話があります。子供がなったとき、その費用として、子供の不登校をきっかけに家計の支出が増えたが全体の約9割を占めております。その要因としては、複数回答で、68.1%は食費が増えた、39.8%がフリースクールなどの会費、ほかには通院・カウンセリング費が35.5%。また、子供が不登校になったことから、パートの時間が減った、休職・転職したなど働き方の変化を余儀なくされ、収入が減少した世帯は全体の3割に上ったという、本当に不登校の子供を抱えていると子供も大変でございます。また、親御さんも大変でございます。そういった中で、保護者への支援というのも物すごく重要になってくるのではないかと思います。そういったことに対して、今後の町の対策について、教育長にお伺いいたします。

議 長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 議員ご指摘の、保護者への支援の重要性についてでございますけれども、この点につきましては、まず吉岡町では、このCOCOLOプランが出される1年以上前から、児童生徒はもちろん、保護者の支援の重要性に鑑みまして、2つの施策を実施しております。

1つは、スクールカウンセラーの相談時間について、県の費用では足りないために、町

独自の費用で時間を増やして、保護者の相談や悩み解消に向けたニーズに応えようとしているところです。

2つ目は、吉岡町オープンドアサポート事業、通称Y' ODS事業と呼んでおりますけれども、これを立ち上げまして、教員でもカウンセラーでもない相談員が、家庭訪問等を通じて、保護者の話にじっくり耳を傾ける傾聴の姿勢で、保護者の気持ちに寄り添った対応を行っております。これらは、今議員がおっしゃった保護者の方への心理的な側面でのフォローということになると考えております。

今後は、さらなる取組として、悩みを抱える保護者が必要とする情報を整理したり、提供したり、相談に乗りやすくしたりする体制、また不登校になってしまった子供の居場所を確保することによって、今議員がおっしゃったフリースクールに通わなくても済むような体制であるとか、それから子供が少しでも外へ出て、家庭にいることではなくて、外に出ることによって、その結果保護者が働きにもしかして出られるというような体制が何とか整えられないかなと今考えているところです。

議 長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 保護者同士の情報、連絡を取り合うような保護者会みたいな、設置みたいなのは考えていらっしゃらないでしょうか。

議 長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） ただいま具体的には進めてないのですがけれども、今申し上げた今後の対応の中で、そういう場ができるのではないかと考えております。

議 長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 本当に、今学校現場も教育長はじめ、先生方みんな大変な思いをしています。ぜひ1人も漏れなく、不登校の子供たちのためにご尽力をお願いしたいと思います。

続きまして、地域の課題といたしまして、1、町道の舗装についてということでございます。舗装がされていない馬入れの道が点在しているということで、資料の2番、3番ということで、これ地元の1番が南から撮った写真で、資料番号2番が北から撮った道で、ここの向こうと、南と北では住宅がありまして、ここは人が往来する道になっておるわけでございます。それで、ここは馬入れと言いますけれども、よく赤線とも言ったり、本当に昔はこういう狭い道というのは、狹隘道路というのがいっぱいあるわけでございまして、吉岡町でもこういう狹隘道路、こういう赤線、馬入れという舗装になっていないようなと

ころが様々あろうかと思えます。その代表として、陣場の場所も挙げたのですけれども、この道は人が通行するところをごさいますて、要するにこの草が伸びると、近隣の人が一生懸命おおごとをなさってくれているということで、この道というのは、取りあえず町道ということでもよろしいでしょうか。町道であれば、舗装なり、拡張なり、いずれできたらお願いしたいと思えますけれども、町の見解をお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 未舗装の通称馬入れの道につきましては、多くの幅員が2メートル以下の、いわゆる6尺道路と呼ばれる道路であるものと認識しておりますが、こうした道路は町内に数多く点在しているところをごさいます。現在の町道には、馬入れの道を基に拡幅整備された町道も多くあるものと認識しております。

舗装や拡張についてのご質問でございますが、自治会からの要望や町の道路計画等を照らし合わせ、有効かつ効果的であると考えられる場合には、その馬入れ道を活用した道路の整備を検討していく必要があると考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 以前、町の住宅地の中でバラス状態の道がありまして、そこを舗装してくれというような要望がありましたけれども、そして、そのとき町に聞きましたら、要するに行き止まりの道というのはちょっとなかなか舗装できないよと。交通が通って、町民が利用する道路は優先的に舗装できるけれども、行き止まりの道というのはなかなか舗装はちょっとできませんというような案件がありましたけれども、こういう赤線、馬入れというのですかね、こういうところの、数が多いと思えますけれども、極力、やはり農道ではありませんので、周りは住宅地で人が往来しているところで、農道でこういう道があれば、それはしばらくちょっとそれで我慢してくださいよでいいかと思えますけれども、やはり住宅街の中に一応こういうふうにあるので、何とか舗装していただきたいということでございます。

また、私3月の議会で、東吾妻町で資材支給事業というので、軽微なコンクリを打つか、バラスを敷くなんていうのは、要するに材料だけ町とかが用意してくれて、あとは地元の人で工事しちゃうという、そのようなことで提案させていただいたことがあるのですけれども、ちょっとここは距離は長いのですけれども、こういったところも、もしバラスを、コンクリートとかそっちは、すぐは大変だと思えますけれども、こういう草が繁茂するところは一旦ちょっと削っていただいてバラスを敷くような、そういった応急的なものがないでしょうか。ですから、さっき言ったように、資材支給事業という形で地元の

自治会に、ここをちょっとやりますから応援してくださいということで、みんなで草かき持ってならしたりなんかして、その後にバラスを持ってきていただくと。地元の人で一輪車を持って行ってならずとか、そういったことをしないと、こういう草ぼうぼうのところはずっとほったらかしになって、多分自治会からもう町中のこういうところへ、草なっているから何とかしてくれという苦情は行っていると思いますよ。どうですか、その辺。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） まず、1点目の資料でご説明、またご要望ありました道路等につきましては、認定の有無というものを確認した上で、自治会また地域からの要望を確認して、利用の状況、それから拡幅等の舗装の必要性について検討してまいりたいと考えております。

そして2点目、原材料支給ということでご意見をいただいたところでございますけれども、こちらにつきましては、原材料支給をしての施工等について課題等もございますので、調査研究した上で検討してまいりたいと思っております。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 今、課長は資材支給事業でちょっと課題があるということですが、何が問題なのでしょう。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 問題というところでございますけれども、まず道路の敷きならし等につきまして、一定の基準は必要かと思えます。そういったものも加味した上で、当然今のご要望ですと、舗装というよりは碎石の砂利敷きということになるかと思うのですが、そういった部分の課題等も確認してまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） ぜひ、舗装とかコンクリートとか、費用がかかることは大変かと思えますので、バラス等を敷いて取りあえず応急的にできるような方策でお願いしたいと思えます。

また、狹隘道路という幅員4メートル未満の狭い道があるのですが、拡張をもし町がするときには、僅かな部分を町が買い取るわけですよね、やむなく拡張するときには。そうすると、長さにもよるけれども、そんなに広く買収するわけではないから、費用的にはそんなにいかないと。もし道路を空けるために土地を町に売ったとしても、費用的にはそんなににならないのではないかと。

そこで、そういった狭い幅員のところを寄附したい人がもしいたら、そういう人を募集

するのですけれども、そういう寄附して道を広げてもいいよという人に測量とか分筆の登記の費用というのを助成することはできないですか。そうすれば、もし50センチぐらい、ここに取られるというので、もし10メートルぐらいだったら、金額にしたって幾らでもないと思いますよね。その分を、測量と分筆の登記ですか、そういう費用を町がやりますよと言うと、狹隘道路の拡張工事がぐんと進むのではないかと。実際人間の心理として、町に広げるからというので取られるというのが嫌だというのが、そんなに大金で買ってくれるわけではないから、大体快く賛成する人はいないと思うのですよね。ただ、道が開けば、自分のうちも利便性がよくなって賛成する人もいるかもしれませんが、そういったところで、測量とか分筆登記の費用というのを助成するようなことを始めると、まだ未舗装で狭い、狹隘の道路が拡張できるのではないかと思いますけれども、町長の見解をお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 幅員が4メートル未満の建築基準法上の道路後退が必要になるケースでの後退部分の寄附の申出ということでございますけれども、町道用地の寄附に関わる事前協議におきまして、現地の状況を考慮し、町道として効果的な機能につながる箇所か否かということで確認しております。また、維持管理の面における支障の有無などについても同時に検討させていただいております。

協議としましては、寄附の申出のありました敷地に隣接する土地や、その路線に接する他の敷地の道路後退の状況等を確認しております。また、原因者負担の観点から、分筆等に係る費用及び維持管理の観点から、必要に応じて舗装等の施工をしていただくなどの条件も付させていただいて、その上での寄附を受け付けておるのが現状でございます。

町道用地の寄附の申出につきましては、道路管理上、個別具体的な協議が必要になり、原因者負担の観点や分筆等の費用負担をしていただいても、寄附を受けられないケースもございます。多額の費用が、公費が必要と予想されますので、測量と分筆登記に係ります補助の制度等につきましては、現在のところ予定はしておりません。しかしながら、近隣市町村の補助の状況等につきましては、調査研究してまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） ぜひ調査研究していただきたいと思います。

次に、（2）共有林の管理に関してということで、私が住んでいるところの陣場という地域には、共有林というか、共同の山があるのです。代々受け継がれてきている、江戸時代とか、そういう昔から、まきを調達するための共同の山があつて、みんな世代交代で、

親の世代が昔は年に一遍ぐらい下草刈りなんか行って、その後よく公会堂なんかで一杯やっているという光景を見たことがあるのですけれども、その共有林というのが、最近の若い人からはただのお荷物ということになっているのです。山があっても共同の山だし、売れるような山ではないし、ほっとくわけもいかないから何とか行っているというか、そこそこの、少しの管理をしているようなことがありますて、そういう町有林というのは、町にどのくらいありますかということでお聞きしたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 先ほど、町内にどれぐらいの森林の各所有のものがあるかということでご質問いただきましたけれども、町では森林簿というのがあるのですけれども、その森林簿の中では、共有林として捉えているものが約47ヘクタールほどございます。また、先ほどの町有林、町の所有が97ヘクタールぐらい。そのほかは個人、一部法人というのもありますけれども、それが約219ヘクタールほど町内に存在するということになっております。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 町有林以外は、個人と共有林というのは、管理はその人たちがやっているということによろしいですね。

それで、ある町で、やはりこういった共有林を持っていて大変困っているところがあって、町で管理しているところがあるのです。これは、兵庫県の佐用町というところで、森林所有者のアンケートで7割の人が所有森林を放置していて、3分の1が森林を手放したいと考えていると。そして、管理できないため町独自に町有化して、長期的に維持管理していく方向だなんて、そんなことがあるのです。日本はもう本当にあちこち山ばかりだから、共有林がいっぱいあって、個人ではもう管理ができない、そのような現状があるので、最悪、町でお願いしたいとなったときの町の判断をお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 町では、令和3年度より森林環境譲与税を活用しました森林経営管理制度を進めております。

森林経営管理制度につきましては、市町村が森林所有者から経営管理の委託の意向を確認して、林業経営者への再委託ですとか、市町村が自ら管理をするというような制度でございます。

吉岡町では現在、県道153号線、俗に言う水沢足門線ですね、船尾滝の下の通りにな

ります。その西側の山林におきましては、森林所有者への意向調査を進めております。その調査結果を基に集積計画を作成する予定となっております。

ただし、森林経営管理制度を進めていくに当たりましては、所有者の意向調査、集積計画の作成に伴う境界の明確化など、事業の完了には相当の期間を要するという点で様々な課題も想定されております。もちろん共有林につきましても、この制度を活用しまして、森林が持つ多面的機能の維持管理に町としても努めていきたいとは考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） いずれ、令和3年度に森林管理制度というのが始まっているということで、共有林を持っている人たちが、所有者が、取りあえずもう町に預けたいというような話があったら、町でも拒否はしないということでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） この制度も実はまだちょっと始まったところということで、先ほど申し上げたとおり、西側から町も始めております。議員、今回のご質問のところについていつ頃到達できるかという問題もあるかと思っておりますけれども、そういう方向で進んでいるということでご理解いただければと思います。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） ぜひ相談に乗っていただきたいと思っております。

それでは、最後の質問に移ります。税金に関して、1番、商業施設等の進出における税金の見込みはということでお伺いいたします。

ジョイフル本田が進出してくるとの話があったとき、これは本当にただの雑談というか、一応話の中だけなのですけれども、税金が2億円ぐらい増えるなどという話がありました。広大な農地が、今になってみるとすばらしい商業施設等がいっぱいできて、税金増についてどのくらい見込んでいるのか、お伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 飯島議員より、商業施設等の進出における税金の見込みについてのご質問をいただきました。

駒寄スマートIC東側の大型商業施設等については、抜群の立地条件から、県内外から多くの方が訪れ、多くの経済効果がもたらされていると伝え聞いております。それに伴い税金増が期待されているところでありますが、詳細については税務会計課長に答弁をさせ

ます。

議長（廣嶋 隆君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） 商業施設等の進出における税収の見込みについてですが、町税（個人住民税・法人住民税・固定資産税）において、それぞれ税収が見込まれると考えております。

駒寄スマートインターチェンジ東側一帯の土地については、おおよそ2,000万円程度の増収となっております。県による評価が済んでいないもの、また申告が済んでいないものもあり、課税がされてないものもありますので、現在のところ全てお答えすることはできません。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 全て分からないから無理もないですけども、2,000万円ということでは何か物すごく寂しいような感じで、たしかジョイフルが来るというだけで、人の雇用とかいろんなものを含めて2億円ぐらい税収になるという話を聞いたので、今ジョイフル以外にもヤマダができたり、ツルヤができたり、よしおかパークができたり、いろいろできているのに、土地だけで取りあえずは2,000万円ということで、大したことはないのかなと思っておるわけですが、なぜこういうふうに聞いたかという、いずれ吉岡町は関越のインターの西のほうで工業団地等の計画という話があったりするものですから、要するに税収が見込めないと、やはり意味はないかなと。昔、視察で行った山梨県の昭和町は金丸 信というすごい自民党の政治家がいて、その人が東京から大企業の本社、工場をみんな持ってきて、吉岡町みたいに狭い町で田んぼばかりだったのが、工場とかばんばんできて、すごい税収で潤っていて、ハイカラなすごい学校を創った、そういうところに視察に行ったことがあるものですから、税収を増やしていけたらなお聞きしたのですけれども、意外と少なかったのがちょっとがっかりしていますけれども、以上で一般質問を終わります。

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、12番飯島 衛議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を13時とします。

午前11時21分休憩

---

午後 1時00分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

---

議 長（廣嶋 隆君） 11番坂田一広議員を指名します。坂田議員。

〔11番 坂田一広君登壇〕

11番（坂田一広君） それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

町の財政等について問うものであります。町の財政状況及び今後予定されている事業、特にインフラ、施設等を中心に、その課題等についてお尋ねするものであります。

まず、町の財政状況についてお尋ねいたします。町の財政状況に係る町長の見解についてということで、令和4年度の決算が9月定例会において認定されました。それぞれの会計につき客観的な金額等、またその増減の原因等については説明がありました。町長はこれらの結果を受け、町の財政状況についてどのようにお考えになりますか、町長の見解を伺うものであります。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 令和2年度末より、新型コロナウイルス感染症の拡大が世界で始まり、日本国内でも蔓延いたしました。これにより、近年は新型コロナウイルス感染症対策が優先され、一概に傾向等を見通すことは難しいと考えております。

このことを踏まえ、町の財政状況についてのご質問について、健全化判断比率数値から見解を申しますと、各年度により変動はありますが、各指標とも早期健全化基準や財政再建基準には達していない状況でございます。しかし、財政分析指標から見ますと、財政構造の硬直化が高い水準で、財源的余裕があるとは言えない状況であります。その要因の1つに、義務的経費が歳出に占める割合が多い状況であり、言い方を変えれば、施策として自由に使用できる財源が少ないということになります。これらのことから、今後の事業の実施については、事業規模や財政状況等を見据えて行っていきたいと考えております。

詳細については、企画財政課長から答弁をさせます。

議 長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 令和4年度における普通会計をベースといたしまして、決算結果を基に説明します。

普通会計の決算結果ですが、全体として前年度を下回る決算額となっております。

歳入については、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を含めた地方特例交付金、地方交付税、子育て世帯への臨時特例給付金給付事業補助金を含む国庫支出金、臨時財政対策債を含む地方債などの減額により、8億3,900万円減の88億2,586万円となり、歳出については、新型コロナウイルス感染症対策関連経費の減額のほか、土木費においては駒寄スマートIC大型車対応化事業が完了したことによる減額、教

育費において中学校施設の改修や用地買収等の費用が減額となり、歳出全体で6億9,985万円減の86億4,290万4,000円となりました。

この結果から見た町の財政状況ですが、新型コロナウイルス感染症関連経費が減額となり、前年度と比較して財政調整基金の繰入れを増額しましたが、地方税が増額となったこともあり、きめ細やかな事業を実施することができました。また、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を行いつつ、投資的経費で多額の経費を費やした駒寄スマートIC大型車対応化事業が終了したことで、私立保育所等施設整備事業補助金、新型コロナウイルスワクチン以外の予防接種事業、出産・子育て応援事業等、予防対策や経済支援対策と並行して建設事業を進めました。

その結果として、経常収支比率については、前年度比8%増の90.5%と財政の硬直化が進む傾向となり、また財政力指数も前年度比0.01%減の0.68%となり、財源の余裕も減少となる状況となりました。

現在、吉岡町では人口増加による扶助費等の義務的経費が増額となりつつも、施設の狭小化、老朽化への対応といった町の発展を見据えた事業は必要不可欠であり、財源がないからといって事業を行わないことはできないため、起債と財政調整基金のバランスを考慮しつつ、財源確保に努めています。先ほど町長も述べましたが、財政が硬直化の傾向にあり、財政状況は厳しいものであると認識しています。

それでも、町にとって必要な事業を着実に実施していくために、各種事業の精査による歳出の削減、国庫補助金等の財源確保を徹底するなど、可能な限り将来に責任を持つ財政運営に努めてまいりたいと考えています。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 次に、企業会計についてお尋ねするものであります。特に令和2年度から公共下水道と農業集落排水事業が統合されまして、下水道事業ということで企業会計になりました。令和3年度分の経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、当該団体の経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことで、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握する経営比較分析表の分析欄を念頭に、企業会計の財政状況についての説明を求めるものであります。

以前、企業会計について、下水道事業が企業会計に変わった翌年だったと思いますけれども、この点についてお尋ねしたら、まだ分析はできてないという答弁でしたけれども、経営比較分析表というものが公表されておりますので、こういった分析を踏まえながら、企業会計それぞれの経営状況についての説明を求めるものであります。

議長（廣嶋 隆君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） 初めに、水道事業会計の財政状況について説明いたします。

経営の安全性を示す経常収支比率は100%を超えており、10年連続で経常収支が黒字です。

企業債残高対給水収益比率は、水道施設の更新への投資をしつつも、類似団体と比較して低い状況ではございますが、平成22年度から12年連続で企業債残高が減少しており、着実に企業債が減少しております。

また、短期的な債務に対する支払い能力を示す流動化比率はここ数年200%を超えておりますが、類似団体と比較すると資産が十分にあるとは言えない状況です。

なお、料金回収率が100%を下回っている状態が長年続いていることから、給水費用が給水収益で賄えないため、吉岡町の特徴として、水道の新規加入金の収入に頼っている経営状況が続いております。

総じて、水道事業の財政状況、経営の状況は、現段階では比較的安定しておりますが、類似団体と比較すると数字が低い指標もあります。なお、水道施設全体の老朽化は着実に進行しているため、新規加入金の収入に頼っている経営状態などの課題に注視していくことが重要であり、給水収益や有収率の状況も常に把握していく必要があると考えております。

続いて、下水道事業会計の財政状況です。令和2年度から公営企業会計として経理を行っております。

経常収支比率は100%を超えておりますが、これは経常収益に一般会計からの繰入金が含まれており、その割合が約4割を占めております。流動比率も一般会計からの繰入金により現金預金を増やしており、安定経営のための運転資金は留保されておられません。経費回収率は100%未満であり、使用料収入で汚水処理に係る費用を賄っていない状況であり、類似団体と比較しても低い状況です。ただし、今後、過年度の借入れの償還満了に伴い、公債費の支出は減少していく見込みです。

総じて、下水道事業の財政状況、経営状況は、一般会計からの繰入金に依存している状況でございます。類似団体と比較しての特徴は、企業債残高対事業規模の比率が高いですが、企業債残高は着実に減少しております。

下水道施設全体の老朽化は着実に進行し、将来的に改築・更新費用が見込まれるため、下水道への接続を推進し、使用料収入も重要と認識しております。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 財政状況及び経営状況についてはそういうことで、次の質問に移ります。

今後の税収見込みについてお尋ねしようかと思ったのですが、午前中の飯島議員への答弁と重複します。土地の分で2,000万円の増加が見込めるというような答弁がありました。ただ、今は恐らく予算の編成中だと思うのですが、この税収増分というのはどれくらい見込んでいるのですか。まだその見込みも立っていない状況なのですか。予算の、今編成中ですよ。

議長（廣嶋 隆君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） 土地については、先ほど午前中にも申し上げた2,000万円なので、家屋についてはこれから県の評価となります。償却資産については申告となりますので、まだ現在のところでは具体的な把握はできておりません。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 県の結果が出るというのはいつぐらいになりますか。

議長（廣嶋 隆君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） 令和6年度の課税となりますので、令和6年度には確定する。令和6年1月1日の課税となりますので、令和6年課税です。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） では、大型商業施設等の進出に係る増収分が確定するのは、もうちょっと先かなということで理解いたしました。

次に、財政調整基金についてお伺いするものであります。

ここでは2点伺うわけでありますけれども、まず財政調整基金の適正規模についてお尋ねします。財政調整基金とは、自治体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金で、財源に余裕がある年度に積立てを行い、大規模災害の発生や大幅な税収減などがある年度に取崩しを行うものであります。一般的に財政調整基金は標準財政規模の10%から20%が適正と言われております。これは法的義務ではなくて、一般的に財政学上、講学上、これくらいあれば、その趣旨にかなったものかなという目安として10%から20%と言われておるわけでありますけれども、総務省が平成29年度に行った全国調査でも、財政調整基金の積立ての考え方として、標準財政規模の一定割合と回答した市町村のうち、5%から20%以下とする回答が最も多い結果であったと総務省の調査報告では述べられておるわけであります。

町が考える財政調整基金の適正規模、そして何を根拠として、この根拠というのは、例

えば大規模な災害が起きたときの備えにこれぐらいが必要だからということで、10%から20%にこだわらず、もっと積み立てる、積立目標にするというような自治体とか、いろいろ根拠を定めて、どれぐらいがその自治体にとって適正かというのを示して積み立てているような自治体もあるようであります。その点も含めて、どのようにお考えになっているか伺うものであります。

議長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 財政調整基金の適正規模とのご質問ですが、一応吉岡町では18億円から20億円程度と考えております。

この根拠なのですけれども、まず先ほど議員からご指摘のあった標準財政規模の10%から20%が適正と言われているということで、最大値で20%とすると、吉岡町ではおおむね8億円から10億円ということになっております。さらに、ここにプラスして、先ほど議員からご指摘のあった災害時の有事の対応、あと繰替え運用等でキャッシュが必要になりますので、そういったところで10億円程度必要であろうということで、18億円から20億円を適正規模と考えております。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 今の答弁にありました繰替え運用について伺うものであります。

基金の繰替え運用は、一時的な歳計現金不足に対応するため、基金に属する現金を一時的に歳計現金に繰り替えることであります。以前も1回質問したことがあるのですけれども、過去どのような推移を取っているか伺うものであります。

議長（廣嶋 隆君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） 基金の繰替え運用の推移についてですが、過去5年の推移を申し上げます。平成30年度が6億1,000万円、令和元年度が10億円、令和2年度が19億円、令和3年度が10億円、令和4年度が10億円となっております。今年度は、12月1日現在で5億円の繰替え運用を行っているところです。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） そうしますと、大体20億円ぐらいの財政調整基金があるわけですが、繰替え運用は大体10億円ぐらい、令和2年度がちょっと多くて、ICの支払いとかいろいろあったからだと、大型事業の支払い等があつて、19億円というようなことで特別な年だったと思いますけれども、10億円程度で推移しているのかなと理解しま

した。このことから分かるのは、先ほどの企画財政課長の答弁にもありましたように、20億円あるというこの財源が、ただ単に銀行の預金として積み立てられているというわけではなくて、こういった一時的な歳計現金、例えば大型の事業等を行った場合に、その前払い金等の支払いが年度途中であって、国等の補助金が年度末になってしまうと、どうしても予算としては財源確保されているんだけど、年度途中で前払い金等が払えないことも起きるということで必要な部分なのかなということ、このことは吉岡町が特殊というわけではなくて、多くの自治体でもこのような繰替え運用を行っているということは分かっておりますけれども、大体財政調整基金の半分ぐらいはそういった繰替え運用で使われるのだということ、理解しました。

ところで、この繰替え運用を行えない場合は一時借入れで行うかと思うのですが、令和4年度の水道事業の決算だったと思うのですが、1億5,000万円ほどの一時借入れということで、町でキャッシュを用意できなかったもので、銀行、金融機関から一時的に年度内に限定して借り入れたということでありまして、この利息については幾らぐらいだったのか、ちょっと決算書ではよく分からなかったの、説明をお願いします。

議長（廣嶋 隆君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） 一時借入れの利息でございますけれども、15万7,000円程度でございます。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） それは利率が幾らで、借入れ期間はどれくらいだったのですか。答えられなければ、いいです。

議長（廣嶋 隆君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） 開始日が令和4年8月4日、最終日が令和5年3月31日、日数にすると240日、利率につきましては0.16%でございます。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 15万円ということで少額ではありますけれども、繰替え運用を行えなかったような場合においては、金融機関から借入れを行って利息を払わなければならない。そういったことから、一定額の財政調整基金等を留保しておくのは必要なことなのかなと感じました。

続きまして、町債についてお伺いします。町債、平たく言えば町の借金でありますけれども、町の借金とされる町債のうち、元金・利息の償還の際に、全部または一部が交付税措置されるものがあるわけでありまして。それぞれの会計において幾らぐらいありますか。

議長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） そうすれば、令和4年度決算時点で元利償還金の地方債現在高になりますが、ちょっと細かいですが、一般会計が52億4,794万5,437円、水道事業が9億2,048万3,737円、下水道事業が21億2,782万6,185円、3つ合わせまして合計で82億9,625万5,359円となります。

先ほど指摘の交付税措置として算入される見込額については、52億9,740万4,000円です。なお、公営企業会計については、地方債の発行額が基準財政需要額として一般会計の普通交付税に算入されるため、交付税算入される会計は一般会計のみとなります。

参考の数値となりますが、一般会計において令和4年度に発行した地方債が2億9,620万円でしたが、5年度の理論上の交付税算入額については、約1億5,000万円となります。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） おおむね82億円のうち、52億円ぐらいが交付税措置されるということで、相当な額だなという気がいたします。だから、この82億円というのを額面どおり取ると大変なことにもなると申しますか、きちんと町の財政状況を判断できないのかなと。このこと、一部交付税措置されるものも考慮に入れながら、町の借金、町債について考えていかなければならないと思います。

続きまして、今後予定されている事業、インフラ施設等を中心に質問してまいります。

まず、都市計画道路についてお伺いするものであります。ここでは漆原総社線について伺います。

まず、進捗状況について伺います。都市計画道路漆原総社線については、本年度当初予算に、用地調査業務委託料910万円が計上されました。以前、議会に説明があったときは、今年の秋ぐらいには事業費等の報告ができるというような説明があったわけでありまして、いまだなされておられません。進捗状況はどのようになっていますか。また、第1工区完成までのスケジュールはどのようになっているか伺うものであります。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 現在の進捗状況でございますけれども、道路詳細設計業務がおおむね完了し、9月28、29日の2日間にて住民説明会を開催しております。

説明会の内容につきましては、道路整備事業の全体概要や事業スケジュールとともに、地権者の方々にお願いいたします道路用地の取得面積と用地確定をするための境界確定の立会い承諾などについて説明しております。

今後の事業スケジュールですが、用地・確定測量に伴う境界確認につきましては、11月下旬でおおむね完了し、12月から来年1月に不動産鑑定業務と事業費算出のための工事費積算業務のまとめ、令和6年3月から、可能であれば用地交渉と一部用地取得を予定し、令和7年度中に用地取得と群馬用水など補償物件の移転、令和7、8年度の2か年間で道路工事の施工を行い、令和9年3月の完成を目途としておるところです。

次に、第1工区及び暫定整備道路の工事費でございますが、地権者のご同意をいただきました用地の確定測量により、最終的な道路線形と農地乗入れの構造などを決定した上で工事費算出となるところでございます。事業費につきましては、現時点では年明けに確定される予定でございますが、確定された時点におきまして、事業の進捗状況を含め、議会には改めてご報告申し上げたいと考えておるところでございます。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） そうすると、当初の予定より若干スケジュールがずれ込んでいると理解してよろしいのですか。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 若干、用地の確定等に遅れが生じておる状況でございます。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 令和9年3月には開通というようなことで理解いたしました。

次に、交通安全対策について伺うものであります。これ、本年3月の定例会のときに一般質問したら、答弁が途中で時間切れになってしまったので、再度、ちょっと言葉は変わっておりますけれども、同趣旨で質問したいと思います。

令和3年第1回定例会、私の一般質問の中で漆原総社線の効果の1つとして、生活道路及び通学路の安全性の確保でございます。現道部には、生活道路及び通学路の危険箇所も存在しております。特に温泉通り線との交差点につきまして、群馬県警本部における令和元年中の交通事故多発地帯に指定されており、今後交通量が増えることにより、住民の安全確保が求められます。その解決策としての整備効果が認められます。そのような答弁が

ありました。

温泉通り線と漆原総社線の交差点及び接続道路と万蔵寺前屋敷線、前屋敷瀬来線との交差点部分には、既存の信号機との兼ね合いで新たな信号機設置は難しいと聞きました。これらの交差点の交通安全対策をどのようにお考えになっているか。この設置の理由として、交通安全対策とうたわれておるわけでありますけれども、第1工区と既存の道路との交差点のところに信号機が設けられないと、果たして安全対策が十分なされるのか不安な部分もあります。この点を問うものであります。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） ご心配いただいております交差点における交通安全対策でございますけれども、予備設計の資料を基に、平成31年2月に群馬県公安委員会と調整協議を行っております。新設道路が交差する交差点箇所を中心に、横断歩道、止まれなどの標示や、信号機設置について協議をしておりますけれども、この協議では、信号機設置は未定との回答でございました。

ご心配いただいております3か所の交差点につきましては、現在の道路詳細設計により、再度渋川警察署を通じまして、道路交通の安全対策を協議する予定でございます。

なお、時期ですけれども、現在協議資料の調整が完了したところから今月より行う予定でございます。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） この辺の安全対策を1つの効果として見込んで道路を造るわけでありまして、万全な交通安全対策をお願いします。

次に、漆原総社線付近の農地についてということで、漆原総社線第1工区とその接続道路の周辺はほぼ農地であり、農繁期になると農作業に従事する方たちの作業用の軽トラックが散見されます。建設予定の漆原総社線は片側に歩道があるのみであり、円滑な交通や農作業に支障があるのではとの懸念もありますけれども、その対策についてはどのようにお考えになっているか、伺うものであります。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 議員おっしゃられた沿線の農地につきましては、ほとんどの方が米麦中心に作付をされておるところです。9月に開催しました住民説明会においても、多くの地権者より、新設道路から農地へ接続する乗り入れ部分の工事方法などのご質問をいただいております。また、11月に実施しております確定測量に伴う用地の立会い

の折にも、乗り入れ部分の施工方法のご要望を多くの方にいただいたところでございます。道路詳細設計との兼ね合いもでございますけれども、道路の新設事業により、営農に支障が出ることはないよう、町道から農地へのアクセスとなる乗り入れ部の調整等々につきましては、地権者個別に可能な範囲で丁寧に対応してまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） これにつきましても、既存の道路の渋滞解消という目的もあったわけでありまして、また農業に従事される方についての配慮も忘れないでいただきたいと考えます。続きまして、給食センター建て替え事業について伺うものであります。

まず、第1点目として、事業の進捗状況について伺うものであります。

令和5年第3回定例会の一般質問の中で、この事業のスケジュールはどのようなものか問うものがありました。そこでは、今年度に建設候補地を決定し、令和6年度に基本計画の策定、令和7年度に実施設計業務、その後入札、議会の議決を経て、令和8年度着工、そして令和9年度に新たな施設が稼働できればと考えております。これはあくまでも順調に進んだ場合のスケジュールになりますが、教育委員会といたしましては令和9年度の供用開始を目指しているところとの答弁がありました。

令和4年度、そして本年度には学校給食調理施設基本計画発注支援業務委託料がそれぞれ254万1,000円、256万3,000円計上されております。この用地が決定しないと基本計画を発注することができないということで、この用地選定がどの程度進んでいるかお伺いするものであります。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） ご質問で、基本計画の発注支援業務のお話いただきましたので、そちらの内容等も含めてちょっと回答させていただきます。

令和4年度の学校給食調理施設基本計画発注支援業務では、令和3年度に策定いたしました基本構想を基に、基本計画策定に向けた課題の整理、また導入機能の検討、先行事例の調査及び、施設内容・規模の検討の支援を、群馬県の建設技術センターから受けております。その中の候補地の考察を基に、令和4年度に候補地として選定した用地があったのですが、こちらについては地権者の方と最終的な合意には至ることができませんでした。

現在、用地選定につきましては、新たな候補地を選定し、地権者にアプローチをしているところでございます。

また、令和5年度の基本計画発注支援業務の予算は、当初は具体的な基本計画策定の発注に進むための予算として想定しておりましたが、現状用地が確定していないことから、

今後用地選定の進捗に合わせ進めていく予定です。

スケジュールにつきましては、早くてということで、先ほども議員おっしゃったとおり答弁させていただいたのですけれども、用地がまだ決まっていないというところで、令和10年度の供用開始を目指して今進んでおるところでございます。

また、ご質問で敷地面積等についても事前にお聞きになっていましたので、今敷地面積は3,500から4,000平米程度の用地を候補地としております。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） どうして遅れているのかなという疑問がありましたけれども、用地交渉が不調に終わったというところで、なかなかこれは相手方のあることですので、どうしてもうまくいかないこともあろうかと思えます。

続きまして、財源について伺うものであります。

令和2年第4回定例会で建設費用について一般質問したところ、周辺自治体の例を踏まえて、建物だけで13から18億円かかるとの答弁がありました。これは、このところの物価高騰前の話であり、さらに予算がかかることも当然のことながら想定されます。この給食センター建て替えというのはやらなければならない事業であり、優先して取り組まなければならない事業と考えます。しかしながら、先ほど申しましたように、13から18億円が建物だけでかかるというようなことで、補助金などの財源の見通しは立っているのか伺うものであります。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） まず、補助金などの財源につきましては、文部科学省の学校施設環境整備事業（学校施設改善交付金）が対象となります。交付金の算定割合は事業費の3分の1となりますが、この交付金は交付対象経費が定められておりますので、実際に県内で給食センターを建設したところをちょっと調べてみますと、およそ事業費の、補助金なのですけれども、12%から、多いところでも23%程度の交付率となっております。そうしますと補助裏の財源につきましては、まず交付税措置のある学校教育施設等整備事業債を活用し、それ以外は交付税措置のない起債や一般財源で賄うことになると考えております。

いずれにいたしましても、多額の財源が必要となる事業ですので、今申し上げた補助金や起債以外の特定財源の確保策も検討しながら取り組んでまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

1 1 番（坂田一広君） 今思い当たる補助金ということで、文科省の補助金が3分の1補助でおおむね12%から23%になってしまうというようなことで、町の負担部分も大変大きくなった事業かなと感じます。

続きまして、公園整備について何うものであります。これは、今回も小林議員、そして山崎議員が一般質問され、その前には藤多議員も一般質問されたということで、天神東公園について何うものであります。

本年度当初に天神東公園施設整備基本構想策定業務委託料として432万円が計上されました。この基本構想を発注する際の基本的な考え方はどのようなものなのか、また整備面積、整備を予定している面積はどれくらいのものなのか何うものであります。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 本日の山崎議員からの一般質問の答弁と重複がございますが、公園整備の目的につきましては、周辺施設を最大限生かしつつ、魅力ある公園整備及び新たなにぎわいの創出を図ることを目的に再整備する基本構想の発注となっております。

委託の内容につきましては、既存公園とサイクリングロード周辺の敷地を有効に活用し整備をするため、公園用地の範囲の確認調査及び整備に伴います立地条件の分析評価と、施設のレイアウトなどの基本的な整備構想になっております。

整備面積につきましては、現在確定はしておりませんが、既存の公園を含めまして、周辺の1万5,000平方メートルを調査し、可能な範囲で具体的に公園施設のレイアウトになりますゾーニングの方針をまとめる予定でございます。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

1 1 番（坂田一広君） 次の質問に移ります。

天神東公園の位置づけについて何うものであります。天神東公園整備については、天神東公園の町の計画、総合計画や都市計画マスタープランの中での位置づけというのは、どのようなになっているか何うものであります。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 吉岡町都市計画マスタープランにおけます天神東公園につきましては、整備された身近な公園として位置づけをされておるところでございます。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

1 1 番（坂田一広君） 総合計画の中での位置づけというのは分からないですか。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 総合計画の中では、位置図等で落とした内容にはなってございません。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 先ほど、1個前の質問の答弁で、およそ1万5,000平米の中から整備するところを選んでいくというような考え方で答弁いただいたわけでありませけれども、町のマスタープランによりますと、基幹的な公園と身近な公園というような分け方をして、一定規模以上の基幹的な公園と、ご近所にある気軽に遊びに行けるような、そういった身近な公園と、2種類あるかと思うのですが、天神東公園につきましては、このどちらに属するものとお考えになっておりますか。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 天神東公園につきましては、現在の基本構想を基に、検討委員会等で皆様方のご意見をいただいた中で、整備の方向性、方針等を決めていくことになるかと思えます。この中で、現在の身近な公園から、基幹的公園、地域のにぎわいを創造する基幹的な公園になることも考えられるかと思えます。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 3番目として、天神東公園の進捗状況と着工・完成までのスケジュールはどのようになっているかとお尋ねしようかと思ったのですが、山崎議員の一般質問と重複する部分があります。しかしながら、着工、完成というのはどの辺になるのか、その点についてだけ再度問います。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 着工ということでございますけれども、スケジュールにつきましては、まだ確定はしてございませんけれども、先ほどの山崎議員の一般質問の重複答弁ということになってしまうのですが、時期的なものにつきましては、令和6年度から基本構想をたたき台にしまして、公園整備の構想の検討委員会、その後に、令和7年度以降に基本計画、その後に詳細実施設計となりますので、工事発注につきましては令和8年度以降になってくるのかなと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

1 1 番（坂田一広君） 先ほど給食センターのところでも伺ったのですけれども、天神東公園についても、恐らく少なからぬ予算がかかると思います。これについての補助金等の財源というのは、ある程度見込んでいらっしゃるのですか。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 現在、基本構想の中で、これからゾーニングに入るところでございます。ゾーニングに入った段階で概算の工事費を積算させていただきまして、これを基に今後協議していくことになるのですが、現在、財源措置につきましては調査はしておらない状況でございますけれども、事業費等々が出ました中で、有利な財源等、補助金等、交付金等があるかどうかというところで調査をしてみたいとは考えております。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔1 1 番 坂田一広君発言〕

1 1 番（坂田一広君） そういたしますと、天神東公園の整備については、特にまだ財源というのは確定というか、めどが立ったものではなくて、総事業費が大体これくらいでというようなことが決まって、そこからいろいろ探していくというようなことで、全く完成までのめどが立っていないという状況にあると理解してよろしいのですか。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 完成までのロードマップというようなことになってくるかと思うのですが、基本的には、基本構想によりまして地域の皆様方から意見をいただいて、整備方針、運営方針等も決めた上で事業を進めてまいりたいと考えていますので、その時点で規模等につきましても確定した段階で財源等の調査をしてみたいと考えています。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔1 1 番 坂田一広君発言〕

1 1 番（坂田一広君） これは、補助金とかがなくても頑張って自主財源でやるのですか。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 全体的にまた見た中で進めていきたいと思っています。現段階ではちょっと申し上げられないですけれども。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔1 1 番 坂田一広君発言〕

1 1 番（坂田一広君） そうすると、全体的に構想等が出来上がって、実現可能かどうかというのを見ていくという感じになるということではよろしいのですか。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） おっしゃるとおりです。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 分かりました。

では、次は八幡山グラウンドについて伺うものであります。時間の都合もあるので、3点ばかり伺おうと思ったのだけれども、ア)については割愛いたしまして、イ)の八幡山グラウンド関連の予算についてということで伺います。

前町長のときに八幡山グラウンド拡張の方針が示され、現町長により見直しの方針が示された現在までに、八幡山グラウンド拡張計画にかかった予算はどれぐらいなのか。前の複合グラウンドにかかった分と、今回の新たなそれぞれの芝張りのサッカー場で400メートルトラックの計画にかかった分、分けてお願いします。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 八幡山グラウンドの関連予算、平成25年度の用地調査業務から令和5年度9月補正に計上した八幡山グラウンド基本計画策定支援業務委託まで、総額およそ4億700万円となります。主なものは、用地買収費や建物補償費、文化財事務所の移転に伴うものとなります。なお、今4億700万円と申し上げたのは、金額につきましては令和4年度までの決算額と令和5年度に計上した予算を足した額となっております。

申し訳ございませんが、その切り分けというか、金額の内訳についてはなかったのですけれども、ちなみに今までにかかった用地買収費、建物補償費は2億9,500万円ほど、また先ほど申し上げた大きなものという、次の文化財事務所の移転があるのですけれども、こちらに係る費用がおよそ8,600万円ほどとなっております。4億円の内訳という形です。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） そうすると、4億700万円から2億9,500万円と8,600万円を差し引いた額が、主に計画策定にかかったお金と見てよろしいのですか。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） そちらについては、この前の9月議会するときにも皆さんにお配りした内容と完全に今言った数字が合致するかというところはあるのですけれども、内容

を見ていただいて、ただあのときに配ったものが、令和4年度決算の委員会ということだったので、令和4年度までの金額しか出していなかったのが、今申し上げた4億700万円というのは、それに令和5年度の補正予算を積算した額を答弁させていただいております。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 続きまして、財源等について伺うものであります。

本年6月議会の八幡山グラウンド整備の現状を問う一般質問で町長は、「町民の皆様の健康管理の場として、また中学生の運動の場として、さらにヤマダホールディングス陸上競技部の練習場として、この八幡山グラウンドをぜひ使っていただけたらと、そんな思いでございます。ただ、現状では無理な状況でございます」と答弁されておりました。この「現状では無理な状況でございます」との答弁の真意はどういったものなのか。言葉も少なく、その真意を推しはかりかねる部分もあるので、誤解を生じさせないよう敷衍していただきたいと思っております。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 今、坂田議員から、敷衍してという難しい言葉を使っていたのですけれども、現在、八幡山グラウンドには、いわゆる200メートルトラックが描かれております。しかし、400メートルトラックはありません。そのような現状から、ヤマダホールディングス陸上競技部の練習場としては、現状では無理な状況ではないかという表現をさせていただいたということで、ご理解いただきたいと思っております。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） そうすると、これはヤマダホールディングスの練習場としては無理な状況だという意味で捉えるので、建設自体が無理な状況と捉えてはいけなないと。町長の真意としては、これについては、もうヤマダホールディングスの練習場として使えないということですのでよろしいですね。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） そうではなくて、自分が無理ではないかと言ったのは、200メートルから400メートルにはちょっと無理ではないかという意味であって、子供たち、町民の皆さんの健康管理の場所として、また中学生の運動の場として、現在、朝のラジオ体操や近隣の方のグラウンド内でのウォーキングなどに加え、中学生にも利用していただいております。

りますが、町民の皆様方には整備された広いグラウンドで体を動かし、スポーツ振興や健康づくりの場としてさらに利用していただきたい、そういう思いも含めているところでございます。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 何が無理なのですか、もう少し分かりやすく教えてください。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 先ほども申しあげましたように、無理と言ったのは、公式な400メートルのトラックではないということで、そういう練習には無理だという理解をしていただきたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 現状では無理だから、なるべくそういうところを造ってあげたいと、そういう意味ですね、分かりました。

400メートルトラック、芝張りのサッカー場、野球場、更衣室、トイレ、駐車場などを備えた総合的なスポーツ施設ができることは、町民であれば、町によりよい施設がある、それは大変喜ばしいことだし、できることならそういった希望をかなえてあげたいと思うのが、政治部門にいる人間としても当然のことだと思います。

しかしながら、これも前の複合グラウンドの計画で8億円かかると。平成26年とか、それくらいの段階で、およそ複合グラウンドの形で8億円かかる。でも、今回芝張りのサッカー場だ、400メートルトラックだ、やれ更衣室だ、いろいろ考えていきますと、到底8億円では済まなくて、予算も倍ぐらい、最近の物価高騰等も考えたら、倍ぐらいになるというようなことでありますけれども、この財源等の見通しは立っているのですか。次から次へと関連する予算が通っていく中、できるのかなと心配する気持ちもありますけれども。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） まず、教育委員会といたしましては、今回の基本構想から含めて、今年度の設計の支援業務の関係で、その中でできる限り400メートルトラックとサッカー場に特化したもので、できる限り予算財源等にも配慮して、分割施工なども検討しながら進めていかなければ無理な話なのではないかなとは考えております。

そのような中で、補助金等の財源については、今までも国の社会資本整備総合交付金事

業をはじめといたします様々なメニューを検討してまいりました。しかし、構想段階においては、実際の協議に至らず、本事業に合致するようなメニューはなかなかございませんでした。そのような中、昨年度、東京の日本スポーツ振興センターに出向き、スポーツ振興くじ（toto）助成金の概要について詳しい説明を聞かせていただいたところ、サッカー場の整備などについてはメニューがあるとのことでした。

今後、基本計画を作成した上で、具体的な整備計画の内容をもって、国や県の関係機関に対して補助金の協議、また民間の企業に対しましても、様々な形で連携などを模索しながら財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 次の質問に移ります。

時間の都合で一番最後の質問に移るわけであります。事業の優先順位について伺います。

事業を実施するには、当然のことながら財源がなければならないと。でも、財源には限りがあります。数ある事業も優先順位をつけ、1つずつ実行していかなければなりません。漆原総社線、給食センター、天神東公園、八幡山グラウンドと予算規模の大きな事業について優先順位をどのように考えているか伺うものであります。

議長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 事業の優先順位ですが、どれも手がけたい事業であります。ただ、現時点では事業経費が出ていけませんので、事業経費が出ないことには、いかにしても優先順位がつけられないという形になっておりますので、各事業の事業費を算出して、その結果優先順位を決めていきたいと考えます。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） そうすると、事業の予算が出て、何を根拠に優先順位というのを見ていくのですか。

議長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） その時、町がどれだけの歳出に耐えられるか、その辺も検討しなければならないので、どうしても大枠が出ないと、うちとしても検討ができないと考えます。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 終わります。

議 長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、11番坂田一広議員の一般質問が終わりました。  
ここで休憩を取ります。再開を14時15分とします。

午後2時01分休憩

---

午後2時15分再開

議 長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

---

議 長（廣嶋 隆君） 13番小池春雄議員を指名します。小池議員。

〔13番 小池春雄君登壇〕

13番（小池春雄君） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、第1点目でありますけれども、各委員会からの要望への対処についてということを出しておきました。予算編成期に当たり、各委員会からの要望の対応についてということで、まず第1点目でありますけれども、11月28日付の新聞で、前橋市長選挙がありますけれども、そこで現職の市長が選挙公約で保育料と学校給食の無料化を掲げております。いよいよ大きく時代が動いているのかなという感想を持ちます。そして、県都である前橋市が無料化するということになると、恐らく高崎市も負けじと追いついてくるかと思えます。前橋市が無料化をすると、この時点で自治体にするともう半数を超えていますから、また人口数というのもまた半分以上にもなることは確実ですけれども、そういうことで、吉岡町も出遅れることなく、もうそろそろ踏み出すべきだと思います。

さきの9月議会におきましても、3人から学校給食の無料化を求める質問が出ております。また、給食が有料だということで、無料の地域へ越していくという声も聞いたというような質問もございました。そういうことも踏まえまして、予算編成期に当たりまして、来年度の中で、ぜひとも学校給食費の無料化を私は実施すべきだと思っております。そして、議会のそれぞれの、先日は予算決算常任委員会、あるいは文教厚生常任委員会からも数年前から要望が出ておりますけれども、これに対する町長の対応、対象方針について伺いするものであります。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 今、小池議員から、予算編成期に当たり、委員会からの要望等に対する中で、まず第1点として、学校給食費の無償化についてご質問いただきました。

町では、現在1人当たり年間1万4500円分の学校給食費を支援しております。令和4年度からは、同一家庭に義務教育年齢に該当する児童生徒が3人以上いる場合、町の学校給食費の第3子以降分を無償化する制度を導入いたしました。また、食材費高騰分を保護

者の負担に転嫁することのないよう1, 100万円の予算を計上しており、当初予算において、これらを含め、一般会計から学校給食事業特別会計におよそ4, 200万円の繰出しを行っている状況でございます。現在も物価高に伴う食材費の高騰は続いておりますが、給食費の保護者負担の増加につながることはないよう、来年度以降も一般会計からの補填により対応してまいりたいと考えております。

しかしながら、今後も児童生徒数の増加が見込まれる現状は変わりありません。給食費については、保護者の負担軽減についても考慮しつつ、今後も一定の負担を求めていきたいと考えております。

なお、令和4年度から導入しております第3子以降無償化事業につきましては、その第3子の無償化の対象要件の拡大などについて、来年度に向け、現在検討しておりますところでございます。

なお、以降の掲げられている各質問項目においては、それぞれ所管より答弁をさせます。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 今、町長からお答えありましたけれども、町長の全般の答えというのは、そのことをわざわざ説明してくれなくても、これまでの予算委員会でも決算委員会でももう十分議論しているので、そこは承知していますから、その部分は答えてくれなくてもいいのです。要するに、町長、今の回答なのですけれども、前橋市も踏み切ると、榛東村も踏み切るということを言っていますよね。県下の中で半分を超す自治体が無料化を進めているという中で、これでもまだ吉岡町はこうやっていくというのですけれども、町長の腹の中はどのようなのですか。群馬県で残りが1自治体になっても、この考えでいるつもりなのか。私が見ていると、周りの形勢を見ていると、なかなか一步を踏み出さない。どこに原因があるかちょっと理解できないのですけれども、やっぱり県都でさえもそういう方向にかじを切るということが明らかになっているわけですから、そして吉岡町が、渋川市もなっていますし、挟まれているところもみんな無料化に進んでいくという中で、もう踏み切るべきだと思うのです。

先ほどから給食に1万450円補助しているだとか、年間ですね、それで4, 200万円を全体の中で食材補助として出していると強調しています。そうではなくて、完全無料化をすべき時期に来ているのではないかと。そうであって、町長がそれはできないと言うのであれば、それはどういうことなのか。どこの市町村でも財政はそんな楽なところはないと思いますよ。それでもみんなやっているのです。

そういうときに、先ほど例もいただきましたけれども、山崎議員からもそういうことで子ども・子育てのときに吉岡町から渋川市へ越していく例もあるというような発言もあり

ました。そういうものを踏まえた中で、今後町長がかたくなに今まで言ったことを通していくのか、それとも予算編成期であるから一考すると。議会からも要望が出ているわけです。もう何年もずっと前から。しかし、それをずっと無視していくのかどうかということなのです。議会が何と言おうとも、私はあくまでも反対だ、どこまでも反対なのだ、私の任期中はもうやらないのだという考えなのか、周りにだんだん無料化が出てくれば、そちらのほうにも行かざるを得ないという考えを持っているのか、ちょっと町長の腹が見えないものですから、忌憚のない気持ちで町長、どういうことでできないのか、やる気がないのか。また、取り巻く環境がそうなっても、私は1人でもやりませんよと、そういう気持ちでいるのか、それがちょっと分からないのです。議会は絶対やってくれと言っているのですよ。いかがですか。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 無視とかそういうことではございません。町を思う気持ちから自分は言わせていただいております。

そして、前橋市、また榛東村も給食費の無償化については、いわゆる選挙公約として掲げていらっしゃることは承知しております。しかし、吉岡町としては、吉岡町の町内の状況等、財政状況、先ほどの坂田議員への答弁にもありましたように厳しい財政状況でございます。そういうものを勘案した中で対応していきたいと考えているところでございます。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 先ほど町長、最初の考えというのは、どっちかというと考えていないという考えなのですけれども、今の考えは対応していきたい。幾らかニュアンスが変わったのかなという感じなのですけれども、少なくとも町長、予算編成期に入ります。それは、やっぱり十分に近隣の状況、ましてやコロナ禍の中で、やはり子育て支援という側面もありますから、そういう中で十二分な検討をしてみるというぐらいの回答はできませんか。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 先ほども申し上げたとおり、吉岡町はこれからも児童生徒は増加していくという予想の下、必要な財源はさらに増えることが予想されております。そういった中で、現状の中で対応していきたいということで考えております。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 現状の中で対応していくというのは、最初に言った、まだ踏み切りません

よということに取れるのですけれども、私は町長ね、コロナ禍の中の子育て支援という観点からすれば、今道路を造るだの何だのというのは後の仕事だと思うのです。今の住民の生活をどのように立て直していくか、そして応援していくかと。言って、税収が上がる、国からの交付税が増えてくるという暁には、公共工事も道路を造るもいいでしょう。しかし、今生活が圧迫されている、住民の生活が逼迫している中だからこそ、応援、住民の子育て支援という観点から、私は無料化をしたほうがいいのではないかと。

恐らく、だんだん群馬県中でも、最初はゼロだったのです。それから、だんだんに始まってきて、それが増えてきているというのは、そういう観点に立って子育て支援が必要だということで、無償化になっていると思うのです。前橋市もそうだと思います。ですから、吉岡町を取り巻くところがみんな無料化になってもしないのだというのではなくて、住民の生活というものを考えたら、そこに私は踏み出す時期だと思っているのですよ。ぜひとも町長、そのところ、もうこれ以上言いませんけれども、どうなのか。先ほど町長は、ほかにもすることが、これから必要な経費が、いろいろ質問があって、そこにもやらなきゃならんと申すけれども、坂田議員からもありましたけれども、やっぱり優先順位というものがあると思うのですよ。何を優先するか、今何が必要か。私はすぐ道路が必要だとは思っていませんよ。すべきことは何かといたら、困っている人に対して、町が行政として手を差し伸べるというのが政治のありようだと思うのです。もう一度確認します。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 今小池議員がおっしゃったように、子育て支援策には自分も十分対応していきたいと思っております。

そういった中で、子育て支援策の中には、先ほど来から話が出ていますように、給食センターの事業、また吉岡中学校や駒寄小学校の校庭拡張、またソフト面においてはG I G Aスクールの構想に伴い導入した1人1台端末の更新など、子供たちの教育環境を整える、整備するために、さらに大きな費用がこれから拡大していくと思われま。そういったものに十分対応できるように準備していきたいと思っております。

議 長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 分かりました。町長、学校給食費はこれで最後にしますけれども、優先順位というのがあって、給食センターを造らなければならないと思いますよ。八幡山公園も造らなければならないかもしれません。いろいろ計画はあるでしょう。しかし、順位というものを考えたら、今住民がどういう立場に立っているかとなったら、公共事業というのはどちらかといえば後回しで、今求めているものに即刻対応するというのが政治だと思っ

ておりますので、またこれはよく庁舎内でも、独断専行というやり方もありますけれども、ボトムアップという手法もありまして、下から町長が関係職員との協議の中で、また考えを新たにしていって進めていくという方法もあると思いますので、ぜひその辺の検討をお願いしたいと思います。

それでは、2点目の通学バスの無料化についてお尋ねしますけれども、通学バスについても、議会でもうずっと前から何度も何度も文教厚生常任委員会であるとか、予算決算の決算時であるとか、予算時であるとか、町に対して要望しております。しかし、町長はこれもなかなか進めていかない。町長の考えの中には、バス通学しているところにお金を出せば不公平になるようなことを回答したことがあったと思いますけれども、私はそうではなくて、義務教育というのは全ての子供たちが対等に教育を受ける権利を有している。しかし、地域が離れているために、そういうところは来なければならない。ですから、その分を町が補助する。

前に言いましたよね、渋川市はバスが通っていないところ、またバスが迎えにあちこち行っていますから、行けないところはタクシーを回して、そしてタクシーで送り迎えしている。しかし、お金取っていませんよ。そういうふうにして、子供たちの学校への通学が不自由なく行えるように、ちょっと場所の悪い地域でもそういうふうにして義務教育を保障しているということがあります。

こういうことに立てば、私は今行われております中学バスの無料化というのは、もうそろそろ実施していいと思うのですよ。何を拒む理由があるのか理解できない。そこについて、まず回答をお願いします。

また、私が質問したことに対して、教育長にはいきなり、通告していませんけれども、その程度のことから分からないと回答できないでしょうから、教育長の思いはどうか、その辺も併せて回答願いたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） ご質問の通学バスにつきましては、令和3年度から条例改正をいたしまして、細分化された料金体制を最も低額な使用料を基準として一本化するとともに、第1子以降の利用料の無償化を実施しておりますところでございます。

ご存じのとおり、今現在の通学バスにつきましては、上野原地区のバス路線の廃止に伴い始めた事業であります。これの完全無償化を実施する場合、通学バスを利用している上野原地区以外の比較的通学距離の長い児童生徒との平等性を保つ必要性があると考えております。現状においては、通学における費用について実費負担していただいているという考えであり、今後もこの実費負担分については継続してお願いしたいと考えております。

議 長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 今事務局長が回答した後半の部分、これはやっぱり非常に重いことだと私は捉えております。上野原地区以外の、駒寄地区でいくと、一番北のほうの新田地区でしょうか。それから、南のほうのカインズ、そちらの距離の関係でいきますと、上野原地区のバスを利用している児童よりも遠いところから通っているお子さんがいます。もし吉岡町で通学バスを無料化ということになるとすれば、そこまで一体として考えていく必要がどうしても生じるかなと思いますので、吉岡町全体の通学の在り方をどうするかという大きな課題と関わってくると思っていますので、無料化について考える場合は、そこまで考慮した上での検討が必要だと考えています。

議 長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

1 3 番（小池春雄君） 今の回答の中で、教育長もそうですけれども、距離は分かりました。高低差は無視するのですか。平らなところは、ある程度高い所へ、山へ登っていくのと全然違うのではないですか。

それと、今町長がこっちに言っています、課長にも言っているようですけれども、課長は不公平があると、無料にすると。あるのですか。教育に不公平があるのですか。バスを無償化したら不公平が生じるのですか。では、教育の公平を保つというのは、義務教育とは何なのですか。義務教育に不公平があってもいいのですか。通学バスを出したら、それが不公平になるのですか。では、渋川市も全部不公平かね。通学バス出しているところは、みんなインチキかい。不公平かい、それが。

議 長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 上野原地区から通学バスが利用される経緯というのは、もう何度も聞いていらっしゃるとおっしゃっていますけれども、やはり今までの経緯というのがあって、その経緯がやっぱり大事だと思うのです、公平性を考える場合に。ですから、これで私が懸念しているのは、今の通学バスを無料にした場合に、やはり同じように距離の遠いところのお子さんからは、やはり不公平ではないかと、そういう町民の声が上がると思いますので、それを考えた場合には、先ほど申し上げたように総合的に考える必要がある。

でも、その前段階として、今ある状況であれば、一定の負担を、大変要望によって負担の金額は抑えておりますけれども、一定の負担をお願いするのが物理的な公平というよりも、条件的な公平というのですか、その辺は担保されるかなと考えております。

議 長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

- 13番(小池春雄君) 私の質問に真っ当に答えてくれよ。まず局長、不公平だと言ったよね、公平を保てないという言い方をしたよね。公平を保てないということは、不公平ということなのです。ですので、新田のほうが大変だと、だったら毎朝新田からもバスを出してくれという話があったではないですか。大変だったら、出せばいいではないですか。そうでしょう。大変なら出せばいいのですよ。無理に遠くから歩いてこいなんて言わなくたって、ましてや危険性があるという判断であれば、離れた地域というのは、一度事故が起きたりすると、地域でも安全のために町から通学バスを出しておけばよかったねという議論に必ずなるのです。しかし、たまたま今はそういう不幸な事故が起きてないからだけなのです。
- それと、先ほどの質問に答えていない。渋川市はバスだけではなくて、遠いところは、独自に人数が少ないところはタクシーを出すのですよ。公平を保てないと言うのですよね。では、渋川市なんかは、公平を保てないことをみんなやっているのかね、あれね。あきれた話なのかい。常識というのは、吉岡町でも、この近隣は大体常識は共通しているのではないですか。渋川市は、だから公平を保っていないの、ということ。

議長(廣嶋 隆君) 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長(高橋淳巳君) 私が平等性を保つ必要性がありますと言ったのは、今教育長も言ったとおり、この前の一般質問でもありました。実際にやっぱり遠いところもあります。そこからの要望もあります。その中で、教育委員会といたしましても、では実際に安全なバス停などの確保、また駒寄小学校の近くで子供たちを安全に降ろせる場所を確保するというところの観点からもいろいろ考えた上で、今現状においては、それは非常に難しいということで9月議会のときにも答弁させていただいております。そういうところから、今現状は、それが実際に可能である通学バスを運用しているところと、そちらについての平等性については保つ必要があるという形で言わせていただきました。

議長(廣嶋 隆君) 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

- 13番(小池春雄君) そういう言い訳しないでさ、公平を保てないと。それは、バスを置いておく場所がないとか、止める場所がないとか、そういう話をしているのではないですよ。バスを無料化したら公平性を保てないという話をしたから、渋川市なんかは不公平なのですかと、公平を保てない事案なのですかと聞いているのですよ。それについて答えればいいんだよ。聞いたことに答えて、あさってのこと言わないで。

議長(廣嶋 隆君) 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 渋川市がやっている事業につきましては、当然公平性を保てないと言っていることでは決してございません。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 吉岡町がやると、それは公平を保てなくて、渋川市がやっていることは公平を保っているのかい。だから、渋川市はやっていますよと。でも、吉岡町はできませんと。なぜですかと言ったら、公平を保てないからと言ったのですよ。ということは、返せば、渋川市がやっていることというのは、公平を保っていないことなのですかと聞いているのですよ。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 何度も申しますが、渋川市と比べるわけではございません。ご質問に対しまして、私は今吉岡町の現状、上野原地区と、実際に要望があるのに今実現できていない通学バスを必要としている人たちに、できれば実現させてあげたいと思っています。それでもちょっと厳しいという形の中においては、平等性は保てないという形で発言させていただきました。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 訳分からぬ。公平を保てないからバスの無料化できないと言ったのでしよう。要するに町が一方には、通学バスに、今は受益者負担という言い方をして、それからそこからお金を徴収していると、僅かな金ですけれども。議会は、僅かな金なのだから、子供たちが教育を受けるためにバスで来るのだから、離れているのだから、高低差もあるのだから、無償にしたらどうですかというのが議会の要望なのですよ。

それに対して皆さんが言っているのは、無料にすると公平を保てなくなるから、嫌よ、嫌よと言っているのだよ。そういう言い方をしているのだよ、そちらの回答は。そんなことを言っていないで、僅かな金ではないですか。その程度だ。これは議会で全会一致ですよ。全会一致で言ったことを、そんなに簡単に蹴飛ばしていいのかい、いろんなへ理屈をつけて。私が聞けばへ理屈に聞こえる。全然理屈が通ってない。公平を保てないと言うのだから、保てないと言うのだから。渋川市は場所によれば、タクシーで送り迎えしていますよと、これをどういうふうに見ますか。あなたの理屈から言えば、不公平極まりない話になってしまう。何で一部の人にそんなことしてやるのだという話になってしまうのです。

この問題というのは、議会でも私だけではなくて、前は廣嶋議員からも質問ありましたよ、無料化については。議会全体からも通学費の無料化を求めるということを提出してい

るわけですよ。そうですねということで、これを皆さんが了解すれば、ただそれで済むことなんだよ。訳の分からないへ理屈をつけて反対するから、揚げ足取りしているわけではないけど、そういうふうになるのですよ。

この程度のこと、額にしたって幾らでもないではないですか。何をそんなに、僅か20万円ぐらいの金を出すのに目くじら立てて反対する必要があるんだい。いいじゃない、その程度のこと。子育て支援の町なんだもの、出せばいいじゃない。何でそんなことにこだわる必要があるのですか。教育長も一緒になって、教育長、それが不公平なのですか。私はそうは思いませんよ。私のことと言ってもらっては困る。これは議会全体の総意のことですよ。その議会全体の総意について、あなたはそういうことを言うのですか、教育長。真っ向から議会に挑戦するのですか。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 要望は要望として、しっかり受け止めているつもりであります。

今事務局長が言ったり、私も申し上げているとおり、やはり今までの経緯と、町内の距離的な問題、そういうことを総合的に考えて本当に僅かなお金、20万円ぐらいと今小池議員はおっしゃいましたけれども、町にとってみると20万円というのは、そう大きな金額ではないかもしれませんが、その小さい金額だからこそ負担していただいて、公平という気持ち、やはり遠いところから通っているお子さんは、上野原だけではなくて、ほかのところからも通っているので、そういう地区のそれぞれの住民の方、子供たちの心情を考えると、今取っている方法が一番公平だと私は判断をしております。これが議員側全ての方の要望であって、私がそんなこともできないかということになれば、それは私が責任を取りたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 教育長、その程度で責任取れとか、取るとか、取れという話じゃなくてさ、公平というのはそういうものですか。今までの経過、私はあなたたちぐらい知っていますよ。通学バスの時代から知っていますよ。少しは下げてくださいよ。でも、もう無料にしたっていいのではないかと知っているのですよ。これは議会の要望でもあるのですよ。議会の要望なのです。私が言ったから、私も言っていますよ、だけれども議会でも全会一致で言っているのですよ。こういう要望がある以上、それは十分に検討、後ろ向きじゃ駄目なんだけれども、前向きに検討してみたいと言えば、後になればいい結果出てくるでしょうけれども、その程度のこととも言えなきゃどうしましょう。

金出すのはこっちだから、回答するのは事務局長に押しつけられたか知らないけれども、

町長いかがですか。いつまでもそういうことに町長、あなたは、町長はお金を、僅かでもその金を町として教育に出せという、何だか知らないけれども、本当に嫌がるのですよね。この程度、学校給食も嫌々、通学費も嫌々と言うのですよ。教育にお金かけるの、そんなに嫌なのですか。ここで言っている通学費の僅かな補助ですよ。町長が分かりましたと言えば、それで済むことなのですから、いつまでもそれを通すのですか。いかがですか。もうそろそろ検討から出て、実施していいのではないですか。どうですか。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） ただいまの通学バスの無償化については、以前、議長から要望としていただいて、それに対する回答として出させていただいた経緯もございます。その内容と同一となるかと思えますけれども、これからもこの実費負担分につきましては、継続してお願いしていく考えでございます。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長は全く議会の要望とは真逆の回答をするのですけれども、それはあなたの真意なのですか。これからもそういう態度でずっと臨みたいということなのですか。そうであれば、議会は今町長に要望すら出す必要もなくなってくるのですよ、何も聞かないのだから、聞きたくないのだから。議会が要望を出すことが間違いなのですか。それとも、要望を聞かない町長が過ちなのですか。町長はどう思いますか。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 以前、議会からの要望事項1番から11番まで項目をいただいております。その項目について、各課それぞれ皆さんと協議した中でできること、できないこと等を審議させていただいて、回答を出させていただいたという経緯がございます。全てを非とするものではございません。やはりできるものはできるということで回答させていただいたと理解しております。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 通学費は各課で検討したということです。教育委員会事務局長、各課で、いつこの誰とどんな協議をして、これは反対だという結論に至ったのですか、述べてください。町長に聞いてないよ、こっちに聞いているのだよ。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

**教育委員会事務局長（高橋淳巳君）** 通学バスの関係につきましては、何度もご質問いただいています。その都度、最初に私がこちらの教育委員会事務局に来たときに、前の回答等も加味しながら、そのときも教育長なり、町長なり相談させていただきました。

その中で教育委員会といたしましては、まだ基本的には、実際に令和3年度から金額も減らして、できる限り低減するように、保護者の負担を減らせるようにという形の取組を引き続きしていきたいという考えでおりますので、無料という形につきましては、実際には20万円でも税金という形になりますので、それに対して私のほうでは相談させていただいて、教育委員会、またそれを町長に確認させていただいたという経緯がございます。

**議長（廣嶋 隆君）** 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

**13番（小池春雄君）** これを無料化というものを、これが9月に出て、また同じ回答ですけども、これ、いつ、どこで、誰とどんな協議したのですか。

**議長（廣嶋 隆君）** 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

**教育委員会事務局長（高橋淳巳君）** ご質問いただいて、その都度必ず検討はしております。当然そのときに、こちらについては教育委員会の考え、もしくは町長の考え等もございませけれども、そういった中で一応見る中で1回検討させていただいて、その都度、今回につきましても、その都度検討させていただいて回答させていただきました。

**議長（廣嶋 隆君）** 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

**13番（小池春雄君）** 先ほど言ったでしょう。いつ、どこで、誰と、いつ、どこで、誰となのですよ。協議した、協議した。協議したのが嘘なのか本当なのか分からないじゃないですか。いつ、どこで、どんな人が集まって、それを議題にして、どんな協議したと。町長はそれを教育委員会に協議させたと言っているのだから、したのでしょう。ちゃんと、いつ、どこで、誰とどんな協議したのだと。どんな人が集まって、その中に教育委員とか、そういう人はいましたか。どういうことなのですか。

**議長（廣嶋 隆君）** 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

**教育委員会事務局長（高橋淳巳君）** 教育委員等の意見は聞いておりません。いつと言っても、これを質問いただいて、そこで改めて考えさせていただいた。そのときに対して、いつということになれば、ご質問いただいてすぐに教育長と相談させていただいたという形になると考えます。

**議長（廣嶋 隆君）** 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番(小池春雄君) そういう大事な話というのを、では教育長と局長2人だけかい。町長は先ほど課に下ろしてと話したから。そうすれば、担当する課の中で関係する人が2人で話したという話になる。そんなの協議とはならないでしょう。

少なくとも、こういう問題というのは、これはもうずっと前から来ているのですから、協議したということであれば、先ほど言ったように、いつ、どこで、誰と何をということ、それが協議でしょう、協議というのは。このことは、教育委員は何も知らない話なのですか。そんな話があるのかね。町の方針を決めるときに、皆さんがその下に下ろしたというときというのが、下まで全然下りてないじゃない。教育長と事務局長の話なのでは、どこが下に下りているのですか。

今まで何でもそうなのですか。いろんな問題が出てくると、2人でちょこちょこ話して協議しましたということなのかい。そんなの協議にならないでしょう。何のために教育委員会ってあるのですか。2人だけが教育委員会か。あなたは教育委員会事務局ですよ。教育委員会に下ろしたということになれば、教育委員もいれば、教育委員会の職員もいるでしょう。関係する学校もいるでしょう。そういうところで話して、初めて協議した結果ということでしょう。下ろしてないじゃないですか。それが協議かい。今まで町がやっていることはみんなそんなことなのかね。グラウンドを整備するとか、河川を整備するとか、何かをするかといったらみんなそういうのですか。要するに、協議をした格好にして、実際はしていないのだけれども、したと言って、そういうのが吉岡町の行政の実態なのですか。これ、大変大事なところなのですよ。

教育長に聞いちゃいないよ、今事務局に聞いているのだから。だって、そうでしょう。事務局長は受けたものをつかさどって、この人から教育長に言ったり、必要であれば教育委員に言って、学校にも言って、皆さんの意見を聞いて、それで結論を出す。教育委員会が、結論がこうでしたと町長に言って、町長がそうですかというのが建前ですよ。教育委員会というのは独立した機関なのですよ。しかし、お金は持っていない。これは町なのですけども、そのプロセスとしてちゃんと手続を踏んで結論を導いているかどうかということを確認しただけなのですよ。もう一度聞きますよ、どうですか、回答。

議長(廣嶋 隆君) 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長(高橋淳巳君) こちらの関係に関しましては、内容を見て、私のほうで実際に判断させていただいた。教育委員会にもかけてないですし、教育委員の人たちの意見も聞いておりません。その中で協議したと発言したことにつきましては、おわび申し上げます。

議 長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長、実態ってこういうのですよ、町長。ほかのことも、これ一事が万事ということがあります。町で様々な問題があります。ですから、ただ一部の人たちだけで物事をこちょこちょと決めて、これが町の方針ですと言うのではなくて、問題があれば、それは町全体のものとして皆さんに意見を聞いてもらう、意見を出してもらう、そしてよりいい方向のまちづくりをしていくというのが本来の趣旨ではないですか。

これまで様々な議員が一般質問しましたよ。私もなるほどなと思うものがたくさんありました。でも、そういう意見を聞いて、その意見を意見として、これから町長の判断でできるものがあれば、役場の職員の英知を絞って回答を出さなければならないものもあれば、町には農業委員会もあれば、教育委員会もあれば、いろんな部会もあるじゃないですか。必要に応じてそういうところに下ろして行って、皆さんの意見を聞いてよりよい方向に持っていくというのが本来の町の在り方ではないですか。私はそう思うのですけれども、そうでないと、町がどんなものを計画したって、同じ計画を何回も何回もやるだけで、そこにお金を費やすけれども、結論が出たと思ったら、また中身を変えて、どこかのコンサルか何かに頼んで、またやり直して、いつになっても進まないような。先ほどの話も聞いていて、いろんなもの、あれもやります、これもやりますと言って、では財源はどうするのですか、優先順位はどうですかと言ったら、財源もどれだけ必要かもまだ分かりませんというような、だけれども、これもやります、あれもやるのですと。そんなんじゃないかと、もう少し建設的に物事を進めていかなきゃならないのではないですか。いかがですか。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 小池議員のご意見、ごもっともだと思います。しっかりと中でも協議をもう一度見直して進めていけたらと思っております。

議 長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町に関する事というのは、やっぱり一部の人間だけで決めるのではなくて、体育委員会があったり、教育委員会という、町で様々な諮問委員会等もあります。必要であれば、そういうところに聞いて、皆さんの意見がそうであればそうだということで結論が出たのであればいいのですけれども、今町長がこれからそういうふうにするということですから、それに期待したいと思っておりますけれども、ぜひそういう方向でやっていただきたい。

それと副町長、そこにせっかく来ていて、ただ並び大名みたいにそこにいるだけじゃあ、

私たちも困るので、考えることはあると思うのですけれども、議会でこういうことがあって、様々な問題ありますけれども、町長が思っていることを、やっぱり隣にいて、時にはサポートするというのですかね、時にはきついことも、意見具申もするという立場というのが副町長の仕事だと思うのです。人というのは1人でいると間違いを起こします。間違いって、そのいろいろな様々な方向でね。でも、そのために副町長がいて、隣にしながら、絶えずそこで丁々発止しながら、議論を闘わせながらいい方向に導いていくというのが副町長の仕事であると思うのですよ。そういう意味において、副町長の仕事というのも私は大事だと思うのですよ。副町長になって、今副町長にいかがですかと質問を出していませんけれども、こういう議論を聞く中で、やはり隣で副町長にもしっかりしてもらわないと思うのですけれども、その辺についての副町長の見解いかがですか。

議長（廣嶋 隆君） 高田副町長。

〔副町長 高田栄二君発言〕

副町長（高田栄二君） 先ほど来、いろいろなご意見を頂戴したところでございます。取りあえず、町の中の協議の体制でありますとか、合意形成、こちらはうちの町の弱点でもあります。

また、今までどちらかという、上部の機関の指導を仰ぎながら仕事をしてきた職員が多くて、いろいろな課題、皆さんからお寄せいただく課題に対して、すぐに回答を出すということができずに右往左往していたような実態もあろうかと思えます。

先ほどの小池議員のお話の中にもありましたとおり、予算の積算ができていいのかという話がありました。事業の選択に対しても適切な、より具体論を持った資料等が作成されていなければ、優先順位のつくり方等もできないような状況で、ここしばらく混乱等を招いたということのご批判もあながち否定できないということで、私も職員から上がっていますので、そのような自己反省も含めて受け止めさせていただきます。

そんなことで、いただいたご意見を謙虚に受け止めながら、職員のサポート、町長のサポートを通じて、よりよい政策立案に努めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 各委員会からの要望ということで、ほかに奨学金制度の創設であるとか、ごみの減量化と資源化への取組、あるいはタクシー運賃の助成ということで、これも聞きたいのですけれども、特にSDGsの取組であるとかについては、時間が限られていますので、これからの検討課題ということで検討してみてください。

それから、2番目にありますトイレの洋式化への改修ということで、各交流施設での実態と今後の見直し計画ということで出しておきました。トイレの洋式化というのは、割に

進んでいないのですけれども、いろんなどころへ行くとまだまだ、上野田ふれあい公園へ行っても、用を足そうと思っても用を足せないような状況があります。ここに1番と2番、2つありますけれども、2番目も一緒に聞いてしまいますけれども、2番目というのは、トイレの洋式化と、避難所として一定の条件はありますけれども、それぞれ指定がされていますけれども、それらの実態は。災害時は人が集まり、そしてトイレとしての機能が果たせるかどうかという問題がありますけれども、だからトイレの洋式化の問題と、あとは災害地の避難場所として指定されているところが、緊急時に、災害時に人が集まったときにどうかというもの、2つ出しておきましたけれども、これ一緒に教えてください。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 吉岡町での公有施設の洋式化についてですが、現在各公有施設のトイレでは、従前から洋式化、手すりの設置やオストメイト対応など順次進めてきているところでございます。今後についても、各公共施設の利用実態に合わせ、検討を進めていきたいと考えております。

なお、各施設については、各所管課長より答弁させます。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） それでは、私から避難所の関係の話をさせていただきます。

指定緊急避難場所と指定避難所を兼ねております各地区の集会施設等につきましてですが、地域管理の隣保館と児童館も含めた25の施設全て合わせて、現在57の便器がございます。そのうち洋式化されているものが49ありまして、8つが洋式化されていないものとなります。この結果、85%が洋式化されていることとなりますが、これだけでは不足する場合に備え、これを補う方法として町では幾つかの策を想定しております。

まず1つは、令和2年度に整備した簡易電動トイレがあります。これは、洋式便座で座るときにもつかまることができる手すりをつけてあります。また、上下水道が使えない場合を想定し、汚物を袋に入れ、ボタン一つで電動で密閉するような仕様となっております。この電動簡易トイレが現在10台ありますが、このほかにも電動ではない洋式便座タイプの簡易トイレを18台備蓄しておりますので、これを洋式トイレが不足している避難所に配置することで改善が図れると想定しております。

もう一つとしまして、災害協定を締結している民間業者によるトイレの供給があります。これは、先月11月12日に町と環境フロンティア株式会社様との間で締結した、災害時における物資の供給等に関する協定の活用を想定しております。この協定は、災害時において、仮設トイレや仮設事務所等に活用できるユニットハウス等の供給に関して、災害時

の速やかな物資供給を可能とするものとなります。災害時にはこの協定に基づき、洋式便器を備えた仮設トイレの供給を、町から必要に応じて要請し、事業者が運搬、設置まで行っていただけることとなります。

以上のような策を想定しておりますが、当面の予算をかけずに有事に備えることができ、災害時のトイレの問題解決の一助となる民間事業者様との災害協定の締結は大変有効であると考えておりますので、ユニットハウスだけではなく、今後も様々な方法を検討し、進めていきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 教育委員会から文化センターにつきまして補足回答させていただきます。

議員ご指摘のとおり、文化センターにつきましてもトイレの洋式化が進んでいない状況でございますので、幼児から高齢者まで幅広く多くの方々が利用されている施設利用者のトイレの洋式化に対する要望に応じて、また利便性の向上を図るため、利用頻度の高い来館者用トイレから段階的に洋式化への改修を計画しております。

また、本議会の12月補正にて予算計上しておりますが、今年度は文化センターで最も利用頻度の高い学習棟1階図書館側トイレから洋式化へ改修を予定しております。

今後につきましても、来年度以降から段階的にトイレの洋式化を図り、利用者の利便性向上を第一に考え、取り組んでまいります。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 学校でも洋式化に伴ってスペースが必要だということで、なかなか数も進んでいないということでありましたけれども、また別の考え方をして、やっぱり必要なものは必要として、またその学校とかそういうのが、災害があったときの一時避難所にもなっていますので、なったときに、現状が間に合えばいいというものではなくて、町の避難場所になっているということであれば、そのときに対応した数というのは、どうしても必要だと思うのですよ。これからはそういうことも考慮して設置していくということを、まず検討していただきたい。

ほかにも災害時、様々先ほど意見もありましたけれども、災害時というのはどういう災害が起こるか分かりませんから、民間と協定していても、民間の人たちが来られない場合もあります。災害の時というのは、協定してもよそから来られないというのが圧倒的なのです。そういう人たちが来なくても、人に依存するのではなくて、時には依存することがあってもいいですけども、できるだけ自前で何とかしようとおかないと、やっぱり

困難なことがあると思うのです。だからといって、過剰に造れとは言いませんけれども、そういうことも考慮した中で、今後のトイレの改修に当たっては検討いただきたいということをお願いしておきます。

それと、最後になりますけれども、榛東村との共同・協力ということです。北群馬2町村となり、今後どんなことが可能か協議をしてもいいと考えております。ふるさと納税での協力、農産物直売所での協力、あるいは温泉施設での共同、観光ルートの共同開発等、考えれば様々あると思います。両町村で話合いの場を持ち、協力を進めてみればと思っております。

榛東村の村長も代わりまして、前の村長から比べれば、前の村長は一癖ありましたけれども、今度の村長は……、私はそう思います。彼は一癖あると私は思っていますから、今度の人はあまり癖のない人ですから、話が有意義にできると思うのです。実際に真塩さんをけなしているわけではないですから。

そして、一言言っておきたいのですけれども、こういう話をすると合併のことがつい頭に浮かびがちだと思うのですけれども、私は合併推進論者ではありませんから。合併とは全く別の考えの中で、しかし吉岡町が20平方キロ、榛東村も20平方キロよりちょっと増えたぐらいのところですから、両方合わせても50平方キロもないぐらいの、両方足したって、まだ県の中では小さい町村の部類ですよ。ですから、できる協力はしたほうが、全てが効率的だと思うのですよね。できる協力を一丸となってやれば様々なものができると思います。このことは、だから榛東村と、また庁舎内でも協議して、また榛東村とも協議して、こんなことを協力すればもっとよりよく両方の町村が光るのではないかというようなことを念頭に私は協議を進めていただきたいと、またそういう方向がいいのではないかと提案しているので、これに対しての町長の今後の考え方をお聞かせください。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 私も合併は推進するつもりはございません。北群馬郡を構成する自治体として、榛東村とは様々な場面で協調を図り、協力しながら現在まで至っております。吉岡町としては、この姿勢を今後も変わりなく引き継いでいくことが、両町村にとって重要かつ有益なことだと認識しております。

榛東村とは、以前よりできる限り情報を共有することで様々な事業に対応してまいりました。事業内容によれば、榛東村だけに限らず、渋川市も巻き込んだ形で実施された事業も幾つかあります。近隣市町村が連携することで、県に対してスケールメリットを保持でき、事業実施がスムーズに運んだケースもあります。将来的に1町では実現不可能なこと、またインパクトの弱い事例もこれからはますます増えていくことが予想されます。そうし

た意味でも、隣接した榛東村と協調を図ることは、引き続き重要な要素ともなり得るため、どのような分野で協力することが町民にとって有益なのかを念頭に検討していければと考えております。

詳細については、それぞれ担当課長より答弁させます。

議長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 例示してありますふるさと納税についてなのですが、いろいろな厳密なルールがあるのですが、仮に榛東村と吉岡町で共通の共同で取り扱う地場産品というのを作れば、その物に対してですけれども、可能ということで総務省から確認が取れています。以上です。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 今年度、産業観光課では9月16日土曜日に榛東村との初めての合同企画、しんとう・よしおかしんきちマルシェを開催いたしました。榛東村とのマルシェイベントの合同開催により両町村のPRを行い、観光客の誘客促進、魅力発信を行ったものでございます。本イベントにより、地域内の事業者や特産品の魅力を再発見するきっかけづくりができたものと考えております。

今回、来場者を対象に実施いたしましたアンケートの集計を基に、来年度も榛東村との合同企画を開催する予定となっており、両町村の魅力の発信をさらに拡充していきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 時間にも制約がありますので、そんなに質問できないのですけれども、ぜひとも、私はこの問題というのは身近な問題で、まだ可能性がたくさんあるものだと思います。ですから、宿題として、次の定例会ではまたこれに対して、皆さんのそれぞれの所管する担当の課でどんなことが可能かというものを聞きたいと思っております。それまでには、宿題を出しておきますので、我が課ではこんなことが可能であるというような回答をしていただければ、またそれらについてこちらも考えて、議員一方ではなくて、やっぱりこの問題というのは、町と議会、議会も榛東村と年に1回か2年に1回懇親を深める程度で、執行のほうでは多少のつながりはあるのですけれども、議会はないので、それも含めて、絶えず、両町村ですから、私たち議会もきちんと村ともコンタクトを取って、また価値観を共有しながら進めていきたいと思っておりますので、執行もぜひよろしく願いします。

議 長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、13番小池春雄議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を15時30分とします。

午後3時15分休憩

---

午後3時30分再開

議 長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

---

議 長（廣嶋 隆君） 9番飯塚憲治議員を指名します。飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君登壇〕

9 番（飯塚憲治君） それでは、9番飯塚です。通告書に従って一般質問をいたします。

第1項目めの質問は、少子化対策の1つであります学童の皆さんが、学校の放課後、または学校が登校日ではない日などにおける見守りについてです。また、人口減少対策、子育てへの取組の現状、行政協力者の増加対策などについてもお尋ねいたします。

まず、吉岡町の現状、子供の増加と確実な少子化傾向、この相反する二重苦にどのように立ち向かうのでしょうか。吉岡町は、転出者に比べて転入者が多い。この結果、人口増、子供も増加しているということになっております。この子供の増加に対するデータとして、学童クラブ、学校の教室を増設しているなど町民の皆さんもご存じだと思います。

現在の人口を維持する現状維持のためには、夫婦2人の間に2.1人以上の子供が継続的に必要と言われております。これを人口置換水準と言います。そこで、吉岡町の各家庭の子供の平均数はどうでしょうか。町の調査資料では、子供が1人、2人の家庭が80%です。そのデータから計算すると、1家庭当たり1.9人弱、2.1より低いですから、少子化の傾向が表れております。この2.1と1.9の差を埋めるのが少子化対策です。

また日本は、近年1.3から1.4で推移しているとのことですが。しかし、吉岡町は意外と値が高いなど安心して、子供が増加しているのだから少子化対策は要らないだろうなどと近視眼的な判断をしてはいただけないと考えます。なぜなら、先ほど申しましたように確実に少子化の傾向が表れているからです。町への人口の転入が停止すれば、すぐにもう来年から人口減少です。町長、子供が増加していることと少子化傾向、この2つの状態に同時に対処しなくてはならないのが吉岡町です。この相反する現象をどのように捉えておられますでしょうか、お尋ねいたします。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 全国的にも本格的な人口減少を迎えている中、本町はいまだ右肩上がりの増加傾向を維持しております。そして、子供の数もそれに比例するかのよう増加して

おり、人口減少と少子化が同時に叫ばれる世間の状況とは、全く相反する推移を示しております。

全国では、余った学校などの施設を今後どのように有効活用していくか、子供が減少していく中でどのようにまちづくりを維持していくか頭を悩ませている市町村がたくさんあると聞いています。本町でも2040年を境に人口減少傾向に転じ、同時に子供の数も比例するように減少していくことが予想されます。そのため、町としても今から将来的な視点に立って対策を講じていく必要があります。

生まれる子供の数を増やすことは非常に難しいことでもあります。長い時間をかけて、子供を産み育てることが幸せだと実感できる社会をつくる対策が必要となります。そのため、いかに他市町村に比べ魅力を維持し、各年齢層の方々に選んでいただける要素を増やしていけるかが鍵となると同時に、子育て政策をはじめとした各分野での施策を充実させながら、今後も住みよい、そして魅力あるまちづくりを継続していけるかだと考えております。

それから、飯塚議員にご理解いただきたいことがあります。昨日の一般質問初日の最中、明日の質問原稿をほんの少しつけ足したい旨の申出が直接議場内でありました。議員の考えから、簡単な追加原稿であっても、職員サイドにおいては、準備してきた当初の原稿との調整や、また新たな答弁概要作成の確認等、相当の時間と労力が必要になってくることをぜひご理解いただきたいと思います。ぜひとも教職員の働き方改革同様、町職員の働き方改革にご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） 町長から、先ほど私のお願いに対しまして一言ありました。それは、私が一般質問で議長に通告している議題の派生質問であったわけですが、今後私も控えさせていただきますと思います。町長、それでよろしいでしょうか。

次に行きます。現在、二重苦の状態と私は考えますけれども、それも先ほどの答弁のように、町長は将来を見越してこれからも取り組んでいただくということですので、しっかりとやっていただきたいと思います。

1の続きの質問です。政府の分析では、少子化になってしまった原因は5つあると言っています。その1つが、仕事と家庭の両立の難しさです。特に女性、奥様の家庭負担が多く、これがなかなか解消されないことが課題であると分析されています。

現代社会では夫婦共働きの家庭が多くなっていて、学校放課後の子供の居場所づくり、これは大切ですが、学童対象者には条件があるため、一定数の学童クラブ対象外児童ができてるのが現実です。このため、働きたくても働けないという人がいるのも事実です。子供を持つ娘さんに頼まれるおばあさんもその1つの例です。これらの人は、働くには十

分に若く、人手不足の現代です。このような状況は公私ともに不都合ではないでしょうか。そこでお尋ねしたいのは、学童クラブの対象条件を緩和できないかということです。児童のおばあさんが見守りを断れば、そのお母さんが仕事に行けないということです。いかがでしょうか。

もう一つの事例です。対象外児童、この見守りですが、駒寄自治会では、地域の年配の人たちが、ご協力により、住民センターにおいて希望者の見守りを行っておりますが、これもいまいちうまくいってないように聞いております。町ではこの実態をどのように捉えているのでしょうか。また、他の自治会の実態も含め、町全体ではどのような状況なのでしょう。学童クラブの対象条件の緩和と併せてお尋ねいたします。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 学童クラブの入所要件の緩和につきましては、施設の定員等もあり、出産や災害などの緩和は行っておりますが、平常時については進んでいない状況になります。令和6年度から駒寄幼稚園の学童施設も完成しますので、利用状況にもよりますが、検討していきたいと考えております。

また、学童クラブの待機児童につきましては、現在はおりません。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 教育委員会からは、駒寄自治会を例に出された、地域の先輩の人たちの協力による住民センターにおける希望者の見守りに関連して説明させていただきます。

この事業は、昨年度から町教委が事務局となり、地域学校協働センターという組織が試行的に開始した放課後見守り教室実証実験でございます。

地域学校協働センターの目的は、学校教育や地域活動において、子供や保護者、地域の人材を必要に応じてマッチングさせて、多様な交流を生み出すことを通して、学校教育の充実はもちろん、町や地域の活性化、多世代交流活動の活性化も実現させて、子供や保護者、地域の多様な人それぞれが町における存在価値を高めることを大きな目的としております。

その活動の一環としての放課後見守り教室は、地域の子供を地域の大人が見守り育てることを目指し、授業日の放課後における児童の居場所づくりや異年齢交流を目的に自治会のスタッフが中心となり、教育委員会が支援して運営しているものでございます。いわゆる学童クラブとは異なる目的で運営しております。

議員が例で出された駒寄自治会で行われているこの事業についてですが、令和4年10

月に需要調査を実施したところ、駒寄自治会では14人が利用する可能性があるという回答を得ましたので、今年度、駒寄自治会で水曜日に教室を開室してくださいました。4月に募集を行ったところ、7名の申込みがありましたが、実際に参加している児童は2名です。需要調査の14人が7人の申込みが減った理由はいろいろと考えられますが、習い事や家庭事情の関係で開室曜日が希望と合わなかったことが大きいと思います。需要調査では曜日を指定せず調査を行っているので、ほかの教室においても需要調査より申込み人数が少なくなっております。

また、ご質問で町のほかの自治会の放課後見守り教室の状況はということなので、ちょっと触れさせていただきます。上野原教室におきましては、児童1名に対してスタッフが2名、下野田教室におきましては、児童9名に対してスタッフが5名、北下教室におきましては、児童15名に対しましてスタッフが4名、寺上教室におきましては、児童7名に対しましてスタッフが3名、そして駒寄教室は児童2名に対しましてスタッフが14名という形で行っております。

その放課後見守り教室実証実験は、国・県の学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金、こちらは学校を核とした地域力強化プランを活用した事業であります。町といたしましては、今後も地域の子供は地域の大人が見守り育てる意識を高め、大人と子供という異年齢交流を深めるよう、本取組を継続していく所存です。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） 丁寧な説明ありがとうございました。若干私が調べた数と二、三人の数の差はありますけれども、それは誤差かなと思います。

次の質問ですが、現在学校の長期休校時における児童見守りについては、学童クラブが実施されておられません。夏休み及び冬休みです。この件についてもお困りの方が多いようです。

先ほどと同じように、駒寄自治会の中での例ですけれども、お困りの方同士が育成会を通じてグループをつくり、分担の日を決めて見守り実行をした状況です。これには10人程度が参加し、トラブルもなく今年の夏休みを終了したようです。ですが、地元のお母さんが創意工夫して自分たちの問題を打開する、これはとても立派なことですけれども、首相がこういういろいろな諸問題について異次元の対策をしようと言っている状態で、何かおかしいと思いませんか。このようなことが子供の親御さんの工夫で解決されている、これはちょっとおかしいと私は思いますよ。これは行政、規定であり、条例のひずみだと思います。今過渡期ですから、こういうことがあるのかなと思いますけれども、これは今後改善していかなければならない問題だと考えております。すなわち、学校の長期休校の期間

においても、学童見守りを、通常通学の時期と同じく学童クラブを実施できないか、実施すべきだと考えます。どのようにお考えでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 先ほどご説明さしあげました、吉岡町放課後見守り教室は学童クラブではありません。今年度は5つの自治会の協力を得て……。 （「ちょっと待って」の声あり）

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） 今の質問はご老人がやっているやつではなくて、地域のお母さんが、夏休みに子供が家にずっといるから大変なので、グループをつくって、お互いの子供を分担して日替わりで見守ろうというやつなのです。それをお願いします。実際、そういうことを駒寄自治会で行ってたということをご存じでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 今年度、夏休みの見守りを実施した自治会の団体は、北下自治会とひばりの巣寺上、寺子屋ゲンキ駒寄の3か所であると承知しております。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） 認識はさせていただいていたのですね、ありがとうございます。そういうことを地域の住民が、先ほど言ったように独自で解決していくのはいいことですけれども、先ほど言いましたけれども、夫婦共働きの方が非常に多くて、社会的にも人手不足の状態ですよね。夏休みになるとお母さんがパートを休むとか、そういうお母さんが長期の仕事の休みになっちゃうことが発生しているわけなので、少子化に相反しているわけですね。それについて、どう解決策をお考えでしょうかという質問であります。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 学童クラブにつきましては、令和3年度より土曜日や学校の夏休みなどの長期休みのときには始業時間を30分早め、7時30分から開所しております。令和6年度につきましては、先ほどお話しさせていただきました駒寄幼稚園等が新しく学童保育の施設を整備しますので、利用状況にもよりますけれども、学校の長期休暇の期間などでも、長期休暇の期間だけのみの利用についても検討いただけないか、検討していきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） 大変ご理解いただいております。これは少子化の解決の非常に重要な問題だと思います。

次、行きます。

さきの質問ですけれども、学童クラブ対象条件、長期休校の期間における学童クラブを実施する場合、定員の増進対策、増加対策などの考えをお聞きしました。先ほど、来年度ですか、開始される駒寄幼稚園ですか、定員が50人増員されるということですが、そういうのも含めまして、今後その増進策はどう考えておられるのかお聞きしましたが、それは非常に先に進んでいてありがたいと。町長、ありがとうございます。

また、町の調査データによれば、子供をお持ちのお母さんで仕事に就いている人は70%、過去に仕事をしていたが、今していないを合わせると96%、町長これはいろいろデータが出ていますけれども、町長から議員が全員もらっているわけですが、吉岡町の子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書というやつです。町長もご存じだと思いますが、続けます。

そして、今は仕事をしていない人でも、今後したいと考えている人は85%、条件さえ許せば仕事に就きたい人がいかに多いかが分かります。これを阻む原因と就労している人の負担と心配は何なのでしょう。それは、さきに述べました政府の原因分析のとおり、仕事と家庭の両立の難しさだと思います。この負担が緩和されないために、もう子供は1人でいい、2人が限界だとなるのではないのでしょうか。

国では少子化対策が懸案事項の主なものになっております。こういった懸案事項については、異次元の対策を打つと言っています。異次元なので、相当な対策予算が予定されているはず。国の政策は、法律、規定、そして予算、そしてそれを実行する自治体の皆さん方々ですね、これが相まってできるわけですから、相当な予算があるはず。ですから、自治体もそれに応えて、早急に検討、対処すべきときではないかと思っております。

先ほど駒寄幼稚園の学童クラブ対象の園舎が50名ほど増えるとなったと述べましたが、それより増して、先ほどの土曜、日曜及び長期休校時の全面的な学童クラブの開設、そして先ほどから言っております一定の条件で排除されている方々の学童クラブの無条件の入所、こういったものを考えていかなければならないと思いますが、これに対する町の考え方をお尋ねしたいのです。

人口が減るということは、欧米、それからアジアの先進国の中で非常に深刻な問題になっています。トップが韓国です。1人を割っていますから。日本は、先ほど言いましたように1.3から1.4、将来的には1.8を目標にしているという資料もあります。

欧米先進国では一番大きいのがフランス、1.8前後ですかね、1.7後半でしたかね、その程度なのですけれども、それを目指すのでしたら、もう根本的に国から、それを受けて行動する自治体、この人たちが頭を切り替えて対策を検討していくということが必要だと思うのです。町長あるいは教育長、それに関してはどのようなお考えでおられますか。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 学童保育につきましては、先ほど言った入所の緩和ですとか施設の関係もありますので、今後また定員増とかを考えながら、学童保育施設の整備なども検討していく必要があるとは考えております。

また、子供の居場所づくりなどのために、自治会やボランティア団体などの協力も得ながら進めていければと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） いろいろ考えていただいているということで、これを強力に押し進めていただきたいと思います。

首相が言っている異次元というのは、今までのやり方とは全然違うということです。今まで実施してきた施策の内容の延長ではないということです。例えば、江戸時代から明治時代が変わったとき、えらい変わりようですよ。革命と言っていいぐらいの変わりようだったわけですよ。そういったことを異次元ということになります。そういうイメージで対処していくと総理大臣が言っているわけですから、当然お金も下りてきますから、町長も頑張ってくださいと思います。

この少子化というのは、要するに人口が減るとというのは、国の総力、力が減ることです。国の力が減るということは、その豊かさが減退することです。そうしますと、自分には関係ないだろうと思っているかもしれませんが、それが巡り巡って自分の豊かさの減退につながるというのを認識していただきたいのです。それを異次元のレベルでやるとなると、町長、先ほどからいろいろな支援ですか、無料化とかいう話は昨日から今日も出ました。今後は、異次元ということになると、今後出てくるのは、18歳までの医療費の完全無料化、学費の完全無料化、そして給食費の完全無料化、こういうことをしていかないと、今の1.4から1.3を1.8なり2に持っていけないと思うのです。欧米先進国が取り組んできたのはそういうことですから、それでフランスがトップで1.7幾つなのです。違う、欧米先進国がやってきた方法でない、とてつもないいい方法があって、それを日本が実行できるということでしたら、それはそれでいいでしょうが、そういうのは考えられないです。ですから、とてつもないやり方をやらないと、1.8あるい

は2. 1が達成できないということです。その辺を十分認識していただいて、頭の中を切り替えていただきたいと思いますというわけです。

次、行きます。次に予定しておりましたボランティアの方たち、行政に協力している人たちの関係については削除いたします。大きな質問2に移ります。教職員の働き方改革及び学校、保育現場における実情に関する質問です。

まず、その1です。現在、教職員の長時間労働が社会的な問題になっております。その原因の1つに、勤務時間外の部活動の指導があります。ほかにいろいろ原因はあるのですが、ここでは部活動の指導について取り上げていきます。

1週間ほとんどで部活動指導、土曜日曜も一生懸命、その結果が現状になっているわけです。私の親戚でも先生が何人かいます。たまにその家を訪問してみても、土日はほとんどおりません。先生は大変だなと以前から思っておりました。全国的に見ますと、勤務時間外労働は100時間、110時間を超える人も珍しくない。過労死ラインの月80時間を超える人が、少なくとも2割から3割いるというデータもあります。そして、実際に過労死が起こっているわけです。教育長、本当にこの業界と申しますか、仕事は大変だと思います。私も仕事は違いますけれども、同じような経験をしておりますので、全く共感いたします。このような状況から、ある批評家は、ブラック企業と同じだというようなことさえ、辛辣な言葉を言う人もおられます。その結果、教職員試験の応募者が下がり続けているのは皆さんもご存じでしょう。最近の教員不足、不祥事を起こす先生がいる。教育界にこういったようなよくないことが起こっているのは、過重労働も影響しているのではないかと私は思います。

ある先生のアンケートによれば、改善してほしい事柄は、部活動指導、保護者対応が多いそうです。これは非常に残念に思います。日本の現代の先生は、本来の授業以外のことで困っている、悩んでいるということですから。教育長、これは絶対に改善していただかなければならないと私は考えております。

過労死が発端になった先生の長時間労働問題、この改善に向けて、本町でも今年度から学校外指導者による部活動指導が始まっていると聞きますが、その効果はいかがでしょう。また、他の種目の部活動の意向についても、現状と今後はどのようにお考えになっているでしょうか、伺います。

また、吉岡町は先ほどの先生の希望と申しますか、アンケート調査のようなことをしたことがあるでしょうか、併せてお尋ねいたします。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 本件について、私宛てに質問通告をいただいておりますので、答弁させ

ていただきます。

吉岡町では、休日部活動の段階的な地域移行を進めるため、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」「持続可能な地域スポーツ・文化芸術活動の構築」「生徒、教職員、地域指導者、地域住民の思いを反映」をキーワードに取り組んでおります。先週、1月30日には、元全日本のバレーボール選手で、現在日本スポーツ少年団本部長である益子直美さんが来庁し、吉岡町の部活動地域移行の取組について、大変有意義な意見交換会を実施できました。

ご質問の部活動地域移行の効果や現状につきましては、教育委員会事務局長に答弁させていただきます。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 休日部活動の段階的な地域移行につきましては、令和5年度から令和7年度までが改革推進期間となっておりますが、町では1年早く、令和4年度、昨年度から、段階的な地域移行の取組を開始いたしました。吉岡町地域移行検討委員会を組織し検討を行っていただいたり、地域指導者の協力を得て、まずは柔道部や剣道部などで先行実施等の取組を開始させていただきました。顧問の先生方からは、休日に部活動に出る回数が明らかに減ったなどの言葉をもらっております。

今年度につきましては、先行実施以外の部活動においても、地域移行の取組を段階的に始めているところでございます。陸上部は、町と包括連携協定を結んでいるヤマダホールディングス陸上部が地域移行を引き受けてくれ、本年10月から本格的な地域移行が始まっております。競技によって差がありますが、段階的な地域移行により教職員の負担感の減少が着実に進行しつつあるのが現状でございます。

なお、議員からご質問がありました先生へのアンケート調査等につきましては、町独自の調査は実施しておりません。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） 次の質問です。

さきの質問におけます先生のアンケート調査結果、これは重要な意味を含んでいると思います。その一つ、義務教育における部活動指導は、スポーツの基本となる手法、技術やその楽しさを教え、将来それを楽しめる基礎をつくる。そして、健全な基本的体力づくりを目指すべきではないかと考えます。

しかしながら、日本がまだ十分に豊かでなかった時代には、スポーツの指導の場が市中になく、教育の名の下にほとんど学校に負担させてきたように思います。最初はそれでよ

かったでしょう。しかし、その後豊かになるにつれて、保護者、先生共に指導に熱が入り、より技術的に高みを目指すようになりましたが、指導体制は昔のまま、このひずみとして先生の長時間労働が生まれてきたと考えられます。問題が噴出している今、先生の指導を整理して、長時間労働の問題を解決すべきと思います。

教師としての最大の責務は、義務教育期間において、児童生徒が基礎学力を将来のためにしっかり身につけること、そして健全な基本的体力づくり、この2つだと考えます。国づくりは人づくり、そして人づくりは教育と言われております。ですから、教師の仕事は以前から聖職と呼ばれているのではないですか。教育長、どう思いますか。そうではありませんか。国を支える人をつくる教師本来の職務執行体制への移行、これが急務であると考えます。

そこで、町長にお考えをお尋ねいたします。部活動の校外指導員への移行は、今後どの程度のレベルで、どのくらいの時間をかけて完成させようとしているのでしょうか。私が調べたデータでは、3年から4年というデータもありましたし、4年から5年かかるだろうというデータもありましたが、吉岡町の今後の推進策について、どの程度のレベルで推進していこうと思っているのでしょうか、お聞きします。

議 長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 本年、吉岡町部活動地域移行検討委員会で、地域移行の改革推進期間であります令和5年度から令和7年度における取組を検討し、先月11月に吉岡町休日部活動の段階的な地域移行推進計画を策定することができました。推進計画には年次目標やスケジュールも記載しておりますので、この計画に沿って丁寧に休日の部活動の段階的な地域移行を推進していきたいと考えております。それが、令和5年、令和6年、令和7年という形で3年間の推進計画を今確定版として策定しております。令和5年度については、令和4年度先行して実施した部活動に加えて、全ての部活動にて地域移行に向けた取組を開始したいという形でおります。また来年度年度末、令和6年度には、複数部活動において恒常的に休日の部活動を地域クラブ活動へ移行する。そして、令和7年度にはほとんどの部活動において、恒常的に休日の部活動を地域クラブ活動へ移行するという形をつくらせていただきました。ただ、こちらについては計画でありますので、実際には丁寧に着実に進めていきたいと考えております。

議 長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） 3年間で大体完結する予定であるということです。ただ、ちょっと一番最後の言葉に引っかかったのですが、これは計画であって、それに向けていくということ

すから、なるべく計画に沿って完遂させていただきたいと思います。次に行きます。

さきの質問のアンケートでもう1個です。もう一つありますが、保護者対応に関連して、地域社会と学校の関係についてお尋ねいたします。児童生徒の教育は学校だけがするものではない、学校だけに任せっきりではいけないと考えるところではありますが、最近の日本の自由民主主義では、本来自分の家庭内教育でやる部分であるにもかかわらず、学校はなぜしないのか、我田引水的要求を持ち込む人たちもおられると聞いております。これらの対応に苦慮しているからこそ、アンケートにそういう意見が出てくるのだと思います。教育長、先生が苦慮しているこの問題、吉岡3校ではどのような状況ですか。そして、行政としてはどのように3校を支援しているのでしょうか、お尋ねいたします。

議 長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） ただいま飯塚議員からご質問がありました内容につきましては、大変、学校の教職員にとって大きな課題であると捉えております。ただ、学校の教員の本来の職務として、生徒からの相談はもちろん、保護者の方からの相談、要望、時には親御さんとして納得がいかない指導の在り方、そのようなことについてしっかりと意見を聞く、これは重要なことであると捉えておりますので、その時間を確保するための様々な教員の働き方改革であるという認識を持っております。

国の教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組む施策の提言が、この夏、8月28日にありまして、文部科学大臣からもこれに関して強いメッセージが発せられました。吉岡町では総合教育会議、10月2日に町長を交えてこの件について協議を重ねました。

その中の1つの大きな項目として、今議員からご指摘のあった保護者等からの過剰な苦情に対しては、教育委員会等の行政による支援体制を構築すると国でも言っております。この過剰な苦情、この辺をしっかりと行政としても支援していかななくてはならないと考えておりまして、これについて吉岡町は、教育委員会の事務局の中にも教員の経験者がおりますので、その事務局の指導主事等がしっかりと学校から、このような苦情が、強い保護者からの苦情があったんだけど、なかなか学校では対応し切れないので相談したいということにはしっかりと耳を傾けております。

また、いじめに関することと言えば、議員の皆様にお世話になった条例の制定、これも大変頼りにもなるものでありまして、それぞれの外部機関の方にもお世話になりながら、学校の対応を支援していただいている。また、専門家の立場から助言をいただくような体制、またスクールローヤーとは言いませんけれども、おかげさまで吉岡町は教育委員会事務局と町長部局が非常に近い関係にありますので、町の顧問弁護士が講師になって、教員の法律に関係ある知識を身につけていただけるような研修をしていただいたり、また過剰

なクレーム等に関することには相談に実際に乗っていただいたりというようなこともしておきまして、そのような形で吉岡町の教育委員会事務局としては、行政の支援として学校をフォローしていきたいと言っておりますし、これからも実情に応じて全面的にバックアップして、安心して子供に向き合えるような教育体制が整えられるように、学校の先生を支援していきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） 大変しっかりした協力体制があるということですので、それを実際に実動させていただいて、教職員の負担を減らしていただくと。先ほど教育長が一言言われました、本来の業務に向かう体制をつくる、それが一番大切だと思いますので、よろしく願いたいと思います。次に移ります。

次も学校の問題ですけれども、学校は児童生徒の教育の中心ですが、子供の全人格全てを身につける場でもありません。子供の教育は学校が中心、父母や家庭での教え、周囲の人たち、つまり社会からの教え、これらが相まって、子供の全人格が形成されなくてはなりません。なぜなら、この三者は、他の二者が持っていない部分を互いに補える力を持っているからです。そこで、吉中のボランティア活動は大変有意義でありがたいことです。

駒寄自治会でも、以前、ストックハウス、最近では自治会親睦パークゴルフ大会に参加していただき、大変ありがとうございました。地域社会の中に飛び込み、知らなかった人と話し、どのような感じであったか本人に聞いてみたいです。周囲の人の輪に入ることで、自分もその一員であることを感じるのではないのでしょうか。家庭と学校、生徒はそれだけの社会ではいけません。

一方、文化祭や地域のお祭りには多くの児童生徒が踊り、地域芸能団に参加して大変喜ばしいことだと思っております。また、自治会防災訓練などに参加すれば、防災の知識が学べるとともに、一つのことを大人たちと一緒に協力して、自分も一つの役目を果たしたという感覚は、学校でクラスメートと行う訓練とは別物だと思います。

このように学校から一步踏み出した活動は、本人にやったという感覚と自信、踊りへの参加は、伝統芸能の面白さと大切さ、ふるさと意識の芽生えなど、地域社会の一員としての意識が生まれてくるものと思います。できるだけ児童生徒の地域社会への諸行事などへの参加を進めるべきと考えます。

しかしながら、生徒は本来学業が中心です。それを妨げることなく、積極的に地域社会に飛び込んでいってもらいたいと思います。学校の取組をお尋ねいたします。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

**教育委員会事務局長（高橋淳巳君）** 今、議員からもお話をいただいた、まず吉中ボランティアは、吉岡中学校生徒の地域貢献を狙いとした事業で、最初の質問、放課後見守り教室と同じく、地域学校協働センターの取組の1つとして昨年度から開始いたしました。昨年度は町や自治会、15の団体からの依頼に応じて、約250名の生徒がボランティアに参加し、地域行事等を盛り上げました。今年度は、既に昨年度の依頼数と参加生徒数を大きく上回っております。

地域の方々からは、地域の大人と子供が共に作業する素晴らしい機会となった。中学生のやる気とパワーに感動したなどの感想をいただいております。今後も生徒の地域社会への参加を応援、推進していきたいと考えております。

なお、議員ご質問の児童生徒が地域行事へ参加するための学校の取組につきましては、参加への配慮などすることはあるものの、学校教職員が本来担うべき業務ではないため、学校独自で推薦する予定は現在のところございません。

**議長（廣嶋 隆君）** 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

**9番（飯塚憲治君）** 先ほど言いましたように、学校はやっぱり教育の場ですから、それは認識しておりますので、それに加えて地域社会の状況を体験していただくということが大切だと思っております。よろしく願いいたします。

次です。幼稚園バスの熱中症対策、バス内居残し防止対策はどのように実際に稼働しているでしょうか。ここ数年来、幼稚園バス内での幼児死亡事故が何件か発生しております。一般社会でも子供を置きっ放しにして長時間駐車、このために車内死亡事故も起きています。

以前の委員会での答弁では、対策とチェック体制は十分ですという答弁をいただいておりますが、今年も酷暑でありました。バス、園内外で実施した事故防止策をお尋ねいたします。実際にやっていただいたことです。

まず1つ目、バス内居残し防止のためのバス乗降チェックリストを使つての確認は、実際はどのように使用、実行されていたでしょうか。

2番目、幼稚園の業務状況などのチェック確認はどうやっておりますか。

3番目、幼稚園からの報告物は、行政がその内容を確認するためには十分なものでしょうか。1つずつお尋ねいたします。

まず、チェックリストの使用法でどのような確認をしていたでしょうか。これは、前に私が、いつの委員会か忘れてしまったけれども、委員会の中で質問したときに答弁いただいた内容です。

**議長（廣嶋 隆君）** 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 町内の幼稚園が送迎用のバス2台を利用しております。

送迎用バスの置き去り防止につきましては、運転手、保育士による乗車、降車時の園児の名簿による乗降確認をしております。また、それに加えて令和5年3月からは、送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置を、送迎用バス2台に設置し対応しているところになります。町でも保育園に出向き、聞き取り調査等を行いまして確認している状況になっております。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） ということは、質問1にありますチェックリストは、適切に使われていたということでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） そのように確認しました。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） 2番目の、今度は実際にチェックリストもそうですけれども、それも含めて、業務の執行状況の確認です。これはどのように行われているのでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） バスの運転手のアルコールチェックですとか、名簿など、そういったものを備えておりますので、そういったものでチェックができる形になっております。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） そうしますと、そういった業務内容は確実に行政でチェックしているということでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 様々な園の業務のチェックにつきましては、県の監査時に同行して行ったりだとか、園を訪問時に必要があれば聞き取りや書類確認を行うとか、そういったようなことでさせていただいております。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） 3番目の質問ですが、そういうところでチェックしているということですが、幼稚園、保育園からの報告物は、実際に使用できる十分なものが、毎年あるいは毎月ですか、そういうものを報告されているでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） こちらのバスとか、今言ったアルコールチェックをしている台帳ですとか、そういったものについては、提出とかということは求めておりませんので、先ほど言ったチェックを、園に出向いたときですとか、そういったときに必要に応じ確認させてもらうという形になります。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） そうしますと、そういうのが報告物に入っていないというのは、ちょっと納得いかないような気がしますけれども、園では毎日の業務日誌というのをつけていると思います。そうしたら、その毎日の業務日誌には、今言われたようなチェックリストもあるし、違う、確認するものもあると言われましたけれども、そういったものが毎日毎日積み重なっていくわけですよ。それらを、そのまま全体を1年間の報告物として、業務の内容の報告物として提出するのではなくても、それらをまとめた資料というのは提出されないのですか。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 個別に必要なものがあれば、こちらも提出していただく資料だとか、そういったものはありますけれども、基本的にこちら認定こども園ということで、県の指導とかそういった形になりますので、県などの監査でそういった書類等を確認させていただくということになりますので、必要に応じてこちらも何かあれば確認させていただくという形になります。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） そういうのも入れるか、あるいはそれをまとめた報告資料を作って提出していただくというのがよろしいのではないですか。だけれども、こういう記録というのは大切だと思います。何か起こったら、もうそれが証拠書類になりますし、これは言い方が悪いですがね。それを毎日正確にやっているなというのは、行政の責任で確認していくというのが正常な状態ですよ。だって、子供づくりの発端ですから、一番スタートですから、子供づくりというか人づくりの、多大な補助金も出ていますしね、園舎を造る

にしても出ていますし、毎月、毎年の業務運営費もかなり出ているでしょう。そうしたら、それを国の方針あるいは県、行政の方針にのっとって適切に行われているかというのを確認する義務があるのは、当然行政であると町長、思いますよね。その中にそういったものを含めていくというのは、町長どんな考えなんですか。必要ないと思いますか。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 私のほうでチェックをしないということではなくて、決まった提出を必ず求めるという形にはなっておりません。毎日毎日送迎用バスの乗降チェック等できませんので、ですから先ほど園に行ったときですとか、必要なときにということで、チェックをさせていただくというような形になります。

また、県でも監査が1年に1度ありますので、そういったところに同行させていただいて、チェックをさせていただいているという形になります。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） 今ちょっと面倒なことをお願いといいますが、言いましたけれども、そういったことを行政でもしっかり確認しようという意識、そして園でも毎日毎日そういうことをしっかりやっていくということが一番大切なことです。いかにそれが決められても、実際にやっているかどうかということが一番大切なことですから、それを肝に銘じて、今後とも指導監督をやっていただきたいと思います。次に行きます。

最後になりますが、質問の3つ目です。行政として、町として、将来に残すものは何か、それに対する今後の施策構想に関しまして質問します。

1つ目、SDGsの推進が急務になってきている現在です。これを広く社会に広め拡大していく、実践していくために行政は町民の模範となって行動すべきであると思います。

以前、行政のSDGsへの取組について委員会で私が質問したことにつきましては、設備状況は試験的規模の実施レベルと記憶しております。その内容は、もう20年か30年前になりますけれども、通称NEDO、新エネルギー開発機構が全国の官公庁を主体として試験的設備を設置促進しました。それに該当するものでなかったかなと思います。最近撤去されました温泉の風車もそれではないでしょうか。私の勤務していた会社もソーラー発電設備を設置しております。しかしながら、今後は試験的、小規模ではなく、SDGsそのものに寄与する本格的設備の設置が必要です。

そこで、行政としての模範的な行動として今後どのような施策を考えているのでしょうか、計画をお聞かせください。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 自治体によるSDGsへの取組は、自治体が持続的に成長していける力を確保しつつ、住民が安心して生活ができるよう、そんなまちづくりを行うことでもあります。そのため、日本各地で自治体SDGsの概念が、自治体の策定する各種分野別の計画に取り入れられるなど、その目標達成に向けた取組が行われております。

本町としましては、現在実行中であります吉岡町第6次総合計画が、SDGsの概念を十分念頭に置いた上で計画されたものとなっております。本町として策定した吉岡町第6次総合計画の前期基本計画において、17のゴールを施策にひもづけることで、SDGsとの関連性を明確にしております。

普遍的な目標であるSDGsのゴールは、自治体の目標と重なる部分も多く、問題解決への道筋を明確に把握でき、解決のための有効な手段を見つけることもできます。そのため、町での実行例として、総合計画の前期基本計画に掲げられた各種事業であり、それぞれの事業は、まさにSDGsの概念の上に実行されているものと認識しているところでございます。

議 長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） 第6次の計画、私も承知しておりますけれども、実際にそれは個別的に何の工事をやるかというのがはっきり見えてきてないような感じなのです。それで質問しているわけです。

時間がありませんのでちょっと私が考えたのを紹介してみますと、一番手っ取り早いのは、現行の役場だとか学校、そういった設備の屋根に太陽光パネルを設置して、その電源とする。また、今後設置する公共的施設には必ず太陽光パネルを設置する。次には、個人住宅への補助金を今出しておりますけれども、これを増額して、太陽光パネルの設置意欲を高める。次は、河川流域の落差を利用して、小型でもよいから水力発電設備を設置する。最後には、生ごみの有効利用施設の設置、生ごみの肥料化、あるいはガスの発生によるその使用設備です。こういうものがすぐ考えられますけれども、町では実際にこれをやろうというのが、来年度の予算に組み込まれているでしょうか。

議 長（廣嶋 隆君） 延長して回答を求めます。高田副町長。

〔副町長 高田栄二君発言〕

副 町 長（高田栄二君） 来年度予算については、これから査定を実施していく過程にございますので、詳細なことはまだお答えする段階にございません。ただ、質問の趣旨としてお伺いした中にSDGsという観点でのご質問をいただいております、事務局としてはSDGsの概念を広く捉えた形での答弁を作成したところでございます。飯塚議員の質問につきま

しては、どちらかというところの持続可能性のところがカーボンオフセットでありますとか省エネルギー、そういった意味での色彩が強いものと先ほどお伺いしたところでもありますので、その辺についての言及は少し浅かったかなという感想は持っております。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） スピード感を持ってやっていただくことが大切なわけです。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員、回答で時間の延長が終わりましたので。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） それでは、本日の私、飯塚の一般質問をこれで終了いたします。

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、9番飯塚憲治議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の会議で予定されておりました一般質問が全て終了しました。

---

散 会

議長（廣嶋 隆君） 本日はこれをもって散会といたします。

午後4時32分散会



# 令和5年第4回吉岡町議会定例会会議録第4号

令和5年12月11日（月曜日）

## 議事日程 第4号

令和5年12月11日（月曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 委員会議案審査報告  
(総務産業・文教厚生・予算決算 各常任委員長報告)〔第2～第15〕  
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第 2 議案第53号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 3 議案第54号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 4 議案第55号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 5 議案第66号 吉岡町課設置条例等の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 6 議案第56号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 7 議案第57号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 8 議案第58号 吉岡町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 9 議案第59号 令和4年度 相馬原飛行場等周辺水道設置助成事業 上ノ原浄水場改修工事変更請負契約の締結について  
(討論・表決)
- 日程第10 議案第60号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算(第4号)  
(討論・表決)
- 日程第11 議案第61号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)  
(討論・表決)

- 日程第12 議案第62号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）  
（討論・表決）
- 日程第13 議案第63号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）  
（討論・表決）
- 日程第14 議案第64号 令和5年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）  
（討論・表決）
- 日程第15 議案第65号 令和5年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第2号）  
（討論・表決）
- 日程第16 請願の付託案件審査報告（文教厚生常任委員長報告）〔第17〕  
（委員長報告に対する質疑）
- 日程第17 請願第2号 国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める請願  
（討論・表決）
- 日程第18 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第19 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第20 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第21 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第22 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

---

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員会議案審査報告  
（総務産業・文教厚生・予算決算 各常任委員長報告）〔第2～第15〕  
（委員長報告に対する質疑）
- 日程第2 議案第53号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
（討論・表決）
- 日程第3 議案第54号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
（討論・表決）
- 日程第4 議案第55号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
（討論・表決）
- 日程第5 議案第66号 吉岡町課設置条例等の一部を改正する条例  
（討論・表決）

- 日程第 6 議案第 56 号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 7 議案第 57 号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 8 議案第 58 号 吉岡町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 9 議案第 59 号 令和 4 年度 相馬原飛行場等周辺水道設置助成事業 上ノ原浄水場改修工事変更請負契約の締結について  
(討論・表決)
- 日程第 10 議案第 60 号 令和 5 年度吉岡町一般会計補正予算 (第 4 号)  
(討論・表決)
- 日程第 11 議案第 61 号 令和 5 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)  
(討論・表決)
- 日程第 12 議案第 62 号 令和 5 年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)  
(討論・表決)
- 日程第 13 議案第 63 号 令和 5 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 2 号)  
(討論・表決)
- 日程第 14 議案第 64 号 令和 5 年度吉岡町水道事業会計補正予算 (第 2 号)  
(討論・表決)
- 日程第 15 議案第 65 号 令和 5 年度吉岡町下水道事業会計補正予算 (第 2 号)  
(討論・表決)
- 日程第 16 請願の付託案件審査報告 (文教厚生常任委員長報告) [第 17]  
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第 17 請願第 2 号 国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める請願  
(討論・表決)
- 追加日程第 1 発委第 1 号 国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書  
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 18 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 19 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 20 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 2 1 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 2 2 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

追加日程 2 第 1 議案第 6 7 号 令和 5 年度吉岡町一般会計補正予算 (第 5 号)

(提案・質疑・付託)

追加日程 2 第 2 委員会議案審査報告 (予算決算常任委員長報告)

(委員長報告に対する質疑)

追加日程 2 第 3 議案第 6 7 号 令和 5 年度吉岡町一般会計補正予算 (第 5 号)

(討論・表決)

## 出席議員（13人）

1番	山崎守人君	2番	春山和久君
3番	藤多ゆかり君	4番	大井俊一君
5番	秋山光浩君	7番	小林静弥君
8番	富岡栄一君	9番	飯塚憲治君
10番	富岡大志君	11番	坂田一広君
12番	飯島衛君	13番	小池春雄君
14番	廣嶋隆君		

## 欠席議員（1人）

6番 宮内正晴君

---

## 説明のため出席した者

町長	柴崎徳一郎君	副町長	高田栄二君
教育長	山口和良君	総務課長	小林康弘君
企画財政課長	米沢弘幸君	住民課長	一倉哲也君
健康子育て課長	中島繁君	介護福祉課長	永井勇一郎君
産業観光課長	岸一憲君	建設課長	笹沢邦男君
税務会計課長	中澤礼子君	上下水道課長	大澤正弘君
教育委員会事務局長	高橋淳巳君		

---

## 事務局職員出席者

事務局長 福島良一 主任 岸美穂

## 開 議

午前9時30分開議

議 長（廣嶋 隆君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより、お手元に配付してあります議事日程（第4号）により会議を進めます。

本日は、委員会に付託した議案の委員長報告を日程第1で、委員会に付託した請願の報告を日程第16で行う予定でいますので、各委員長におかれましてはよろしくお願ひします。

---

### 日程第1 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生・予算決算 各常任委員長報告）

議 長（廣嶋 隆君） 日程第1、委員会議案審査報告を議題とします。

総務産業・文教厚生・予算決算の各常任委員会に付託した議案の審査報告をお願いします。

それでは、総務産業常任委員会富岡栄一委員長、委員長報告をお願いします。富岡委員長。

〔総務産業常任委員会委員長 富岡栄一君登壇〕

総務産業常任委員長（富岡栄一君） 8番富岡です。

総務産業常任委員会の議案審査報告を行います。

12月1日、本会議にて議長より当委員会に付託されました議案について、12月7日木曜日午前9時30分より委員会室において、委員全員、議長及び執行側から町長、副町長、教育長、課・局長、室長の出席の下、審査を行いましたので、その結果について報告します。

議案第53号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、第3条吉岡町職員の勤務時間、休暇に関する条例で、フレックスタイムということで週休3日が可能になったかの質疑に対し、週38.45時間という総量は決まっている。勤務割りの仕方によって1日の勤務を割り振らない平日5日の中で別の4日にその1日分を振り替えることにより週休3日が可能となるなどの質疑がありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決しました。

議案第54号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決しました。

議案第55号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決しました。

議案第58号 吉岡町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例については、算出根拠になる参考資料を基に負担金の額などを質疑しました。質疑には第6負担区が370円で、今度、第8負担区が400円、工事代金などが上がるから30円上がるのかとの質疑に対し、単位負担区の算出根拠は総事業費を区域面積で割り、負担率を20%としている。第7負担区は減額調整して400円にしている。第8負担区も同じように計算しますと491円になりますが、減額調整して400円としていただきたいとのこと。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決しました。

議案第59号 令和4年度 相馬原飛行場等周辺水道設置助成事業 上ノ原浄水場改修工事変更請負契約の締結については、既存施設の建物当時の設計図書資料を基に審査しました。質疑では、設計図書からは樹脂ボンドに石綿が入っているのが分かるのも難しいと思うが、建設時期を考えると石綿が使われていることを考えなかったのかとの質疑に対し、調査費だけは当初設計に見込んだほうがよかったと思いますとのこと。仮設機械室の位置が変更になったことで、ここでは無理ではないかと技術的に予見できなかったのかとの質疑に対し、樹木を伐採し、ある程度のスペースを確保できていたと考えたが、請負業者と協議した結果により、より安全な水道水を供給するために変更になりました。2次仮設につきましては予見できなかったとのこと。変更請負契約の増額部分の補助金申請はできなかったのかとの質疑に対し、令和4年度の事業で前年12月に協議が調い額を決定し、翌年補助金額が内示となり、補助金交付決定で補助金額は固定であるとのことなどの質疑がありました。また、討論では賛成討論がありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決しました。

以上、報告といたします。

議長（廣嶋 隆君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

富岡委員長、自席へお戻りください。

次に、小林静弥委員長が文教厚生常任委員会を欠席したため、大井俊一副委員長に委員長報告をお願いします。大井副委員長。

〔文教厚生常任委員会副委員長 大井俊一君登壇〕

文教厚生常任副委員長（大井俊一君） 4番大井です。

それでは、文教厚生常任委員会委員長報告を委員長に代わり行います。

文教厚生常任委員会では、令和5年12月1日の本会議におきまして議長より当委員会に付託されました議案について、令和5年12月8日金曜日午前9時30分から委員会室

におきまして、委員6名、小林静弥委員長病欠席、議長、執行側からは町長、副町長、関係課長、局長、室長の出席の下、文教厚生常任委員会を開催し、審査を行いました。その結果について報告いたします。

議案第66号 吉岡町課設置条例等の一部を改正する条例。本議案は健康子育て課と介護福祉課を統合し健康福祉課として一本化する改正です。その目的は、町民の要請、窓口業務をより柔軟に行い、かつ強靱な組織体制を目指すことです。

審議の過程で幾つかの質疑がありました。主なものとしては、1、子供を取り巻く環境は厳しさを増し、国を挙げて子育て支援に力を注ごうとしているときに、2つの課を統合した1つの課が全掌握範囲の業務を全うできるのか、問題があると思うがとの質疑に、窓口での業務、相談は複合的で2課に関係するものも多く、それに対して課内で横断的に支援が可能となり、全体的に行政サービスの向上に役立てると考えているとの答弁がありました。2、1つの課に多くの担当部署があること、業務量の多さなどから相談のたらい回しが起きないか、町民はスムーズにサービスを受けられるのか心配だとの質疑に、課の統合後も担当室数は変わらない、職員体制も変わらない計画ですので、1人当たりの業務量も変わらないと想定しており、サービスの低下は起こらないとの答弁がありました。3、課統合の趣旨は、相談に来た人が1つの窓口で済ませられればよいとの考えのようだが、現状の2つの課、各室で業務の分担は明確化できているのかとの質疑に、介護福祉課では担当室でしっかり業務の仕分けはできている。しかし、現在の町民ニーズはシンプルではなくて、各室の連携が必要な場面がある。統合した中で多くの職種が同時に支援できる体制になれば住民にとってメリットになると考えているとの答弁がありました。4、統合と連携と言っているが、事務室のレイアウトは現状のまま、住民目線のサービスができるのかとの質疑に、職場レイアウトの統合は直ちには難しい。当面、窓口に来た住民が動くのではなく職員が動く形で対応することを考えている。レイアウトの変更は工夫と可能性を検討している段階だとの答弁がありました。審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決いたしました。

議案第56号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、出産した人に対して国民健康保険税を免除するための新設条文の追加です。審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決いたしました。

議案第57号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決しました。

以上をもって、付託されました3議案につきましての委員長報告といたします。

議長（廣嶋 隆君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

大井副委員長、自席へお戻りください。

それでは、予算決算常任委員会飯島 衛委員長、委員長報告をお願いします。飯島委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 飯島 衛君登壇〕

予算決算常任委員長（飯島 衛君） 12番飯島です。

それでは、予算決算常任委員会委員長報告を行います。

去る12月1日、本会議におきまして当委員会に付託されました議案について、12月6日午前9時30分より委員会室において、執行より町長、副町長、教育長、関係課長、局長、室長、議長、委員12名の出席の下、慎重に審査を行いましたので報告いたします。

なお、各議案につきましては、歳入歳出ともに款項目の目ごとに審査いたしました。

議案第60号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）については、歳入では、民生費国庫負担金について町の負担割合などについて質疑があり、資料の提出を求め説明を受けました。教育費国庫補助金では、明小の備品整備事業について質疑がありました。湧水対策施設維持管理基金繰入金では、今後の課題として多くの質疑がありました。歳出では企画費や諸費、電子計算費では移住支援金返還金や渋川広域負担金、システム使用料などに多くの質疑がありました。社会福祉総務費ではボランティアセンター運営業務委託料などについて質疑がありました。また、し尿処理費や塵芥処理費では、減額になったことへの質疑がありました。審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

議案第61号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入では一般会計繰入金について、歳出では国民健康保険基金積立金や償還金などについて質疑がありました。審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

議案第62号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入で雑入について、歳出で介護予防サービス給付費についての質疑がありました。審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

議案第63号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）については、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

議案第64号 令和5年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）については、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

議案第65号 令和5年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第2号）については、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

以上、委員長報告といたします。

議長（廣嶋 隆君） 委員長報告が終わりました。  
委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。  
〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。  
飯島委員長、自席へお戻りください。

---

## 日程第2 議案第53号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第2、議案第53号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。  
これより起立によって採決を行います。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
議案第53号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。  
よって、議案第53号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第3 議案第54号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第3、議案第54号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。  
これより起立によって採決を行います。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
議案第54号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。  
〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第54号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第4 議案第55号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第4、議案第55号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第55号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第55号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第5 議案第66号 吉岡町課設置条例等の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第5、議案第66号 吉岡町課設置条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。小池議員。

〔13番 小池春雄君登壇〕

13番（小池春雄君） 私は、議案第66号 吉岡町課設置条例等の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

今回の条例改正におきましては、今までありました健康子育て課、介護福祉課を、業務内容は変わりませんが、7つの室があるものを、これは7つで変わりませんが、これをなくして健康福祉課一本にするという議案でありますけれども、健康子育て課をつくったときの理由と、そしてまた今の社会を取り巻く情勢というのはより子育て支援に力を入れるという時代にあるときに、また、吉岡町が健康子育て課を設置したときに、やはり住民に対して町に今までなかったものが子育て支援に力を入れていくんだというアピールもあったかと思えます。しかし、町の看板であったこの健康子育て課が消えると、そして健康福祉課に一本にされるということは、住民から見ても子育て支援に力を入れて

いないと、課そのものが名称がなくなるわけですから、そのように受け取られかねないというふうには思います。名前は変えても子育て課という名称は残して、やはり住民に吉岡町は子育てに支援しているんだなというものをしっかりと残す、このことに私は大変意義があると思います。これをなくして健康子育て課と健康福祉課の名称を変えて健康福祉課一本にするという考え方に私は反対をするものであります。

議長（廣嶋 隆君） 次に、この議案に賛成者の発言を許可します。飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君登壇〕

9番（飯塚憲治君） 9番飯塚です。

それでは、議案第66号 吉岡町課設置条例等の一部を改正する条例の賛成討論を行います。

12月1日の本会議及び8日の文教厚生常任委員会におきまして、条例の一部改正の説明を受け、委員会でも質疑がたくさん出ました。その内容が、行政執行、その改善のために十分に適切であることを私として判断いたしましたので、議案第66号の承認に賛成いたします。

以下にその理由を申し述べます。

この議案は、先ほど反対意見を述べられました小池議員のお話ししたとおり、現行の健康子育て課と介護福祉課を統合させることにより、町民の健康と福祉のサービス向上を主目的とするとともに、業務の効率化などにも寄与することと私なりに判断いたしました。そのように理解いたしました。

社会の状況は目まぐるしく変化し複雑化する今日においては、役場窓口に各種の要請や相談に訪れる人々の数が多くなっております。それらの町民ニーズは単純ではなく、各担当室の間で連携が必要な状況にあると言われます。今回の組織変更は、複合化しつつある相談ニーズに1つの課の中で各担当室間同士で横断的でまとまったチームとして対応できること、多くの職種が連携して同時に支援に関わることで、サービスの向上と業務のスピードアップはもちろん、先ほど発言にありましたが、たらい回しの防止にもつながるものと思われまます。

一方、課を1つにまとめることで、獲得が容易でない専門人材の配置がなかなか難しいとの答弁がありましたが、それを複数課にそれぞれ配置する非効率をなくすなど、1つの課に必要な人員を配置すればよいという効果があると思います。以上、冒頭で述べましたとおり、行政執行の改善がなされるものと判断いたしました。

今回の組織改正を成功させるためのキーポイントは、各担当室間の連携と情報の共有化、それに意思決定の早さであると感じております。いわゆる社会一般に言われていますハウレンソウが大切です。委員会の答弁の中にもありました。1つの課の中で複数の職種が連

携して同時に支援に関わることで、この目的達成は十分に成し遂げられるというふうに感じております。しかしながら、先ほど言いましたように、報告、連絡、相談、この実践があつてこそだと思います。これが十分になされないと、今回の改正は先ずぼまり、目的とは違った方向になってしまうと感じております。

なぜこの点に触れるかと言いますと、私はこのハウレンソウが吉岡町業務執行において若干欠けている面があると感じていることがあるからです。ぜひこのハウレンソウを重ねることにより、今回の目的が達成されることを期待します。

また、条例改正により行政サービスの向上が達成されることを町民も大きな期待を持って待ち望んでいるものと思います。今回の条例改正案は、行政が町民のサービス向上に真摯に取り組んでいる姿勢が見てとれます。町長は、今回の改正が最後ではなく、今後もいろいろな事態に応じて、随時組織体制の変更、見直しを行っていく考えがあると述べております。

今後も町民サービスの向上に向かって進んでいただくことを強く希望いたしますとともに、議員の皆様におかれましては、この条例改正案にのっとりまして、町民の健康の増進及び福祉の向上のために議案承認の賛成をお願いいたしまして、私飯塚の賛成討論を終わります。ありがとうございました。

議長（廣嶋 隆君） 次に、この議案に反対する者の発言を許可します。ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第66号 吉岡町課設置条例等の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第66号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第6 議案第56号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第6、議案第56号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第56号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第56号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第7 議案第57号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第7、議案第57号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第57号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第57号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第8 議案第58号 吉岡町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第8、議案第58号 吉岡町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第58号 吉岡町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を委員長  
長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第58号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第9 議案第59号 令和4年度 相馬原飛行場等周辺水道設置助成事業 上ノ原 浄水場改修工事変更請負契約の締結について

議長（廣嶋 隆君） 日程第9、議案第59号 令和4年度 相馬原飛行場等周辺水道設置助成  
事業 上ノ原浄水場改修工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第59号 令和4年度 相馬原飛行場等周辺水道設置助成事業 上ノ原浄水場改修  
工事変更請負契約の締結についてを委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立  
願います。

[賛成者起立]

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第59号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第10 議案第60号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第10、議案第60号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第4  
号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第60号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）を委員長の報告のとおり  
決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

### 日程第11 議案第61号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第11、議案第61号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第61号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

### 日程第12 議案第62号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第12、議案第62号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第62号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

### 日程第13 議案第63号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第13、議案第63号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会

計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第63号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第14 議案第64号 令和5年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第14、議案第64号 令和5年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第64号 令和5年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第15 議案第65号 令和5年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第2号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第15、議案第65号 令和5年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第65号 令和5年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第2号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第16 請願の付託案件審査報告（文教厚生常任委員長報告）

議長（廣嶋 隆君） 日程第16、請願の付託案件審査報告を議題とします。

文教厚生常任委員会に付託した請願の審査報告をお願いします。

それでは、文教厚生常任委員会大井俊一副委員長、委員長報告をお願いします。大井副委員長。

〔文教厚生常任委員会副委員長 大井俊一君登壇〕

文教厚生常任副委員長（大井俊一君） 4番大井です。

文教厚生常任委員会の請願審査報告を行います。

文教厚生常任委員会では、令和5年12月1日の本会議におきまして議長より当委員会に付託されました請願第2号について、令和5年12月8日金曜日午前11時40分から委員会室におきまして、委員6名、小林静弥委員長病欠、議長の下、文教厚生常任委員会を開催し審査を行いました。その結果について報告いたします。

請願第2号 国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める請願。本請願は、看護師及び介護職などの従事者の賃金の引上げとそれにつながる医療診療報酬、介護・障害報酬の引上げを求めるものです。委員会では、近年の看護・介護職に従事する人たちの労働環境、社会的に賃金引上げの必要性が問われていることなどを考慮して、請願の趣旨を理解し、賛成多数で採択しました。

議長（廣嶋 隆君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

大井副委員長、自席へお戻りください。

---

#### 日程第17 請願第2号 国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める請願

議長（廣嶋 隆君） 日程第17、請願第2号 国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める請願を議題とします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより起立によって採決を行います。

この請願に対する副委員長の報告は採択です。

請願第2号 国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める請願を副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、請願第2号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

---

### 日程の追加

議長（廣嶋 隆君） 請願第2号が採択となりましたので、ここで議事日程を追加したいと思います。

議事日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

事務局に議事日程を配付させますので、その間暫時休憩とします。

午前10時13分休憩

---

午前10時14分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

配付しました議事日程（第4号）の追加1により会議を進めます。

---

### 追加日程第1 発委第1号 国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書

議長（廣嶋 隆君） 追加日程第1、発委第1号 国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書を議題とします。

文教厚生常任委員会大井俊一副委員長より提案理由の説明を求めます。大井副委員長。

〔文教厚生常任委員会副委員長 大井俊一君登壇〕

文教厚生常任副委員長（大井俊一君） 4番大井です。

それでは、朗読をもって提案理由とさせていただきます。

発委第1号

令和5年12月11日

吉岡町議会

議長 廣嶋 隆 様

提出者

文教厚生常任委員会

国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び吉岡町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提出の理由

標記の意見書を提出するために、委員会発議するもの。

国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充し  
すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書

看護師や介護職など社会基盤（国民の健康と福祉）を支える労働者がその役割の重要性に比して、賃金水準が低いとし、ケア労働者の賃上げ事業として2022年10月から診療報酬と介護報酬の臨時改定が行われ、「介護職員処遇改善評価料」と「介護職員等ベースアップ等支援加算」が新設されました。4年目に突入したコロナ禍、自らの感染リスクや様々な行動制限に耐え、必死に国民のいのちと健康を守るために奮闘してきたケア労働者に対し、処遇改善の必要性を明言して賃上げ補助を行った政策に対して喜びの声がある一方、賃上げの対象が限定されたため、本来、チームワークが強く求められる医療・介護現場に差別が持ち込まれ、不団結を生み出しています。とりわけ、「看護職員処遇改善評価料」（月額平均1万2,000円相当）においては、診療所や訪問看護などは対象から外され、就労看護師約166万人の35%程度である57万人しか対象にならず、施設数で見れば、17万8,000余りある医療施設のうち対象は2,720施設とわずか1.5%程度に過ぎません。

40年ぶりの物価高騰を背景に、2023年春闘では経団連が「大幅な賃上げは企業の社会的責務だ」として人材獲得の観点から大幅賃上げを表明し、労使交渉で労働組合の要求に満額で応える大手企業が相次ぎました。

しかし、国が決める公定価格で運営している医療機関や介護施設等は、様々な物資やサービスを値上げに価格転嫁できず、経営者は賃上げに必要な財源の確保が困難で、今春闘の賃上げの流れから取り残されています。このため「給与の上がない医療・介護分野」から「より給与の高い他産業」へと人材流出が生じ、医療関係職種の有効求人倍率は高止まりし、医療関係職種の入職超過率は2022年には産業計を0.3%下回っており人材不足が進んでいます。

安心・安全で質の高い医療の推進、サービスの提供には、人材を確保するために安定した経営も必要であり、新型コロナウイルス感染症への対応による経費増や患者の受診控えによる収入減物価高騰等に対する医療・介護施設への経済的援助の拡充が必要です。そして、すべてのケア労働者の大幅賃上げと広く平等な処遇改善につながる診療報酬・介護報酬・障害報酬などの抜本的な引き上げと同時に患者・利用者の負担軽減策も加えて必要であると考えています。

私たちは、ケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために、以下を要請し、実施を強く求めるものです。

#### 記

1. 医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃金引き上げと人員配置増につなげるよう、診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施すること。
2. すべての医療機関及び介護施設に行き渡る物価高騰支援策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年12月11日

群馬県吉岡町議会  
議長 廣嶋 隆

内閣総理大臣 岸田 文雄 様  
厚生労働大臣 武見 敬三 様  
財務大臣 鈴木 俊一 様  
総務大臣 鈴木 淳司 様  
以上です。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
暫時休憩します。

午前10時23分休憩

---

午前10時32分再開

議 長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

11時まで休憩を取ります。再開を11時ちょうどとします。

午前10時32分休憩

---

午前11時02分再開

議 長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

意見書の提出者名、委員長小林静弥議員は委員会を欠席しているため、削除することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

削除することに決定しました。

次に、提出者名を副委員長大井俊一にすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

提出者名を副委員長大井俊一にすることに決定しました。

それでは、大井副委員長、演壇席に来てください。

それでは、ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

大井副委員長、自席へお戻りください。

この件は、委員会発議でありますので、吉岡町議会会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を行いません。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

発委第1号 国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、発委第1号は原案のとおり可決することに決定しました。  
議事日程（第4号）に戻ります。

---

日程第18 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第19 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第20 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第21 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第22 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（廣嶋 隆君） 日程第18から第22までの各委員会の閉会中の継続調査について、吉岡町議会会議規則第35条により一括議題とし、採決はそれぞれ分離して行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、一括議題と決定しました。

各委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員会委員長から、吉岡町議会会議規則第71条の規定により、お手元にお配りしました調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

これから、その申出5件を分離して採決します。

最初に、議会運営委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、総務産業常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、文教厚生常任委員会副委員長からの申出についてお諮りします。

副委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、副委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、議会広報常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。  
委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。  
次に、予算決算常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。  
委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。  
議案が追加されましたので、議会運営委員会を開きたいと考えます。  
ここで暫時休憩といたします。

午前11時07分休憩

---

午前11時16分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

---

### 日程の追加

議長（廣嶋 隆君） ここで議事日程を追加したいと思います。

議事日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

事務局に追加議事日程を配付させますので、その間暫時休憩とします。

午前11時16分休憩

---

午前11時18分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

議事日程（第4号）の追加2により会議を進めます。

---

### 追加日程2第1 議案第67号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）

議長（廣嶋 隆君） 追加日程2第1、議案第67号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

**町 長（柴崎徳一郎君）** 議案第67号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）について提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億68万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億5,872万6,000円とするものであります。

補正の主なものは、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、特に物価高騰の影響が大きい低所得世帯に対して、1世帯当たり7万円の給付を行うものとなります。

その他詳細につきましては、企画財政課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**議 長（廣嶋 隆君）** 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

**企画財政課長（米沢弘幸君）** 議案第67号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）。

議案書1ページをご覧ください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正額は、町長が提案理由の中で申し上げたとおりです。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表・歳入歳出予算補正」による。

内容については、補正の款項の区分等を含め、事項別明細書で説明します。

10ページをご覧ください。

15款国庫支出金2項国庫補助金1目1節総務費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億47万8,000円の増は、今回の給付金事業実施に伴う歳入分となります。

19款繰入金2項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金は20万8,000円の増です。補正後の財政調整基金からの繰入額は8億9,782万6,000円となります。

次に、歳出の主なものになります。

11ページをご覧ください。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費1億68万6,000円の増は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業に係る経費の総額で、12節委託料220万円の増は電算システムの改修のため、19節扶助費9,800万円の増は低所得世帯に対して1世帯当たり7万円の現金を支給するもので1,400世帯分の計上となります。

そのほか、別紙参考資料としてA4判9ページの説明資料を添付しました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第67号は、予算決算常任委員会に付託します。

直ちに予算決算常任委員会を開きますので、委員の皆さんは委員会室にお集まりください。

ここで暫時休憩とします。

午前11時22分休憩

---

午前11時33分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

---

## 追加日程2第2 委員会議案審査報告（予算決算常任委員長報告）

議長（廣嶋 隆君） 追加日程2第2、委員会議案審査報告を議題とします。

それでは、予算決算常任委員会飯島衛委員長、委員長報告をお願いします。飯島委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 飯島 衛君登壇〕

予算決算常任委員長（飯島 衛君） 12番飯島です。

それでは、予算決算常任委員会委員長報告を行います。

本日、本会議におきまして付託されました議案第67号 吉岡町一般会計補正予算（第5号）について、11時25分より、委員会室において、町長、副町長、教育長、関係課長、局長、室長、議長、委員12名の出席の下に慎重に審査を行いましたので、報告いたします。

審査の結果は、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

以上、委員長報告といたします。

議長（廣嶋 隆君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

飯島委員長、自席にお戻りください。

---

## 追加日程2第3 議案第67号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）

議長（廣嶋 隆君） 追加日程2第3、議案第67号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第67号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

議事日程（第4号）に戻ります。

---

## 町長挨拶

議長（廣嶋 隆君） 以上で本日の日程が全て終了しました。

閉会の前に、町長の発言の申入れを許可します。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

猛暑と残暑に見舞われた本年ですが、師走を迎え、朝晩の冷え込みが増してまいりました。

現在、全国的に新型コロナウイルス感染症の感染状況は落ち着いてはいるものの、既にインフルエンザが猛威を振るっており、これから様々な感染症の流行時期を迎えるに当たり、今後の同時流行にも警戒が必要となっております。

今年1年を振り返りますと、5月の新型コロナウイルス感染症の5類移行後、社会経済活動の正常化が進み、当町においても、町の行事だけではなく多くの地域の行事も再開され、コロナ前の日常が戻りつつあることを実感できる年となりました。

さて、本定例会の中で審議していただきました議案15件につきまして、いずれも可決いただき、誠にありがとうございました。

そして、本議会における各議案審議の過程及び一般質問の中で賜りましたご指摘、ご意見に対しましても同様に町政執行の中で留意してまいりたいと考えております。

特に、SDGsの取組につきましては、町では2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティ宣言を近々予定しているところであり、今後はこの宣言

を柱に各種施策を検討、実施してまいりたいと考えております。

これから寒さも一段と厳しくなる慌ただしい年の瀬を迎えることとなりますが、どうか議員皆様も健康には十分ご留意の上、ご活躍くださいますようお願い申し上げます。

議員皆様におかれましても、また吉岡町にとりましても、輝かしい新年を迎えることができますようご祈念申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶に代えさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

---

## 閉 会

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、令和5年第4回吉岡町議会定例会を閉会します。

午前11時38分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 廣 嶋 隆

吉岡町議会議員 小 林 静 弥

吉岡町議会議員 富 岡 栄 一